

土木工事施工管理基準

この土木工事施工管理基準(以下、「管理基準」とする。)は、福井県土木工事共通仕様書〔R04.4〕第1編1-1-24施工管理」に規定する土木工事の施工管理及び規格値の基準を定めたものである。

1. 目的

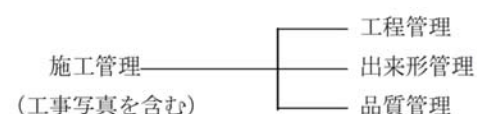
この管理基準は、土木工事の施工について、契約図書に定められた工期、工事目的物の出来形及び品質規格の確保を図ることを目的とする。

2. 適用

この管理基準は、福井県土木部が発注する土木工事について適用する。ただし、設計図書に明示されていない仮設構造物等は除くものとする。また、工事の種類、規模、施工条件等により、この管理基準によりがたい場合、または、基準、規格値が定められていない工種については、監督職員と協議の上、施工管理を行うものとする。なお、この基準にない下記の各編については、右に記載の最新版を準用する。

- 第4編港湾編 「港湾工事共通仕様書」国土交通省港湾局編集
- 第5編空港土木編 「空港土木工事共通仕様書」国土交通省航空局監修
- 第12編漁港漁場編 「漁港漁場関係工事共通仕様書」
水産庁漁港漁場整備部整備課編集
- 第14編公園緑地編 「公園緑地工事共通仕様書(案)」
国土交通省都市・地域整備局公園緑地課編集
- 下水道「下水道土木工事共通仕様書(案)」
国土交通省都市・地域整備局下水道部編集

3. 構成



4. 管理の実施

- (1) 受注者は、工事施工前に、施工管理計画および施工管理担当者を定めなければならない。
- (2) 施工管理担当者は、当該工事の施工内容を把握し、適切な施工管理を行わなければならない。
- (3) 受注者は、測定(試験)等を工事の施工と並行して、管理の目的が達せられるよう速やかに実施しなければならない。
- (4) 受注者は、測定(試験)等の結果をその都度管理図表等に記録し、適切な管理のもとに保管し、監督職員の請求に対し速やかに提示するとともに、検査時に提出しなければならない。

5. 管理項目及び方法

- (1) 工程管理
受注者は、工事内容に応じて適切な工程管理(ネットワーク、バーチャート方式など)を行うものとする。ただし、応急処理又は維持工事等の当初工事計画が困難な工事内容については、省略できるものとする。
- (2) 出来形管理
受注者は、出来形を出来形管理基準に定める測定項目および測定基準により実測し、設計値と実測値を対比して記録した出来形管理図表または出来形図を作成し管理するものとする。なお、測定基準において測定箇所数「〇〇につき1ヶ所」となっている項目については、小数点以下を切り上げた箇所数測定するものとする。

土木工事施工管理基準

この土木工事施工管理基準(以下、「管理基準」とする。)は、福井県土木工事共通仕様書〔R06.4〕第1編1-1-24施工管理」に規定する土木工事の施工管理及び規格値の基準を定めたものである。

1. 目的

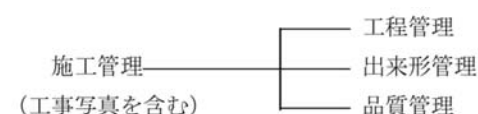
この管理基準は、土木工事の施工について、契約図書に定められた工期、工事目的物の出来形及び品質規格の確保を図ることを目的とする。

2. 適用

この管理基準は、福井県土木部が発注する土木工事について適用する。ただし、設計図書に明示されていない仮設構造物等は除くものとする。また、工事の種類、規模、施工条件等により、この管理基準によりがたい場合、または、基準、規格値が定められていない工種については、監督職員と協議の上、施工管理を行うものとする。なお、この基準にない下記の各編については、右に記載の最新版を準用する。

- 第4編港湾編 「港湾工事共通仕様書」国土交通省港湾局編集
- 第5編空港土木編 「空港土木工事共通仕様書」国土交通省航空局監修
- 第12編漁港漁場編 「漁港漁場関係工事共通仕様書」
水産庁漁港漁場整備部整備課編集
- 第14編公園緑地編 「公園緑地工事共通仕様書(案)」
国土交通省都市・地域整備局公園緑地課編集
- 下水道「下水道土木工事共通仕様書(案)」
国土交通省都市・地域整備局下水道部編集

3. 構成



4. 管理の実施

- (1) 受注者は、工事施工前に、施工管理計画及び施工管理担当者を定めなければならない。
- (2) 施工管理担当者は、当該工事の施工内容を把握し、適切な施工管理を行わなければならない。
- (3) 受注者は、測定(試験)等を工事の施工と並行して、管理の目的が達せられるよう速やかに実施しなければならない。
- (4) 受注者は、測定(試験)等の結果をその都度管理図表等に記録し、適切な管理のもとに保管し、監督職員の請求に対し速やかに提示するとともに、検査時に提出しなければならない。

5. 管理項目及び方法

- (1) 工程管理
受注者は、工事内容に応じて適切な工程管理(ネットワーク、バーチャート方式など)を行うものとする。ただし、応急処理又は維持工事等の当初工事計画が困難な工事内容については、省略できるものとする。
- (2) 出来形管理
受注者は、出来形を出来形管理基準に定める測定項目および測定基準により実測し、設計値と実測値を対比して記録した出来形管理図表または出来形図を作成し管理するものとする。なお、測定基準において測定箇所数「〇〇につき1ヶ所」となっている項目については、小数点以下を切り上げた箇所数測定するものとする。

(令和4年4月版)

測定箇所は、受発注者の協議により追加できるものとする。

(3) 品質管理

受注者は、品質を品質管理基準に定める試験項目、試験方法及び試験基準により管理するものとする。

この品質管理基準の適用は、試験区分で「必須」となっている試験項目は、全面的に実施するものとする。また、試験区分で「その他」となっている試験項目は、特記仕様書で指定するものを実施するものとする。

6. 規格値

受注者は、出来形管理基準及び品質管理基準により測定した各実測（試験・検査・計測）値は、すべて規格値を満足しなければならない。

7. その他

(1) 工事写真

受注者は、工事写真を施工管理の手段として、各工事の施工段階及び工事完成後明視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を写真管理基準(案)により撮影し、適切な管理のもとに保管し、監督職員の請求に対し速やかに提示するとともに、工事完成時に提出しなければならない。

(2) 情報化施工

10,000m³以上の土工の出来形管理については、「情報化施工技術の使用原則化について」（平成25年3月15日付け国官技第291号、国総公第133号）による。ただし、「TSを用いた出来形管理要領（土工編）」は「TS等光波方式を用いた出来形管理要領（土工編）(案)」に読み替えるものとし、「TSを用いた出来形管理の監督・検査要領（河川土工編）」及び「TSを用いた出来形管理の監督・検査要領（道路土工編）」は「TS等光波方式を用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）(案)」に読み替えるものとする。

(3) 3次元データによる出来形管理

土工において、3次元データを用いた出来形管理を行う場合は、管理基準のほか、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）土工編 多点計測技術（面管理の場合）」または「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）土工編 計測技術（断面管理の場合）」の規定によるものとする。

また、舗装工において、3次元データを用いた出来形管理を行う場合は、管理基準のほか、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編 多点計測技術（面管理の場合）」または「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編 計測技術（断面管理の場合）」の規定によるものとする。

河川浚渫工においては、3次元データを用いた出来形管理を行う場合は、管理基準のほか、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）河川浚渫工編」の規定によるものとする。なお、ここでいう3次元データとは、工事目的物あるいは現地地形の形状を3次元空間上に再現するために必要なデータである。

(4) 施工箇所が点在する工事

施工箇所が点在する工事については、施工箇所毎に測定（試験）基準を設定するものとする。なお、これにより難しい場合は、監督職員と協議しなければならない。

(令和6年4月版)

下線部：変更箇所

測定箇所は、受発注者の協議により追加できるものとする。

(3) 品質管理

受注者は、品質を品質管理基準に定める試験項目、試験方法及び試験基準により管理するものとする。

この品質管理基準の適用は、試験区分で「必須」となっている試験項目は、全面的に実施するものとする。また、試験区分で「その他」となっている試験項目は、特記仕様書で指定するものを実施するものとする。

6. 規格値

受注者は、出来形管理基準及び品質管理基準により測定した各実測（試験・検査・計測）値は、すべて規格値を満足しなければならない。

7. その他

(1) 工事写真

受注者は、工事写真を施工管理の手段として、各工事の施工段階及び工事完成後明視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を写真管理基準(案)により撮影し、適切な管理のもとに保管し、監督職員の請求に対し速やかに提示するとともに、工事完成時に提出しなければならない。

(2) 情報化施工

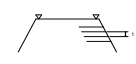
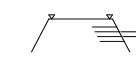
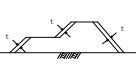
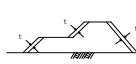
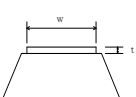
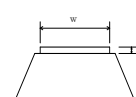
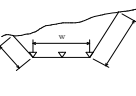
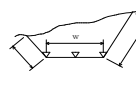
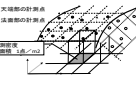
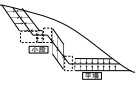
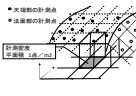
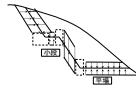
10,000m³以上の土工の出来形管理については、「情報化施工技術の使用原則化について」（平成25年3月15日付け国官技第291号、国総公第133号）による。ただし、「TSを用いた出来形管理要領（土工編）」は「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）土工編」に読み替えるものとし、「TSを用いた出来形管理の監督・検査要領（河川土工編）」及び「TSを用いた出来形管理の監督・検査要領（道路土工編）」は「TS等光波方式を用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）(案)」に読み替えるものとする。

(3) 3次元データによる出来形管理

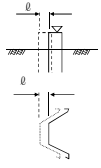
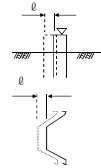
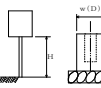
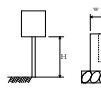
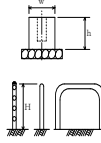
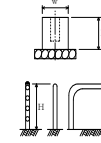
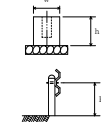
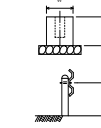
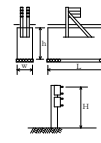
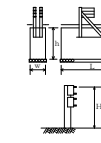
ICT施工において、3次元データを用いた出来形管理を行う場合は、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定によるものとする。なお、ここでいう3次元データとは、工事目的物あるいは現地地形の形状を3次元空間上に再現するために必要なデータである。

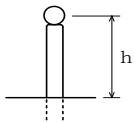
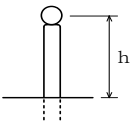
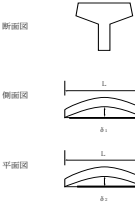
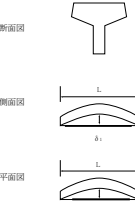
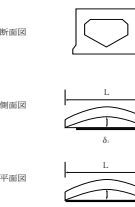
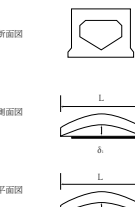
(4) 施工箇所が点在する工事

施工箇所が点在する工事については、施工箇所毎に測定（試験）基準を設定するものとする。なお、これにより難しい場合は、監督職員と協議しなければならない。

出来形管理基準				(令和4年4月版)					(令和6年4月版)								
編	章	節	技	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	概要	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	概要			
1	共通編	2	土工	3	河川土工・新築土工・修繕土工・防犯土工	4	冠土補強工 (橋脚土(ターレットメ)壁工法 (多数アンカー式補強土工法) (ジオアンカスタイルを用いた補強土工法))	測定項目 基準高 Δ 厚さ t 控え長さ	規格値 -50 -50 設計値以上	測定基準 施工延長40m(間隔25mの場合125m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所、 以下は1施工箇所につき2ヶ所、	測定箇所 	概要 1-2-3-4	測定項目 基準高 Δ 厚さ t 控え長さ	規格値 -50 -50 設計値以上	測定基準 施工延長40m(間隔25mの場合125m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所、 以下は1施工箇所につき2ヶ所、 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することが出来る。	測定箇所 	概要 1-2-3-4
1	共通編	2	土工	3	河川土工・新築土工・修繕土工・防犯土工	4	法面整形工 (盛土部)	厚さ t	規格値 容-30	測定基準 施工延長40m(間隔25mの場合125m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所、法の中央で測定、 容は、施工延長200mにつき1ヶ所、200m以下は2ヶ所、中央で測定、	測定箇所 	概要 1-2-3-5	厚さ t	規格値 容-30	測定基準 施工延長40m(間隔25mの場合125m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所、法の中央で測定、 容は、施工延長200mにつき1ヶ所、200m以下は2ヶ所、中央で測定、 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することが出来る。	測定箇所 	概要 1-2-3-5
1	共通編	2	土工	3	河川土工・新築土工・修繕土工・防犯土工	4	堤防天端工	厚さ t $t < 15\text{cm}$ $t \geq 15\text{cm}$ 幅 w	規格値 -25 -50 -100	測定基準 幅は、施工延長40m(間隔25mの場合125m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所、 厚さは、施工延長200mにつき1ヶ所、200m以下は2ヶ所、中央で測定、	測定箇所 	概要 1-2-3-6	厚さ t $t < 15\text{cm}$ $t \geq 15\text{cm}$ 幅 w	規格値 -25 -50 -100	測定基準 幅は、施工延長40m(間隔25mの場合125m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所、 厚さは、施工延長200mにつき1ヶ所、200m以下は2ヶ所、中央で測定、	測定箇所 	概要 1-2-3-6
1	共通編	2	土工	3	道路土工	4	縦断上	基準高 Δ 法長 l $l < 5\text{m}$ $l \geq 5\text{m}$ 幅 w	規格値 ± 50 -200 法長-4% -100	測定基準 施工延長40m(間隔25mの場合125m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所、 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 上下編 計測技術(断面管理の場合)」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎、基準高は、道路中心線および端部で測定、	測定箇所 	概要 1-2-4-2	基準高 Δ 法長 l $l < 5\text{m}$ $l \geq 5\text{m}$ 幅 w	規格値 ± 50 -200 法長-4% -100	測定基準 施工延長40m(間隔25mの場合125m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所、 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎、基準高は、道路中心線および端部で測定、	測定箇所 	概要 1-2-4-2
1	共通編	2	土工	3	道路土工	4	横断上 (面管理の場合)	平均値 個々の計測値 平面 標高較差 ± 50 ± 150 法面 (小段含む) 水平または 標高較差 ± 70 ± 160 法面 (数段1) (小段含む) 水平または 標高較差 ± 70 ± 330	測定基準 1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 土工編 断面管理(面管理の場合)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他基本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として $\pm 50\text{mm}$ が含まれている。 3. 計測は平面面と法面(小段を含む)の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 法面、法尻から水平方向に $\pm 5\text{cm}$ 以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同時に、標高方向に $\pm 5\text{cm}$ 以内にある計測点は水平較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。	測定箇所  	概要 1-2-4-2	平均値 個々の計測値 平面 標高較差 ± 50 ± 150 法面 (小段含む) 水平または 標高較差 ± 70 ± 160 法面 (数段1) (小段含む) 水平または 標高較差 ± 70 ± 330	測定基準 1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 土工編 断面管理(面管理の場合)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他基本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として $\pm 50\text{mm}$ が含まれている。 3. 計測は平面面と法面(小段を含む)の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 法面、法尻から水平方向に $\pm 5\text{cm}$ 以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同時に、標高方向に $\pm 5\text{cm}$ 以内にある計測点は水平較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。	測定箇所  	概要 1-2-4-2		

出来形管理基準					(令和4年4月版)					(令和6年4月版)				
工種					測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	概要	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	概要
1	共通編	2	土工	4	道路土工	3	1	2	1	2	1	2	1	2
路床盛土工					基準高 w	± 50	施工延長40m (測点間隔25mの場合は20m) につき1ヶ所、延長40m (または50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案) 」「 <u>土工 計測技術 (測量技術者の注意)</u> 」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の特記事項、基準高は、道路中心線および端部で測定。		1-2-4-3 1-2-4-4	基準高 w	± 50	施工延長40m (測点間隔25mの場合は20m) につき1ヶ所、延長40m (または50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案) 」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の特記事項、基準高は、道路中心線および端部で測定。		1-2-4-3 1-2-4-4
路床盛土工 (管理する場合)					法長 l	$l < 5m$: -100 $l \geq 5m$: 法長-2%				法長 l	$l < 5m$: -100 $l \geq 5m$: 法長-2%			
路床盛土工 (管理する場合)					幅 w_1, w_2	-100				幅 w_1, w_2	-100			
1	共通編	2	土工	4	道路土工	3	2	1	2	1	2	1	2	1
路床盛土工 (管理する場合)					平均値	個々の計測値	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案) 」「 <u>土工 多点計測技術 (管理の場合)</u> 」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合は適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として $\pm 50mm$ が含まれている。 3. 計測は5断面と法面 (小段を含む) の全面とし、全ての点で設計値との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は1点/㎡ (平面投影面積当たり) 以上とする。 4. 法面、法尻から水平方向に $\pm 5m$ 以内にある計測点は、標高較差の評価から除く。同時に、標高方向に $\pm 5cm$ 以内にある計測点は水平較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。		1-2-4-3 1-2-4-4	平均値	個々の計測値	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案) 」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合は適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として $\pm 50mm$ が含まれている。 3. 計測は5断面と法面 (小段を含む) の全面とし、全ての点で設計値との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は1点/㎡ (平面投影面積当たり) 以上とする。 4. 法面、法尻から水平方向に $\pm 5m$ 以内にある計測点は、標高較差の評価から除く。同時に、標高方向に $\pm 5cm$ 以内にある計測点は水平較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。		1-2-4-3 1-2-4-4
路床盛土工 (管理する場合)					天端	± 50				天端	± 50	± 150		
路床盛土工 (管理する場合)					法面 (小段含む)	± 80	± 190			法面 (小段含む)	± 80	± 190		
1	共通編	2	土工	4	道路土工	3	3	1	2	1	2	1	2	1
法面整平工 (盛土工)					厚さ t	± 30	施工延長40mにつき1ヶ所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。法の中点で測定。 ※上り斜りのある場合に適用。		1-2-4-5	厚さ t	± 30	施工延長40mにつき1ヶ所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。法の中点で測定。 ※上り斜りのある場合に適用。		1-2-4-5
1	共通編	3	無筋・鉄筋コンクリート	7	鉄筋工	4	1	2	1	2	1	2	1	2
縦立て					平均間隔 d	± 0	$d = D / (n - 1)$ D : n 本間の延長 n : 1 本数定数とする ϕ : 鉄筋径 工事の規模に応じて、1リフト、1ロット当たりに対して各面 ϕ 以上測定する。最小 ϕ は、コンクリート標準示方書 (設計編・標準 (第2章 2.1)) 参照。ただし、道路橋示方書の適用を受ける場合には、道路橋示方書 (国コンクリート橋・コンクリート部材編 5.2) による。 注1) 重要構造物かつ主鉄筋について適用する。 注2) 橋梁コンクリート既設部 (P・Cを含む) の鉄筋については、第3編5-2-18-2既設工を適用する。 注3) 新設のコンクリート構造物 (橋梁上・下部工および重要構造物である内空部を除く) 以上のボックスカルバート (工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外) の鉄筋の配筋状況および ϕ については、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状況及び ϕ の測定要領」も併せて適用する。		1-3-7-4	平均間隔 d	± 0	$d = D / (n - 1)$ D : n 本間の延長 n : 1 本数定数とする ϕ : 鉄筋径 工事の規模に応じて、1リフト、1ロット当たりに対して各面 ϕ 以上測定する。最小 ϕ は、コンクリート標準示方書 (設計編・標準 (第2章 2.1)) 参照。ただし、道路橋示方書の適用を受ける場合には、道路橋示方書 (国コンクリート橋・コンクリート部材編 5.2) による。 注1) 重要構造物かつ主鉄筋について適用する。 注2) 橋梁コンクリート既設部 (P・Cを含む) の鉄筋については、第3編5-2-18-2既設工を適用する。 注3) 新設のコンクリート構造物 (橋梁上・下部工および重要構造物である内空部を除く) 以上のボックスカルバート (工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外) の鉄筋の配筋状況および ϕ については、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状況及び ϕ の測定要領」も併せて適用する。		1-3-7-4
縦立て					ϕ より t	± 0 かつ最小 ϕ より以上				ϕ より t	設計 ϕ より ± 0 かつ最小 ϕ より以上			

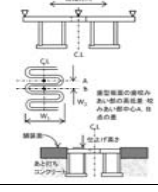
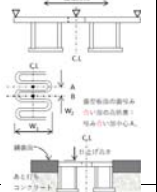








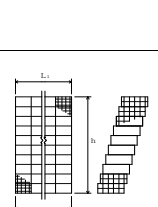
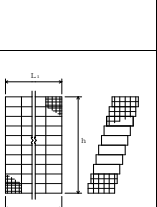
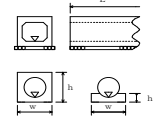
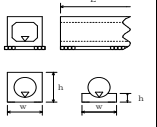
出来形管理基準					(令和4年4月版)					(令和6年4月版)						
編	章	節	条	技	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	概要	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	概要	
3	1	2	3	4	一般施工 共通	突板工 (指定取設・任意取設は除く) (鋼製突板) (種々鋼製突板) (コンクリート突板) (広幅鋼製突板) (可とう突板)	基準高 ϕ 根入長 変位 δ	± 50 設計値以上 100	基準高は施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (または50m) 以下のものは1ヶ所につき2ヶ所。 変位は、施工延長20m (測点間隔25mの場合は25m) につき1ヶ所、延長20m (または25m) 以下のものは1ヶ所につき2ヶ所。		3-2-3-4	基準高 ϕ 根入長 変位 δ	± 50 設計値以上 100	基準高は施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (または50m) 以下のものは1ヶ所につき2ヶ所。 変位は、施工延長20m (測点間隔25mの場合は25m) につき1ヶ所、延長20m (または25m) 以下のものは1ヶ所につき2ヶ所。 【3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)】に基づく出来形管理を実施する場合は、出来形管理を実施することである。		3-2-3-4
3	1	2	3	5	一般施工 共通	緑石工 (緑石・アスカーブ)	延長L	-200	1ヶ所/1ヶ所 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案) 建設工事計測技術 (断面管理の観点)」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		3-2-3-5	延長L	-200	1ヶ所/1ヶ所 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		3-2-3-5
3	1	2	3	6	一般施工 共通	小形基礎工	設置高さH 幅w (D) 高さh 根入長	設計値以上 -30 -30 設計値以上	1ヶ所/1基 基礎1基毎		3-2-3-6	設置高さH 幅w (D) 高さh 根入長	設計値以上 -30 -30 設計値以上	1ヶ所/1基 基礎1基毎		3-2-3-6
3	1	2	3	7	一般施工 共通	防止工 (北入防止壁) (転落 (横断) 防止壁) (車止めポスト)	基礎 幅w 高さh パイプ取付高H	-30 -30 +30 -20	単柱基礎10基につき1基、10基以下のものは2基測定。測定箇所は1基につき1ヶ所測定。 1ヶ所/1ヶ所		3-2-3-7	基礎 幅w 高さh パイプ取付高H	-30 -30 +30 -20	単柱基礎10基につき1基、10基以下のものは2基測定。測定箇所は1基につき1ヶ所測定。 1ヶ所/1ヶ所		3-2-3-7
3	1	2	3	8	一般施工 共通	路側防護構工 (ガードレール)	基礎 幅w 高さh ビーム取付高H	-30 -30 +30 -20	1ヶ所/施工延長40m 40m以下のものは、2ヶ所/1ヶ所		3-2-3-8	基礎 幅w 高さh ビーム取付高H	-30 -30 +30 -20	1ヶ所/施工延長40m 40m以下のものは、2ヶ所/1ヶ所		3-2-3-8
3	1	2	3	8	一般施工 共通	路側防護構工 (ガードレール)	基礎 幅w 高さh 延長L ケーブル取付高H	-30 -30 -100 30 -20	1ヶ所/1基礎毎 1ヶ所/1ヶ所		3-2-3-8 ※ワイヤロープ式防護構にも適用する	基礎 幅w 高さh 延長L ケーブル取付高H	-30 -30 -100 30 -20	1ヶ所/1基礎毎 1ヶ所/1ヶ所		3-2-3-8 ※ワイヤロープ式防護構にも適用する

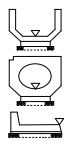
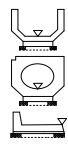
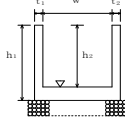
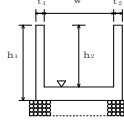
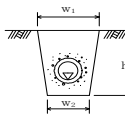
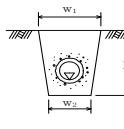
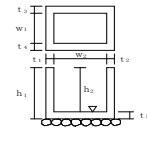
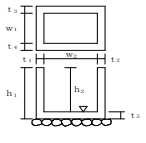
出来形管理基準					(令和4年4月版)					(令和6年4月版)							
編	章	節	条	技	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要		
3	土木工事共通編	2	一般施工	3	共通の工種	9	区画線工	幅さL (閉鎖式のみ) 幅w	設計値以上 設計値以上	各種種毎に、1ヶ所テストピースにより測定。	3-2-3-9	厚さL (閉鎖式のみ) 幅w	設計値以上 設計値以上	各種種毎に、1ヶ所テストピースにより測定。	3-2-3-9		
3	土木工事共通編	2	一般施工	3	共通の工種	10	道路付属物工 (埋込筒等線) (距離標)	高さh	±30	1ヶ所/10本 10本以下の場合は、2ヶ所測定。		3-2-3-10	高さh	±30	1ヶ所/10本 10本以下の場合は、2ヶ所測定。		3-2-3-10
3	土木工事共通編	2	一般施工	3	共通の工種	11	コンクリート面塗装工	塗料使用量	測定箇所の面積を A とし、 $A \times 0.5$ 各塗料の標準使用量と標準膜厚」の標準使用量以上。	測定箇所の塗膜面積を算出・測定し、各塗料の必要量を求め、塗付作業の開始前に投入量 (充込数) と、塗付作業終了時に使用量 (空出数) を確認し、各々必要量以上であることを確認する。 ロットの大きさは500㎡とする。	3-2-3-11	塗料使用量	測定箇所の面積を A とし、 $A \times 0.5$ 各塗料の標準使用量と標準膜厚」の標準使用量以上。	測定箇所の塗膜面積を算出・測定し、各塗料の必要量を求め、塗付作業の開始前に投入量 (充込数) と、塗付作業終了時に使用量 (空出数) を確認し、各々必要量以上であることを確認する。 ロットの大きさは500㎡とする。	3-2-3-11		
3	土木工事共通編	2	一般施工	3	共通の工種	12	フレクシオン桁製作工 (購入工) (けた種)	桁長L (m) 断面の外形寸法 横筋のそり $\delta 1$ 横方向の曲がり $\delta 2$	±L/1000 ±5 ±8 ±10	桁長さについて測定する。 横筋のそりは中央の値とする。 なお、JISマーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行するJISに基づく試験成績表に替えることができる。		3-2-3-12	桁長L (m) 断面の外形寸法 横筋のそり $\delta 1$ 横方向の曲がり $\delta 2$	±L/1000 ±5 ±8 ±10	桁長さについて測定する。 横筋のそりは中央の値とする。 なお、JISマーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行するJISに基づく試験成績表に替えることができる。		3-2-3-12
3	土木工事共通編	2	一般施工	3	共通の工種	12	フレクシオン桁製作工 (購入工) (スラブ種)	桁長L (m) 断面の外形寸法 横筋のそり $\delta 1$ 横方向の曲がり $\delta 2$	±10~ L ≤ 10m ±L/1000~ L > 10m ±5 ±8 ±10	桁長さについて測定する。 横筋のそりは中央の値とする。 なお、JISマーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行するJISに基づく試験成績表に替えることができる。		3-2-3-12	桁長L (m) 断面の外形寸法 横筋のそり $\delta 1$ 横方向の曲がり $\delta 2$	±10~ L ≤ 10m ±L/1000~ L > 10m ±5 ±8 ±10	桁長さについて測定する。 横筋のそりは中央の値とする。 なお、JISマーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行するJISに基づく試験成績表に替えることができる。		3-2-3-12

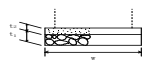
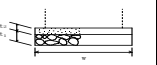
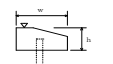
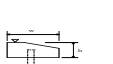
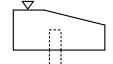

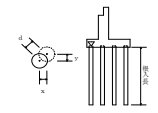
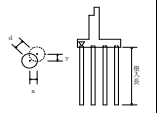
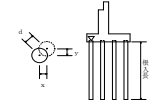
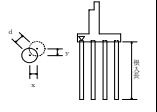
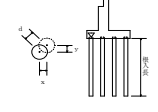
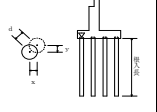
下線部 (赤部) : 変更箇所

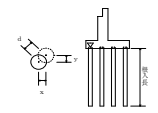
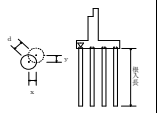
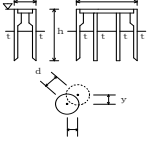
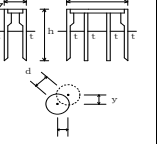
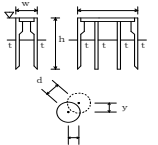
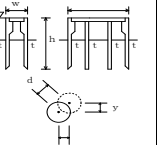
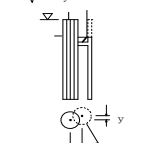
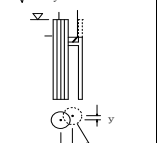
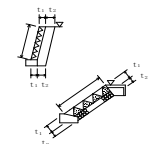
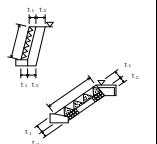
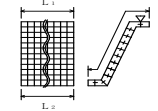
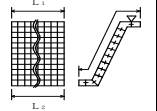
出来形管理基準						(令和4年4月版)				(令和6年4月版)					
編	章	節	条	技	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	概要	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	概要
3	土木工事共通編	2	一般施工	3	高度的工種	13	1	ボイドアンケージン製作用工		<p>3-2-3-13 注) 新設のコンクリート構造物（橋上・下部工および重要構造物である内空断面種25以上のボックスカルバート（工機製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外））の鉄筋の配筋状況およびかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」も併せて適用する</p>	<p>3-2-3-13 注) 新設のコンクリート構造物（橋上・下部工および重要構造物である内空断面種25以上のボックスカルバート（工機製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外））の鉄筋の配筋状況およびかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」も併せて適用する</p>				
3	土木工事共通編	2	一般施工	3	高度的工種	13	2	プレキャストセグメント新製作用工（橋入工）		<p>3-2-3-13</p>	<p>3-2-3-13</p>	<p>3-2-3-13</p>			
3	土木工事共通編	2	一般施工	3	高度的工種	14	1	プレキャストセグメント主筋編立工		<p>3-2-3-14</p>	<p>3-2-3-14</p>	<p>3-2-3-14</p>			
3	土木工事共通編	2	一般施工	3	高度的工種	15	1	PCボロースラブ製作用工		<p>3-2-3-15</p>	<p>3-2-3-15</p>	<p>3-2-3-15</p>			
3	土木工事共通編	2	一般施工	3	高度的工種	16	1	PC箱桁製作用工		<p>3-2-3-16</p>	<p>3-2-3-16</p>	<p>3-2-3-16</p>			

出来形管理基準							(令和4年4月版)				(令和6年4月版)				下線部(赤部):変更箇所		
編	章	節	条	技	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要		
3	1	2	3	16	1	PC押出し箱削製作工	幅(上) w_1 幅(下) w_2 内空幅 w_3 高さ h_1 内空高さ h_2 桁長 l	-5~+30 -5~+30 ±5 +10 -5 +10 -5 桁長 l $l < 15 \sim \pm 10$ $l \geq 15 \sim \pm (l-5)$ $l > 15 \sim 30$ mm以内	桁数について測定。桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の3ヶ所とする。 各鉄筋の出来形管理基準については、第3編3-2-18-2床版工に準ずる。 ①: 桁長 l		3-2-3-16 注) 新設のコンクリート構造物(橋梁上・下部および重要構造物である内部断面径25以上のボックスカルバート)は、集積材のプレキャスト製高圧金型の工種において対象外)の鉄筋の配筋状況および金型については、「新設橋梁によるコンクリート構造物中の配筋状況及び金型測定要領」も併せて適用する	桁数について測定。桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の3ヶ所とする。 各鉄筋の出来形管理基準については、第3編3-2-18-2床版工に準ずる。 ①: 桁長 l	幅(上) w_1 幅(下) w_2 内空幅 w_3 高さ h_1 内空高さ h_2 桁長 l	-5~+30 -5~+30 ±5 +10 -5 +10 -5 桁長 l $l < 15 \sim \pm 10$ $l \geq 15 \sim \pm (l-5)$ $l > 15 \sim 30$ mm以内	桁数について測定。桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の3ヶ所とする。 各鉄筋の出来形管理基準については、第3編3-2-18-2床版工に準ずる。 ①: 桁長 l		3-2-3-16 注) 新設のコンクリート構造物(橋梁上・下部および重要構造物である内部断面径25以上のボックスカルバート)は、集積材のプレキャスト製高圧金型の工種において対象外)の鉄筋の配筋状況および金型については、「新設橋梁によるコンクリート構造物中の配筋状況及び金型測定要領」も併せて適用する
3	1	2	3	17	1	橋梁のブロック工	基準高 h 厚さ t 幅 w_1, w_2 延長 L_1, L_2	±100 -20 -20 -200	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 幅、厚さは40個につき1ヶ所測定。 1施工箇所毎		3-2-3-17	基準高 h 厚さ t 幅 w_1, w_2 延長 L_1, L_2	±100 -20 -20 -200	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 幅、厚さは40個につき1ヶ所測定。 1施工箇所毎		3-2-3-17	
3	1	2	3	18	1	花床工	基準高 h 幅 w 延長 L	±150 ±300 -200	1箇所		3-2-3-18	基準高 h 幅 w 延長 L	±150 ±300 -200	1箇所		3-2-3-18	
3	1	2	3	19	1	積石工	基準高 h 幅 w 延長 L	-100 -100 -200	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-3-19	基準高 h 幅 w 延長 L	-100 -100 -200	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-3-19	
3	1	2	3	22	1	階段工	幅 w 高さ h 長さ L 段数	-30 -30 -30 ±0段	1回/1施工箇所		3-2-3-22	幅 w 高さ h 長さ L 段数	-30 -30 -30 ±0段	1回/1施工箇所		3-2-3-22	
3	1	2	3	24	1	歩留装置工 (ジョイント)	据付け高さ 表面の凹凸 仕上げ高さ	±3 3 0~2	高さについては車道端部および中央部付近の3点を測定。 表面の凹凸は長平方向(横軸直角方向)に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下。		3-2-3-24	据付け高さ 表面の凹凸 仕上げ高さ	±3 3 0~2	高さについては車道端部および中央部付近の3点を測定。 表面の凹凸は長平方向(横軸直角方向)に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下。		3-2-3-24	

出来形管理基準							(令和4年4月版)				(令和6年4月版)				下線部(赤部):変更箇所	
編	章	節	条	技	工種	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	概要	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	概要
3	1	2	3	24	1	伸縮装置工 (鋼ワイナージョイント)	高さ	据付け高さ ±3 橋軸方向各点部厚の相対差 3 表面の凹凸 3 車道幅方向の凹凸を含む部の表低差 2 車道幅方向の凹凸を含む部の縦方向間隔 w_1 ±2 車道幅方向の凹凸を含む部の横方向間隔 w_2 ±5 仕上げ高さ 舗装面に対し 0~2	高さについては車道幅、中央部において橋軸方向に各3点計9点 表面の凹凸は長手方向(橋軸直角方向)に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下 車道幅方向の凹凸を含む部の表低差、中央部の計3点		3-2-3-24	高さ	据付け高さ ±3 橋軸方向各点部厚の相対差 3 表面の凹凸 3 車道幅方向の凹凸を含む部の表低差 2 車道幅方向の凹凸を含む部の縦方向間隔 w_1 ±2 車道幅方向の凹凸を含む部の横方向間隔 w_2 ±5 仕上げ高さ 舗装面に対し 0~2	高さについては車道幅、中央部において橋軸方向に各3点計9点 表面の凹凸は長手方向(橋軸直角方向)に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下 車道幅方向の凹凸を含む部の表低差、中央部の計3点		3-2-3-24
3	1	2	3	24	2	伸縮装置工 (埋設型ジョイント)	表面の凹凸 仕上げ高さ	3 舗装面に対し 0~3	高さについては車道幅および中央部付近の3点 表面の凹凸は長手方向(橋軸直角方向)に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下		3-2-3-24	表面の凹凸 仕上げ高さ	3 舗装面に対し 0~3	高さについては車道幅および中央部付近の3点 表面の凹凸は長手方向(橋軸直角方向)に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下		3-2-3-24
3	1	2	3	20	1	多自然形護岸工 (石右張り、巨石積み)	基準高 ∇ 法長 ϕ 延長 L	±500 -200 -200	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-3-26	基準高 ∇ 法長 ϕ 延長 L	±500 -200 -200	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-3-26
3	1	2	3	20	2	多自然形護岸工 (かご工法)	法長 ϕ 厚さ t 延長 L	-100 -0.2 t -200	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-3-26	法長 ϕ 厚さ t 延長 L	-100 -0.2 t -200	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-3-26
3	1	2	3	27	1	羽口工 (じゃかこ)	法長 ϕ $\phi < 3m$ $\phi \geq 3m$ 厚さ t	-50 -100 -50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-3-27	法長 ϕ $\phi < 3m$ $\phi \geq 3m$ 厚さ t	-50 -100 -50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-3-27
3	1	2	3	27	2	羽口工 (ふとんかご、かご枠)	高さ h 延長 L_1, L_2	-100 -200	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-3-27	高さ h 延長 L_1, L_2	-100 -200	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-3-27
3	1	2	3	28	1	プレキャストカルバート工 (プレキャストボックス工) (プレキャストパイプ工)	基準高 ∇ 管幅 w 管高さ h 延長 L	±30 -50 -30 -200	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、施工延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 管印は、現場打設分のある場合。 1施工箇所毎		3-2-3-28	基準高 ∇ 管幅 w 管高さ h 延長 L	±30 -50 -30 -200	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、施工延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 管印は、現場打設分のある場合。 1施工箇所毎		3-2-3-28

出来形管理基準							(令和4年4月版)				(令和6年4月版)				
編	章	節	技	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	概要	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	概要	
3	土木工事共通編	2	3	29	1	基礎高V	±30	 施工延長40m（測定間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、施工延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理 要綱（案） <u>建設工種 計測技術（断面管理の観点）</u> 」の規定による測定の管理方法を用いることができる。	3-2-3-29	基礎高V	±30	施工延長40m（測定間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、施工延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理 要綱（案） <u>建設工種 計測技術（断面管理の観点）</u> 」の規定による測定の管理方法を用いることができる。		3-2-3-29	
															延長L
3	土木工事共通編	2	3	29	2	基礎高V	±30	施工延長40m（測定間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、施工延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-3-29	基礎高V	±30	施工延長40m（測定間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、施工延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-3-29
						厚さ t ₁ , t ₂	-20								
						幅 w	-30								
						高さ h ₁ , h ₂	-30								
						延長L	-200				1施工箇所毎				
3	土木工事共通編	2	3	29	3	基礎高V	±30	施工延長40m（測定間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、施工延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理 要綱（案） <u>建設工種 計測技術（断面管理の観点）</u> 」の規定による測定の管理方法を用いることができる。		3-2-3-29	基礎高V	±30	施工延長40m（測定間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、施工延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理 要綱（案） <u>建設工種 計測技術（断面管理の観点）</u> 」の規定による測定の管理方法を用いることができる。		3-2-3-29
						幅 w ₁ , w ₂	-50								
						深さ h	-30								
						延長L	-200				1施工箇所毎 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理 要綱（案） <u>建設工種 計測技術（断面管理の観点）</u> 」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。				
3	土木工事共通編	2	3	30	3	基礎高V	±30	1ヶ所毎 ※は、現場部分のある場合		3-2-3-30	基礎高V	±30	1ヶ所毎 ※は、現場部分のある場合		3-2-3-30
						容厚さ t ₁ ~ t ₂	-20								
						容幅 w ₁ , w ₂	-30								
						容高さ h ₁ , h ₂	-30								
3	土木工事共通編	2	3	31	現場塗装上	塗膜厚	a. ロットの塗膜厚平均値は、目標塗膜厚合計値の90%以上、 b. 測定値の最小値は、目標塗膜厚合計値の70%以上、 c. 測定値の分布の標準偏差は、目標塗膜厚合計値の20%以下、 ただし、測定値の平均値が目標塗膜厚合計値より大きい場合はこの限りではない。	塗装終了時に測定。 1ロットの大きさは50㎡とする。 1ロット当たりの測定数は5点とし、各点の測定は5回行い、その平均値をその点の測定値とする。 ただし、1ロットの面積が200㎡に満たない場合は10㎡ごとに1点とする。	3-2-3-31	塗膜厚	a. ロットの塗膜厚平均値は、目標塗膜厚合計値の90%以上、 b. 測定値の最小値は、目標塗膜厚合計値の70%以上、 c. 測定値の分布の標準偏差は、目標塗膜厚合計値の20%以下、 ただし、測定値の平均値が目標塗膜厚合計値より大きい場合はこの限りではない。	塗装終了時に測定。 1ロットの大きさは50㎡とする。 1ロット当たりの測定数は5点とし、各点の測定は5回行い、その平均値をその点の測定値とする。 ただし、1ロットの面積が200㎡に満たない場合は10㎡ごとに1点とする。	3-2-3-31		

出来形管理基準						(令和4年4月版)					(令和6年4月版)				
編	章	節	条	技	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	概要	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	概要
3	土木工事共通編	1	4	1	一般事項 (切込砂利) (砕石基礎工) (砕り石基礎工) (均しコンクリート)	幅w	設計値以上	施工延長40m (測点間隔25mの場合は150m) につき1ヶ所、延長40m (または50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-4-1	幅w	設計値以上	施工延長40m (測点間隔25mの場合は150m) につき1ヶ所、延長40m (または50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-4-1
						厚さt ₁ 、t ₂	-30				厚さt ₁ 、t ₂	-30			
						延長L	各構造物の規格値による。				延長L	各構造物の規格値による。			
3	土木工事共通編	1	4	1	基礎工(補脚) (現場打)	基準高H	±30	施工延長40m (測点間隔25mの場合は150m) につき1ヶ所、延長40m (または50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 護脚工編」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-4-3	基準高H	±30	施工延長40m (測点間隔25mの場合は150m) につき1ヶ所、延長40m (または50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 護脚工編」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-4-3
						幅w	-30				幅w	-30			
						高さh	-30				高さh	-30			
						延長L	-200				延長L	-200			
3	土木工事共通編	1	4	2	基礎工(補脚) (プレキャスト)	基準高H	±30	施工延長40m (測点間隔25mの場合は150m) につき1ヶ所、延長40m (または50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 護脚工編」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-4-3	基準高H	±30	施工延長40m (測点間隔25mの場合は150m) につき1ヶ所、延長40m (または50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 護脚工編」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-4-3
						延長L	-200				延長L	-200			
3	土木工事共通編	1	4	1	既設杭工 (既製コンクリート杭) (鋼管杭) (鉄鋼杭)	基準高H	±50	全数について杭中心で測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	3-2-4-4	基準高H	±50	全数について杭中心で測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 土止掘削」(他参照)に規定する計測精度・計測距離を測点計測方向にありの範囲管理を実施することがある。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	3-2-4-4
						根入長	設計値以上				根入長	設計値以上			
						偏心量d	D/4以内かつ100以内				偏心量d	D/4以内かつ100以内			
						傾斜	1/100以内				傾斜	1/100以内			
3	土木工事共通編	1	4	2	既設杭工 (鋼管ソイルセメント杭)	基準高H	±50	全数について杭中心で測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	3-2-4-4	基準高H	±50	全数について杭中心で測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 土止掘削」(他参照)に規定する計測精度・計測距離を測点計測方向にありの範囲管理を実施することがある。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	3-2-4-4
						根入長	設計値以上				根入長	設計値以上			
						偏心量d	100以内				偏心量d	D/4以内かつ100以内			
						傾斜	1/100以内				傾斜	1/100以内			
3	土木工事共通編	1	4	5	掘削打杭工	基準高H	±50	全数について杭中心で測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	3-2-4-5	基準高H	±50	全数について杭中心で測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 土止掘削」(他参照)に規定する計測精度・計測距離を測点計測方向にありの範囲管理を実施することがある。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	3-2-4-5
						根入長	設計値以上				根入長	設計値以上			
						偏心量d	100以内				偏心量d	100以内			
						傾斜	1/100以内				傾斜	1/100以内			
				杭径D	設計値 (公称値) -30 以上	杭径D	設計値 (公称値) -30 以上								

出来形管理基準						(令和4年4月版)					(令和6年4月版)				
編	章	節	条	技	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	概要	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	概要
3	土木工事共通編	2	一般施工	4	基礎工	6	基礎工	基礎工	全数について板中心で測定。 $d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	3-2-4-6 注) 傾斜については、施工中、杭基礎施工機等に準じて反対側からトランシットなどを用いて精度確認を行う。	基礎高V ±50 根入長 設計値以上 偏心量 d 150以内 傾斜 1/50以内 基礎径 D 設計値 (公称径) 以上	全数について板中心で測定。 $d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	3-2-4-6 注) 傾斜については、施工中、杭基礎施工機等に準じて反対側からトランシットなどを用いて精度確認を行う。		
3	土木工事共通編	2	一般施工	4	基礎工	7	基礎工	オープンケーソン基礎工	壁厚、幅、高さ、長さ、偏心量については各打設ロットごとに測定。 $d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	3-2-4-7	基礎高V ±100 ケーソンの長さ E -50 ケーソンの幅 w -50 ケーソンの高さ h -100 ケーソンの壁厚 t -20 偏心量 d 300以内	壁厚、幅、高さ、長さ、偏心量については各打設ロットごとに測定。 $d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	3-2-4-7		
3	土木工事共通編	2	一般施工	4	基礎工	8	基礎工	ニューマチックケーソン基礎工	壁厚、幅、高さ、長さ、偏心量については各打設ロットごとに測定。 $d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	3-2-4-7	基礎高V ±100 ケーソンの長さ E -50 ケーソンの幅 w -50 ケーソンの高さ h -100 ケーソンの壁厚 t -20 偏心量 d 300以内	壁厚、幅、高さ、長さ、偏心量については各打設ロットごとに測定。 $d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	3-2-4-7		
3	土木工事共通編	2	一般施工	4	基礎工	9	基礎工	鋼管矢張基礎工	基礎高は、全数を測定。 偏心量は、1基ごとに測定。 $d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	3-2-4-9	基礎高V ±100 根入長 設計値以上 偏心量 d 300以内	基礎高は、全数を測定。 偏心量は、1基ごとに測定。 $d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	3-2-4-9		
3	土木工事共通編	2	一般施工	5	石・ブロック積り構造物工	3	1	コンクリートブロック工 (コンクリートブロック積り)	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (または50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所、厚さは上層部および下層部の2ヶ所を測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案) 建設工編」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 t_1, t_2 	3-2-4-9	基礎高V ±50 法長 E E≦3m -50 E≧3m -100 厚さ (ブロック積層) t ₁ -50 厚さ (裏込) t ₂ -50 延長 L -200	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (または50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所、厚さは上層部および下層部の2ヶ所を測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案) 建設工編」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 t_1, t_2 	3-2-4-9		
3	土木工事共通編	2	一般施工	5	石・ブロック積り構造物工	3	2	コンクリートブロック工 (連筋ブロック積り)	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (または50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所、厚さは上層部および下層部の2ヶ所を測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案) 建設工編」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 L_1, L_2 	3-2-5-3	基礎高V ±50 法長 E -100 延長 L ₁ 、L ₂ -200	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (または50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所、厚さは上層部および下層部の2ヶ所を測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案) 建設工編」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 L_1, L_2 	3-2-5-3		

出来形管理基準										(令和4年4月版)										(令和6年4月版)										下線部(赤部):変更箇所																																	
編	章	節	条	技	工種					測定項目	規格値(mm)				測定基準				測定箇所	概要				測定項目	規格値(mm)				測定基準				測定箇所	概要																													
3	1	2	6	11	一般 舗装 工事	一般 舗装 工事	一般 舗装 工事	一般 舗装 工事	一般 舗装 工事	アスファルト舗装工 (表層工)	個々の測定値(X)	10個の測定値の平均(X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均	中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下	幅は、延長80m毎に1ヶ所の断面とし、厚さは、1,000mmに1個の割でコアを採取して測定。ただし、幅は設計図書の特記によらず延長80m以下の区間で測定することができる。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を行い、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものを含む。 ①施工区間で、0.002以上10,000㎡未満の基礎および表層用混合物の使用量が500以上3,000㎡未満 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとは、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 舗装舗装等コア採取により採取等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。	中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下	3m ² ×7/169→ (e) 2.4mm以下 長尺式(足付式) (e) 1.75mm以下	厚さ	-7	-9	-2	-3	幅	-25	-25	—	—	平坦性	—	—	—	—	3m ² ×7/169→ (e) 2.4mm以下 長尺式(足付式) (e) 1.75mm以下	厚さ	-7	-9	-2	-3	幅	-25	-25	—	—	平坦性	—	—	—	—										
3	1	2	6	12	一般 舗装 工事	一般 舗装 工事	一般 舗装 工事	一般 舗装 工事	一般 舗装 工事	アスファルト舗装工 (面管理の場合)	個々の測定値(X)	10個の測定値の平均(X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均	中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理(面)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基本に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計組員の内部全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測精度は1点/±2(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差+設計厚さから算出する高さとの差とする。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を行い、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものを含む。 ①施工区間で、0.002以上10,000㎡未満の基礎および表層用混合物の使用量が500以上3,000㎡未満 維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。	中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下	3m ² ×7/169→ (e) 2.4mm以下 長尺式(足付式) (e) 1.75mm以下	厚さあるいは標高較差	-17	-20	-2	-3	幅	—	—	—	—	平坦性	—	—	—	—	3m ² ×7/169→ (e) 2.4mm以下 長尺式(足付式) (e) 1.75mm以下	厚さあるいは標高較差	-17	-20	-2	-3	幅	—	—	—	—	平坦性	—	—	—	—										
3	1	2	6	8	1	一般 舗装 工事	一般 舗装 工事	一般 舗装 工事	一般 舗装 工事	単たわみ性舗装工 (下層敷設工)	個々の測定値(X)	10個の測定値の平均(X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均	中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下	基準高は延長40m毎に1ヶ所の断面とし、道路中心線および端部で測定。 厚さは各断面20m毎に1ヶ所を断り起して測定。 幅は、延長80m毎に1ヶ所の断面とし、幅は設計図書の特記によらず延長80m以下の区間で測定することができる。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を行い、同一工種の施工が数日連続する場合に該当する。	中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下	基準高	±40	±50	—	—	厚さ	-45	-45	-15	-15	幅	-50	-50	—	—	基準高	±40	±50	—	—	厚さ	-45	-45	-15	-15	幅	-50	-50	—	—												
3	1	2	6	8	2	一般 舗装 工事	一般 舗装 工事	一般 舗装 工事	一般 舗装 工事	単たわみ性舗装工 (下層敷設工)	個々の測定値(X)	10個の測定値の平均(X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均	中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理(面)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基本に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計組員の内部全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測精度は1点/±2(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差+設計厚さから算出する高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下	基準高	±90	±90	+40	+50	-15	-15	厚さあるいは標高較差	±90	±90	+40	+50	-15	-15	基準高	±90	±90	+40	+50	-15	-15	厚さあるいは標高較差	±90	±90	+40	+50	-15	-15	基準高	±90	±90	+40	+50	-15	-15	厚さあるいは標高較差	±90	±90	+40	+50	-15	-15

出来形管理基準										(令和4年4月版)					(令和6年4月版)					下線部(赤部):変更箇所				
編	章	節	条	技	種	種	種	種	種	種	測定項目	規格値(mm)	測定基準	測定箇所	概要	測定項目	規格値(mm)	測定基準	測定箇所	概要				
3	2	1	6	9	1	排水性舗装工(上層舗装工)	一般舗装工	一般舗装工	一般舗装工	一般舗装工	排水性舗装工(上層舗装工) 程度調整路盤工	個々の測定値(X)	10個の測定値の平均(X ₀) *管理の場合は測定値の平均	幅は、延長90m毎に1ヶ所の測し、厚さは、各車線20m毎に1ヶ所を縦り起して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長90m以下の区間で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を備えた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000以上の場合は該当する。 小規模工事は、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合は該当する。 コーア採取について 横断線等でのコーア採取は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-9	個々の測定値(X)	10個の測定値の平均(X ₀) *管理の場合は測定値の平均	幅は、延長90m毎に1ヶ所の測し、厚さは、各車線20m毎に1ヶ所を縦り起して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長90m以下の区間で測定することができる。 *排水性舗装用混合物の使用量(表)の測定による測点の管理方法を適用することとする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を備えた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000以上の場合は該当する。 小規模工事は、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合は該当する。 コーア採取について 横断線等でのコーア採取は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-9			
3	2	1	6	9	4	排水性舗装工(上層舗装工)	一般舗装工	一般舗装工	一般舗装工	一般舗装工	排水性舗装工(上層舗装工) 程度調整路盤工 (前管理の場合)	個々の測定値(X)	10個の測定値の平均(X ₀) *管理の場合は測定値の平均	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 舗装工種 各点計測精度(前管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その基本基準に規定する計測精度・計測密度を前管理の方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計組員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を備えた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000以上の場合は該当する。 小規模工事は、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合は該当する。	3-2-6-9	個々の測定値(X)	10個の測定値の平均(X ₀) *管理の場合は測定値の平均	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 舗装工種 各点計測精度(前管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その基本基準に規定する計測精度・計測密度を前管理の方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計組員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を備えた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000以上の場合は該当する。 小規模工事は、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合は該当する。	3-2-6-9			
3	2	1	6	9	5	排水性舗装工(上層舗装工)	一般舗装工	一般舗装工	一般舗装工	一般舗装工	排水性舗装工(上層舗装工) セメント(石灰)安定処理工 (前管理の場合)	個々の測定値(X)	10個の測定値の平均(X ₀) *管理の場合は測定値の平均	幅は、延長90m毎に1ヶ所の測し、厚さは、1000mmに1個の測でコーアを採取しは縦り起して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長90m以下の区間で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を備えた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000以上の場合は該当する。 小規模工事は、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合は該当する。 コーア採取について 横断線等でのコーア採取は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-9	個々の測定値(X)	10個の測定値の平均(X ₀) *管理の場合は測定値の平均	幅は、延長90m毎に1ヶ所の測し、厚さは、1000mmに1個の測でコーアを採取しは縦り起して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長90m以下の区間で測定することができる。 *排水性舗装用混合物の使用量(表)の測定による測点の管理方法を適用することとする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を備えた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000以上の場合は該当する。 小規模工事は、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合は該当する。 コーア採取について 横断線等でのコーア採取は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-9			
3	2	1	6	9	6	排水性舗装工(上層舗装工)	一般舗装工	一般舗装工	一般舗装工	一般舗装工	排水性舗装工(上層舗装工) セメント(石灰)安定処理工 (前管理の場合)	個々の測定値(X)	10個の測定値の平均(X ₀) *管理の場合は測定値の平均	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 舗装工種 各点計測精度(前管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その基本基準に規定する計測精度・計測密度を前管理の方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計組員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を備えた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000以上の場合は該当する。 小規模工事は、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合は該当する。	3-2-6-9	個々の測定値(X)	10個の測定値の平均(X ₀) *管理の場合は測定値の平均	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 舗装工種 各点計測精度(前管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その基本基準に規定する計測精度・計測密度を前管理の方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計組員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を備えた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000以上の場合は該当する。 小規模工事は、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合は該当する。	3-2-6-9			

出来形管理基準										(令和4年4月版)										(令和6年4月版)										下線部(赤部):変更箇所									
編	章	節	条	技	種	工種	測定項目	規格値(mm)				測定基準	測定箇所	概要	測定項目	規格値(mm)				測定基準	測定箇所	概要																	
3	2	1	6	11	4	グーラスフאלト舗装工(基層工)		個々の測定値(X)	10個の測定値の平均(X ₀)	*管理の場合は測定値の平均	幅は、延長80m毎に1ヶ所の計とし、厚さは、1000㎡に1箇の新設でコーアを採取して測定。ただし、幅は設計図書の見点によらず延長80m以下の区間で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を備えた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合は該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-11		個々の測定値(X)	10個の測定値の平均(X ₀)	*管理の場合は測定値の平均	幅は、延長80m毎に1ヶ所の計とし、厚さは、1000㎡に1箇の新設でコーアを採取して測定。ただし、幅は設計図書の見点によらず延長80m以下の区間で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を備えた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合は該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-11		個々の測定値(X)	10個の測定値の平均(X ₀)	*管理の場合は測定値の平均	幅は、延長80m毎に1ヶ所の計とし、厚さは、1000㎡に1箇の新設でコーアを採取して測定。ただし、幅は設計図書の見点によらず延長80m以下の区間で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を備えた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合は該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-11												
							厚さ	中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下		コーア採取について 横断線状等でコーア採取により床版等に損傷を及ぼす恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	厚さ	中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下		厚さ	中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下															
							幅	-9	-12	-3	-4			幅	-9	-12	-3	-4		幅	-9	-12	-3	-4															
							3次元データ	-25	-25	-	-			3次元データ	-25	-25	-	-		3次元データ	-25	-25	-	-															
3	2	1	6	11	4	グーラスフאלト舗装工(前管理の場合)		個々の測定値(X)	10個の測定値の平均(X ₀)	*管理の場合は測定値の平均	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 舗装工種 各立計測技術(面管理の適用)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±3mmが含まれている。 3. 計測は設計員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計許容から来る高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を備えた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合は該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-11		個々の測定値(X)	10個の測定値の平均(X ₀)	*管理の場合は測定値の平均	幅は、延長80m毎に1ヶ所の計とし、厚さは、1000㎡に1箇の新設でコーアを採取して測定。ただし、幅は設計図書の見点によらず延長80m以下の区間で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を備えた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合は該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-11		個々の測定値(X)	10個の測定値の平均(X ₀)	*管理の場合は測定値の平均	幅は、延長80m毎に1ヶ所の計とし、厚さは、1000㎡に1箇の新設でコーアを採取して測定。ただし、幅は設計図書の見点によらず延長80m以下の区間で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を備えた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合は該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-11												
							厚さあるいは標高較差	中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下		コーア採取について 横断線状等でコーア採取により床版等に損傷を及ぼす恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	厚さあるいは標高較差	中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下		厚さあるいは標高較差	中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下															
							3次元データ	-20	-25	-3	-4			3次元データ	-20	-25	-3	-4		3次元データ	-20	-25	-3	-4															
3	2	1	6	11	5	グーラスフאלト舗装工(表層工)		個々の測定値(X)	10個の測定値の平均(X ₀)	*管理の場合は測定値の平均	幅は、延長80m毎に1ヶ所の計とし、厚さは、1000㎡に1箇の新設でコーアを採取して測定。ただし、幅は設計図書の見点によらず延長80m以下の区間で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を備えた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合は該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-11		個々の測定値(X)	10個の測定値の平均(X ₀)	*管理の場合は測定値の平均	幅は、延長80m毎に1ヶ所の計とし、厚さは、1000㎡に1箇の新設でコーアを採取して測定。ただし、幅は設計図書の見点によらず延長80m以下の区間で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を備えた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合は該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-11																			
							厚さ	中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下		コーア採取について 横断線状等でコーア採取により床版等に損傷を及ぼす恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	厚さ	中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下		厚さ	中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下															
							幅	-7	-9	-2	-3			幅	-7	-9	-2	-3		幅	-7	-9	-2	-3															
							3次元データ	-25	-25	-	-			3次元データ	-25	-25	-	-		3次元データ	-25	-25	-	-															
							平坦性	—	3m x 7.62m以上 (φ) 2.4mm以下 長尺式(足付き) (φ) 1.75mm以下			維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。	3-2-6-11		平坦性	—	3m x 7.62m以上 (φ) 2.4mm以下 長尺式(足付き) (φ) 1.75mm以下			平坦性	—	3m x 7.62m以上 (φ) 2.4mm以下 長尺式(足付き) (φ) 1.75mm以下		維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。	3-2-6-11														
3	2	1	6	11	6	グーラスフאלト舗装工(表層工)		個々の測定値(X)	10個の測定値の平均(X ₀)	*管理の場合は測定値の平均	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 舗装工種 各立計測技術(面管理の適用)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計許容から来る高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を備えた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合は該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-11		個々の測定値(X)	10個の測定値の平均(X ₀)	*管理の場合は測定値の平均	幅は、延長80m毎に1ヶ所の計とし、厚さは、1000㎡に1箇の新設でコーアを採取して測定。ただし、幅は設計図書の見点によらず延長80m以下の区間で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を備えた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合は該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-11																			
							厚さあるいは標高較差	中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下		コーア採取について 横断線状等でコーア採取により床版等に損傷を及ぼす恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	厚さあるいは標高較差	中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下		厚さあるいは標高較差	中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下															
							3次元データ	-17	-20	-2	-3			3次元データ	-17	-20	-2	-3		3次元データ	-17	-20	-2	-3															
							平坦性	—	3m x 7.62m以上 (φ) 2.4mm以下 長尺式(足付き) (φ) 1.75mm以下			維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。	3-2-6-11		平坦性	—	3m x 7.62m以上 (φ) 2.4mm以下 長尺式(足付き) (φ) 1.75mm以下			平坦性	—	3m x 7.62m以上 (φ) 2.4mm以下 長尺式(足付き) (φ) 1.75mm以下		維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。	3-2-6-11														

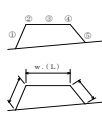
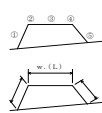
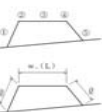
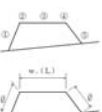
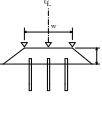
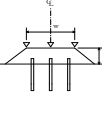
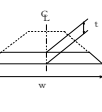
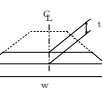
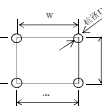
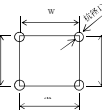
出来形管理基準										(令和4年4月版)										(令和6年4月版)										下線部(赤部):変更箇所									
編	章	節	条	技	種	工種	測定項目	規格値(mm)				測定基準	測定箇所	概要	測定項目	規格値(mm)				測定基準	測定箇所	概要																	
3	1	2	6	12	1	コンタクト舗装工 (下層舗装工)		個々の測定値(X)	10個の測定値の平均(X ₁₀)	※管理の場合は測定値の平均	基準高は延長40m毎に1ヶ所の測りとし、道路中心線および幅員で測定。厚さは各車線200m毎に1ヶ所を覆り起して測定。幅は、延長80m毎に1ヶ所の測りに測定。ただし、幅は設計図書の数値によらず延長80m以下の区間で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層および基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア一採取について 横断舗装等でコア一採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-12		個々の測定値(X)	10個の測定値の平均(X ₁₀)	※管理の場合は測定値の平均	基準高は延長40m毎に1ヶ所の測りとし、道路中心線および幅員で測定。厚さは各車線200m毎に1ヶ所を覆り起して測定。幅は、延長80m毎に1ヶ所の測りに測定。ただし、幅は設計図書の数値によらず延長80m以下の区間で測定することができる。 【3次元計測技術を用いた出来形管理(※)】に基づき出来形管理を実施する場合は、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計組員の内観全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値-設計許容から求める高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	3-2-6-12		個々の測定値(X)	10個の測定値の平均(X ₁₀)	※管理の場合は測定値の平均	基準高は延長40m毎に1ヶ所の測りとし、道路中心線および幅員で測定。厚さは各車線200m毎に1ヶ所を覆り起して測定。幅は、延長80m毎に1ヶ所の測りに測定。ただし、幅は設計図書の数値によらず延長80m以下の区間で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層および基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア一採取について 横断舗装等でコア一採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-12													
3	1	2	6	12	2	コンタクト舗装工 (下層舗装工) (面管理の場合)		個々の測定値(X)	10個の測定値の平均(X ₁₀)	※管理の場合は測定値の平均	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理(※) 舗装工種 多量計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計組員の内観全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値-設計許容から求める高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	3-2-6-12		個々の測定値(X)	10個の測定値の平均(X ₁₀)	※管理の場合は測定値の平均	基準高は延長40m毎に1ヶ所の測りとし、道路中心線および幅員で測定。厚さは各車線200m毎に1ヶ所を覆り起して測定。幅は、延長80m毎に1ヶ所の測りに測定。ただし、幅は設計図書の数値によらず延長80m以下の区間で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層および基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア一採取について 横断舗装等でコア一採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-12																				
3	1	2	6	12	3	コンタクト舗装工 (粒状調整層舗装工)		個々の測定値(X)	10個の測定値の平均(X ₁₀)	※管理の場合は測定値の平均	幅は、延長80m毎に1ヶ所の測りとし、厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を覆り起して測定。ただし、幅は設計図書の数値によらず延長80m以下の区間で測定することができる。	3-2-6-12		個々の測定値(X)	10個の測定値の平均(X ₁₀)	※管理の場合は測定値の平均	幅は、延長80m毎に1ヶ所の測りとし、厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を覆り起して測定。ただし、幅は設計図書の数値によらず延長80m以下の区間で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層および基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア一採取について 横断舗装等でコア一採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-12																				
3	1	2	6	12	4	コンタクト舗装工 (粒状調整層舗装工) (面管理の場合)		個々の測定値(X)	10個の測定値の平均(X ₁₀)	※管理の場合は測定値の平均	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理(※) 舗装工種 多量計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計組員の内観全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値-設計許容から求める高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	3-2-6-12		個々の測定値(X)	10個の測定値の平均(X ₁₀)	※管理の場合は測定値の平均	基準高は延長40m毎に1ヶ所の測りとし、道路中心線および幅員で測定。厚さは各車線200m毎に1ヶ所を覆り起して測定。幅は、延長80m毎に1ヶ所の測りに測定。ただし、幅は設計図書の数値によらず延長80m以下の区間で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層および基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア一採取について 横断舗装等でコア一採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-12																				

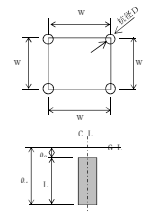
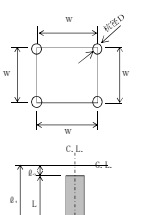
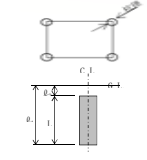
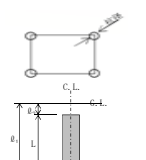
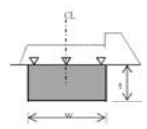
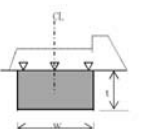


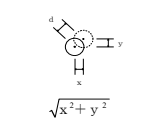
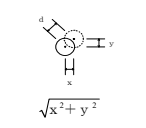
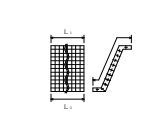
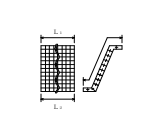
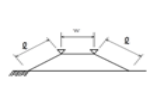
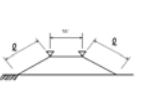
出来形管理基準										(令和4年4月版)										(令和6年4月版)										下線部(赤部):変更箇所									
編	章	節	条	技	種	工種	測定項目	規格値(mm)				測定基準	測定箇所	概要	測定項目	規格値(mm)				測定基準	測定箇所	概要																	
3	1	2	6	12	1	コンクリート舗装工 (セメント(石灰・瀝青)安定処理工)		個々の測定値(X)	10個の測定値の平均(X ₁₀)	*面管理の場合は測定値の平均	幅は、延長90m毎に1ヶ所の割合とし、厚さは、1,000mmに1個の割合でコアを採取もしくは掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長90m以下の区間で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層および基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 横面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-12		個々の測定値(X)	10個の測定値の平均(X ₁₀)	*面管理の場合は測定値の平均	幅は、延長90m毎に1ヶ所の割合とし、厚さは、1,000mmに1個の割合でコアを採取もしくは掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長90m以下の区間で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層および基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 横面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-12																			
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下	厚さ	-25	-30	-8	幅	-50	-																						
3	1	2	6	12	6	コンクリート舗装工 (セメント(石灰・瀝青)安定処理工) (面管理の場合)		個々の測定値(X)	10個の測定値の平均(X ₁₀)	*面管理の場合は測定値の平均	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 舗装工種、多量計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±1mmが含まれている。 3. 計測は設計組員の内部全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	3-2-6-12		個々の測定値(X)	10個の測定値の平均(X ₁₀)	*面管理の場合は測定値の平均	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 舗装工種、多量計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±1mmが含まれている。 3. 計測は設計組員の内部全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	3-2-6-12																					
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下	厚さあるいは標高較差	-55	-66	-8																									
3	1	2	6	12	1	コンクリート舗装工 (アスファルト中間層)		個々の測定値(X)	10個の測定値の平均(X ₁₀)	*面管理の場合は測定値の平均	幅は、延長90m毎に1ヶ所の割合とし、厚さは、1,000mmに1個の割合でコアを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長90m以下の区間で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層および基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 横面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-12		個々の測定値(X)	10個の測定値の平均(X ₁₀)	*面管理の場合は測定値の平均	幅は、延長90m毎に1ヶ所の割合とし、厚さは、1,000mmに1個の割合でコアを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長90m以下の区間で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層および基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 横面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-12																			
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下	厚さ	-9	-12	-3	幅	-25	-																						
3	1	2	6	12	8	コンクリート舗装工 (アスファルト中間層) (面管理の場合)		個々の測定値(X)	10個の測定値の平均(X ₁₀)	*面管理の場合は測定値の平均	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 舗装工種、多量計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±1mmが含まれている。 3. 計測は設計組員の内部全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	3-2-6-12		個々の測定値(X)	10個の測定値の平均(X ₁₀)	*面管理の場合は測定値の平均	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 舗装工種、多量計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±1mmが含まれている。 3. 計測は設計組員の内部全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	3-2-6-12																					
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下	厚さあるいは標高較差	-20	-27	-3																									

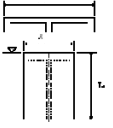
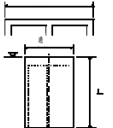
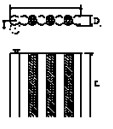
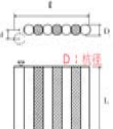


出来形管理基準										(令和4年4月版)					(令和6年4月版)					下線部(赤部):変更箇所																		
編	章	節	条	技	種	測定項目	規格値(mm)				測定基準	測定箇所	概要	測定項目	規格値(mm)				測定基準	測定箇所	概要																	
3	1	2	6	12	13	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 収度調整路施工	個々の測定値(X)	10個の測定値の平均(X ₁₀)	*前管理の場合 は測定値の平均	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割合とし、厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を振り起して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層および基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとすると、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-12	中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下	厚さ	-25	-30	-8	幅	-50	-	3-2-6-12	中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下	厚さ	-25	-30	-8	幅	-50	-			
3	1	2	6	12	14	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 収度調整路施工 (前管理の場合)	個々の測定値(X)	10個の測定値の平均(X ₁₀)	*前管理の場合 は測定値の平均	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理業務(※) 建設工機(金沢技術社)・(前管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計員の内務全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層および基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。	3-2-6-12	中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下	厚さあるいは標高較差	-55	-66	-8	3-2-6-12	中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下	厚さあるいは標高較差	-55	-66	-8	3-2-6-12	中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下	厚さあるいは標高較差	-55	-66	-8
3	1	2	6	12	15	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) セメント(石灰・選骨)安定処理工	個々の測定値(X)	10個の測定値の平均(X ₁₀)	*前管理の場合 は測定値の平均	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割合とし、厚さは、1,000㎡に1個の割合でコアを80mmもしくは、振り起して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層および基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとすると、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 幅員調整等コア一般取より床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-12	中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下	厚さ	-25	-30	-8	幅	-50	-	3-2-6-12	中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下	厚さ	-25	-30	-8	幅	-50	-			
3	1	2	6	12	16	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) セメント(石灰・選骨)安定処理工 (前管理の場合)	個々の測定値(X)	10個の測定値の平均(X ₁₀)	*前管理の場合 は測定値の平均	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理業務(※) 建設工機(金沢技術社)・(前管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計員の内務全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層および基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。	3-2-6-12	中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下	厚さあるいは標高較差	-55	-66	-8	3-2-6-12	中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下	厚さあるいは標高較差	-55	-66	-8	3-2-6-12	中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下	厚さあるいは標高較差	-55	-66	-8

出来形管理基準					(令和4年4月版)					(令和6年4月版)																	
工種					測定基準					下線部(赤部):変更箇所																	
編	章	節	条	技	測定項目	規格値(mm)				測定箇所	概要	測定項目	規格値(mm)				測定箇所	概要									
3	土木工事共通編	2	6	13	1	薄層カー舗装工 (下層舗装工)	個々の測定値(X)	10個の測定値の平均(X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均				工事現場の考え方は、中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層および基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-13	個々の測定値(X)	10個の測定値の平均(X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均				工事現場の考え方は、中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層および基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-13	個々の測定値(X)	10個の測定値の平均(X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均				工事現場の考え方は、中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層および基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-13
								中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下				中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下									
								基準高で	±40	±50	—				基準高で	±40	±50	—				基準高で	±40	±50	—		
								厚さ	—45	—15	—				厚さ	—45	—15	—				厚さ	—45	—15	—		
幅	—50	—	—	幅	—50	—	—	幅	—50	—	—																
3	土木工事共通編	2	6	13	2	薄層カー舗装工 (上層舗装工) 転圧調整舗装工	個々の測定値(X)	10個の測定値の平均(X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均				幅は、延長80m毎に1ヶ所の新し、厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を振り起して測定。ただし、幅は設計図書の数値によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	3-2-6-13	個々の測定値(X)	10個の測定値の平均(X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均				幅は、延長80m毎に1ヶ所の新し、厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を振り起して測定。ただし、幅は設計図書の数値によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	3-2-6-13	個々の測定値(X)	10個の測定値の平均(X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均				幅は、延長80m毎に1ヶ所の新し、厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を振り起して測定。ただし、幅は設計図書の数値によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	3-2-6-13
中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下																				
厚さ	—25	—30	—8	厚さ	—25	—30	—8	厚さ	—25	—30	—8																
幅	—50	—	—	幅	—50	—	—	幅	—50	—	—																
3	土木工事共通編	2	6	13	3	薄層カー舗装工 (上層舗装工) セメント(石状)安定処理工	個々の測定値(X)	10個の測定値の平均(X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均				幅は、延長80m毎に1ヶ所の新し、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアを採取もしくは振り起して測定。	3-2-6-13	個々の測定値(X)	10個の測定値の平均(X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均				幅は、延長80m毎に1ヶ所の新し、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアを採取もしくは振り起して測定。	3-2-6-13	個々の測定値(X)	10個の測定値の平均(X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均				幅は、延長80m毎に1ヶ所の新し、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアを採取もしくは振り起して測定。	3-2-6-13
中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下																				
厚さ	—25	—30	—8	厚さ	—25	—30	—8	厚さ	—25	—30	—8																
幅	—50	—	—	幅	—50	—	—	幅	—50	—	—																
3	土木工事共通編	2	6	13	4	薄層カー舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	個々の測定値(X)	10個の測定値の平均(X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均				幅は、延長80m毎に1ヶ所の新し、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアを採取して測定。	3-2-6-13	個々の測定値(X)	10個の測定値の平均(X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均				幅は、延長80m毎に1ヶ所の新し、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアを採取して測定。	3-2-6-13	個々の測定値(X)	10個の測定値の平均(X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均				幅は、延長80m毎に1ヶ所の新し、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアを採取して測定。	3-2-6-13
中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下																				
厚さ	—15	—20	—5	厚さ	—15	—20	—5	厚さ	—15	—20	—5																
幅	—50	—	—	幅	—50	—	—	幅	—50	—	—																
3	土木工事共通編	2	6	13	5	薄層カー舗装工 (転圧)	個々の測定値(X)	10個の測定値の平均(X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均				幅は、延長80m毎に1ヶ所の新し、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアを採取して測定。	3-2-6-13	個々の測定値(X)	10個の測定値の平均(X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均				幅は、延長80m毎に1ヶ所の新し、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアを採取して測定。	3-2-6-13	個々の測定値(X)	10個の測定値の平均(X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均				幅は、延長80m毎に1ヶ所の新し、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアを採取して測定。	3-2-6-13
中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下																				
厚さ	—9	—12	—3	厚さ	—9	—12	—3	厚さ	—9	—12	—3																
幅	—25	—	—	幅	—25	—	—	幅	—25	—	—																

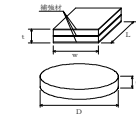
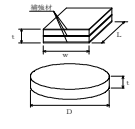
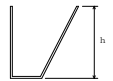
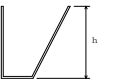
出来形管理基準							(令和4年4月版)				(令和6年4月版)				下線部(赤部):変更箇所				
編	章	節	条	技術	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	概要	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	概要				
3	土木 工事 共通 編	2	6	一般 舗装 工	15	1	路面切削工	個々の測定値(X)	測定値の平均(X)	厚さは40m毎に現層表高切削後の基準高の差で算出する。測定点は車道中心線、車道端およびその中心とする。延長40m未満の場合は、2箇所/施工箇所とする。断面状況で、間隔、測点数を定めることができる。測定方法は自動横断測定法によること出来る。		3-2-6-15	個々の測定値(X)	測定値の平均(X)	厚さは40m毎に現層表高切削後の基準高の差で算出する。測定点は車道中心線、車道端およびその中心とする。延長40m未満の場合は、2箇所/施工箇所とする。断面状況で、間隔、測点数を定めること出来る。測定方法は自動横断測定法によること出来る。		3-2-6-15		
								厚さ t	-7				-2	厚さ t				-7	-2
								幅 w	-25				-	幅 w				-25	-
3	土木 工事 共通 編	2	6	一般 舗装 工	15	2	路面切削工 (面管理の場合) 標高較差または厚さ t のみ	個々の測定値(X)	測定値の平均(X)	1. 施工履歴データを用いた出来形管理要領(案)(路面切削工編)に基づき出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 計測は切削前の断面とし、すべての点で設計面との厚さ t または標高較差を算出する。計測密度は1点/2m(平面投影面積当たり)以上とする。 3. 厚さ t または標高較差は、現層表高切削後の基準高との差で算出する。 4. 幅は、延長40m毎に測定するものとし、延長40m未満の場合は、2箇所/施工箇所とする。		3-2-6-15	個々の測定値(X)	測定値の平均(X)	1. 施工履歴データを用いた出来形管理要領(案)(路面切削工編)に基づき出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 計測は切削前の断面とし、すべての点で設計面との厚さ t または標高較差を算出する。計測密度は1点/2m(平面投影面積当たり)以上とする。 3. 厚さ t または標高較差は、現層表高切削後の基準高との差で算出する。 4. 幅は、延長40m毎に測定するものとし、延長40m未満の場合は、2箇所/施工箇所とする。		3-2-6-15		
								厚さ t (標高較差)	-17 (17)				-2 (2)	厚さ t (標高較差)				-17 (17)	-2 (2)
								幅 w	-25				-	幅 w				-25	-
3	土木 工事 共通 編	2	6	一般 舗装 工	16	1	縦横打換え工	個々の測定値(X)	測定値の平均(X)	各幅毎1箇所/1施工箇所		3-2-6-16	個々の測定値(X)	測定値の平均(X)	各幅毎1箇所/1施工箇所		3-2-6-16		
								路盤工	幅 w				-50	路盤工				幅 w	-50
									延長 L				-100					延長 L	-100
								舗設工	厚さ t				該当工種	舗設工				厚さ t	該当工種
									幅 w				-25					幅 w	-25
									延長 L				-100					延長 L	-100
3	土木 工事 共通 編	2	6	一般 舗装 工	17	1	オーバーレイ工	個々の測定値(X)	測定値の平均(X)	厚さは40m毎に現層表高とオーバーレイ後の基準高の差で算出する。測定点は車道中心線、車道端およびその中心とする。幅は、延長80m毎に1箇所を割とし、延長80m未満の場合は、2箇所/施工箇所とする。断面状況で、間隔、測点数を定めること出来る。		3-2-6-17	個々の測定値(X)	測定値の平均(X)	厚さは40m毎に現層表高とオーバーレイ後の基準高の差で算出する。測定点は車道中心線、車道端およびその中心とする。幅は、延長80m毎に1箇所を割とし、延長80m未満の場合は、2箇所/施工箇所とする。断面状況で、間隔、測点数を定めること出来る。		3-2-6-17		
								厚さ t	-9				-	厚さ t				-9	-
								幅 w	-25				-	幅 w				-25	-
								延長 L	-100				-	延長 L				-100	-
								平坦性	-				2m x 7.16m以下 (a)2.4mm以下 直読式(足付き) (a)1.75mm以下	平坦性				-	2m x 7.16m以下 (a)2.4mm以下 直読式(足付き) (a)1.75mm以下
3	土木 工事 共通 編	2	6	一般 舗装 工	17	2	オーバーレイ工 (面管理の場合)	個々の測定値(X)	測定値の平均(X)	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」「断面計測・断面管理の適合」に基づき出来形管理を実施する場合、その基本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/2m(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、施工前の標高値とオーバーレイ後の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、オーバーレイ後の目標高さとオーバーレイ後の標高値との差で算出する。		3-2-6-17	個々の測定値(X)	測定値の平均(X)	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」「断面計測・断面管理の適合」に基づき出来形管理を実施する場合、その基本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/2m(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、施工前の標高値とオーバーレイ後の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、オーバーレイ後の目標高さとオーバーレイ後の標高値との差で算出する。		3-2-6-17		
								厚さあるいは標高較差	-20				-3	厚さあるいは標高較差				-20	-3
								平坦性	-				3m x 7.16m以下 (a)2.4mm以下 直読式(足付き) (a)1.75mm以下	平坦性				-	3m x 7.16m以下 (a)2.4mm以下 直読式(足付き) (a)1.75mm以下
3	土木 工事 共通 編	2	7	舗装 改良 工	2	1	路床安定処理工	基準高 Δ	±50	延長40m毎に1箇所を割で測定。基準高は、道路中心線および端部で測定。厚さは中心線および端部で測定。「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」「断面計測・断面管理の適合」による管理の場合は、全体改良範囲内で、施工厚さ t、天端幅、天端延長を確認(実測は不要)。		3-2-7-2	基準高 Δ	±50	延長40m毎に1箇所を割で測定。基準高は、道路中心線および端部で測定。厚さは中心線および端部で測定。「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による管理の場合は、全体改良範囲内を用いて、施工厚さ t、天端幅、天端延長を確認(実測は不要)。		3-2-7-2		
								施工厚さ t	-50				施工厚さ t	-50					
								幅 w	-100				幅 w	-100					
								延長 L	-200				延長 L	-200					
3	土木 工事 共通 編	2	7	地盤 改良 工	2	1	置換工	基準高 Δ	±50	施工延長40m(測定間隔25mの場合は50m)以下の1箇所につき2箇所、延長40m(50m)以下の場合は1箇所につき2箇所。厚さは中心線および端部で測定。		3-2-7-3	基準高 Δ	±50	施工延長40m(測定間隔25mの場合は50m)以下の1箇所につき2箇所、延長40m(50m)以下の場合は1箇所につき2箇所。厚さは中心線および端部で測定。		3-2-7-3		
								置換厚さ t	-50				置換厚さ t	-50					
								幅 w	-100				幅 w	-100					
								延長 L	-200				延長 L	-200					

出来形管理基準								(令和4年4月版)				(令和6年4月版)				下線部(赤部):変更箇所			
編	章	節	条	技	種	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	概要	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	概要			
3	土木工事	7	4	7	7	表層安定処理工 (サンドマット海上)	基準高D	特記仕様書に明示	施工延長10mにつき、1測点当たり5点以上測定。 w、(L)は施工延長40mにつき1ヶ所、80m以下のものは1施工箇所につき3箇所。 (L)はセンターラインおよび表裏法面で行う。		3-2-7-4	基準高D	特記仕様書に明示	施工延長10mにつき、1測点当たり5点以上測定。 w、(L)は施工延長40mにつき1ヶ所、80m以下のものは1施工箇所につき3箇所。 (L)はセンターラインおよび表裏法面で行う。		3-2-7-4			
							法長d	-500											
							天端幅w	-300											
							天端延長L	-500											
3	土木工事	7	4	7	7	表層安定処理工 (1)工の場合)	基準高D	特記仕様書に明示	施工延長10mにつき、1測点当たり5点以上測定。 3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)表層安定処理工(図解)に記載の全体改良平面図を用いて天端幅w、天端延長Lを確認(実測は不要)		3-2-7-4	基準高D	特記仕様書に明示	施工延長10mにつき、1測点当たり5点以上測定。 3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)に記載の全体改良平面図を用いて天端幅w、天端延長Lを確認(実測は不要)		3-2-7-4			
							法長d	-500											
							天端幅w	-300											
							天端延長L	-500											
3	土木工事	7	5	7	7	パイルネット工	基準高D	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合150m)につき1ヶ所。厚さは中心線および両端で確認して測定。 法については、当該法の項目に準ずる。		3-2-7-5	基準高D	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合150m)につき1ヶ所。厚さは中心線および両端で確認して測定。 法については、当該法の項目に準ずる。		3-2-7-5			
							厚さt	-50											
							幅w	-100											
							延長L	-200											
3	土木工事	7	6	7	7	サンドマット工	施工厚さt	-50	施工延長40m(測点間隔25mの場合150m)につき1ヶ所。厚さは中心線および両端で確認して測定。		3-2-7-6	施工厚さt	-50	施工延長40m(測点間隔25mの場合150m)につき1ヶ所。厚さは中心線および両端で確認して測定。		3-2-7-6			
							幅w	-100											
							延長L	-200											
3	土木工事	7	8	7	7	パーオールドレージ工 (サンドドレーン工) (ベーパードレーン工) (袋詰サンドドレーン工) 網目の改良工 (サンドコンパクションパイル工)	位置・間隔w	±100	100cmに1ヶ所。 100cm以下は2ヶ所測定、1ヶ所に4本測定。 ただし、ベーパードレーンの仕様は対象外とする。 全本数 許容管理にかえることができる。		3-2-7-7 3-2-7-8	位置・間隔w	±100	100cmに1ヶ所。 100cm以下は2ヶ所測定、1ヶ所に4本測定。 ただし、ベーパードレーンの仕様は対象外とする。 全本数 許容管理にかえることができる。		3-2-7-7 3-2-7-8			
							板径D	設計値以上											
							打込長さh	設計値以上											
							サンドドレーン、袋詰サンドドレーン、サンドコンパクションパイルの砂投入量	—											

出来形管理基準										(令和4年4月版)					(令和6年4月版)					下線部(赤部):変更箇所				
編	章	節	条	技	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	概要	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	概要									
3	土木工事共通編	2	一般施工	7	施設改良工	9	1	固結工 (粉体噴射機挿入工) (高圧噴射機挿入工) (圧入型もろくめ機挿入工) (生石灰パイル工)	基準高 \bar{w} 位置・間隔 w 杭径 D 深さ L	-50 $D/4$ 以内 設計値以上 設計値以上	100本に1ヶ所、 100本以下は2ヶ所測定、 1ヶ所に4本測定。		3-2-7-9	基準高 \bar{w} 位置・間隔 w 杭径 D 深さ L	-50 $D/4$ 以内 設計値以上 設計値以上	100本に1ヶ所、 100本以下は2ヶ所測定、 1ヶ所に4本測定。		3-2-7-9						
3	土木工事共通編	2	一般施工	7	施設改良工	9	2	固結工 (スクリュー挿入工)	基準高 \bar{w} 位置 杭径 D 改良長 L	6以上 $D/8$ 以内 設計値以上 設計値以上	杭芯位置管理表により基準高を確認 全本数 施工履歴データから作成した杭芯位置管理表により設計杭芯位置と施工した杭芯位置との距離を確認 (概観による実測確認は不要)		3-2-7-9	基準高 \bar{w} 位置 杭径 D 改良長 L	6以上 $D/8$ 以内 設計値以上 設計値以上	杭芯位置管理表により基準高を確認 全本数 施工履歴データから作成した杭芯位置管理表により設計杭芯位置と施工した杭芯位置との距離を確認 (概観による実測確認は不要)		3-2-7-9						
3	土木工事共通編	2	一般施工	10	施設改良工	9	3	固結工 (中層混合処理)	基準高 \bar{w} 施工厚さ t 幅 w 延長 L	設計値以上 設計値以上 設計値以上 設計値以上	1,000mm~4,000mmにつき1ヶ所、または工延長40m(掘削間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、 1,000mm以下、または施工延長40m(50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所、 施工厚さは施工時の改良深度を確認を由来形とする。 「3次計測結果を用いた出来形管理要領(第2) 改良安定処理部・掘削工・土留混合処理部」による管理の場合は、全体改良範囲図を用いて、施工厚さ t 、幅 w 、延長 L を確認(実測は不要)。		3-2-10-9	基準高 \bar{w} 施工厚さ t 幅 w 延長 L	設計値以上 設計値以上 設計値以上 設計値以上	1,000mm~4,000mmにつき1ヶ所、または工延長40m(掘削間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、 1,000mm以下、または施工延長40m(50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所、 施工厚さは施工時の改良深度を確認を由来形とする。 「3次計測結果を用いた出来形管理要領(第2) 改良安定処理部・掘削工・土留混合処理部」による管理の場合は、全体改良範囲図を用いて、施工厚さ t 、幅 w 、延長 L を確認(実測は不要)。		3-2-10-9						
3	土木工事共通編	2	一般施工	10	施設改良工	5	1	土留・板挿入工 (鋼矢板)	基準高 \bar{w} 掘入長	±100 設計値以上	基準高は施工延長40m(掘削間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは、1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-10-5	基準高 \bar{w} 掘入長	±100 設計値以上	基準高は施工延長40m(掘削間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは、1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-10-5						
3	土木工事共通編	2	一般施工	10	施設改良工	5	2	土留・板挿入工 (アンカー工)	掘孔深さ d 配置誤差 d	設計値以上 100	全数 (任意仮設は除く)		3-2-10-5	掘孔深さ d 配置誤差 d	設計値以上 100	全数 (任意仮設は除く)		3-2-10-5						
3	土木工事共通編	2	一般施工	10	施設改良工	5	3	土留・板挿入工 (連続ブロック張り工)	法長 l 延長 $L1, L2$	-100 -200	施工延長40m(掘削間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 1施工箇所毎		3-2-10-5	法長 l 延長 $L1, L2$	-100 -200	施工延長40m(掘削間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 1施工箇所毎		3-2-10-5						
3	土木工事共通編	2	一般施工	10	施設改良工	5	4	土留・板挿入工 (鋼切趾工)	基準高 \bar{w} 天端幅 w 法長 l	-50 -100 -100	施工延長50mにつき1ヶ所、 延長50m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 (任意仮設は除く)		3-2-10-5	基準高 \bar{w} 天端幅 w 法長 l	-50 -100 -100	施工延長50mにつき1ヶ所、 延長50m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 (任意仮設は除く)		3-2-10-5						

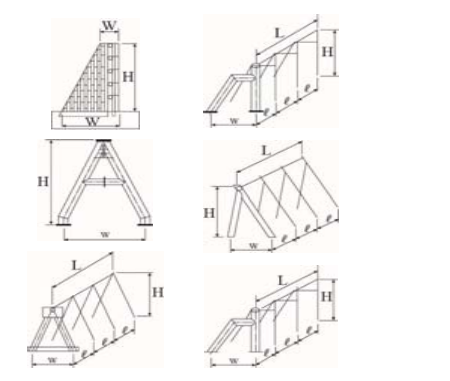
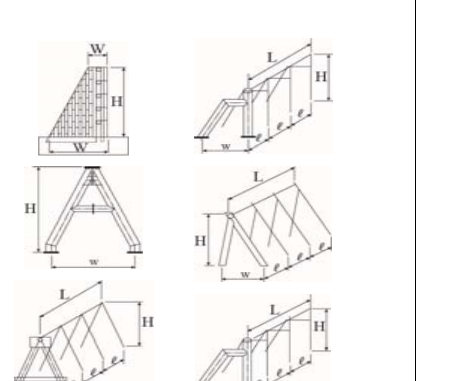

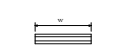
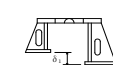





出来形管理基準										(令和4年4月版)					(令和6年4月版)				
編	章	節	条	技	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	概要	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	概要				
3	1	2	10	9	土留・仮締切工 (中詰盛土)	基準高 Δ	-50	施工延長50mにつき1ヶ所、延長50m以下のものは、1施工箇所につき2ヶ所、(任意仮設は除く)		3-2-10-6	基準高 Δ	-50	施工延長50mにつき1ヶ所、延長50m以下のものは、1施工箇所につき2ヶ所、(任意仮設は除く)						
3	1	2	10	9	地中連続壁工 (壁式)	基準高 Δ	± 50	基準高は施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (または50m) 以下のものについては1施工箇所につき2ヶ所、変位は施工延長20m (測点間隔25mの場合は25m) につき1ヶ所、延長20m (または25m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所、		3-2-10-9	基準高 Δ	± 50	基準高は施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (または50m) 以下のものについては1施工箇所につき2ヶ所、変位は施工延長20m (測点間隔25mの場合は25m) につき1ヶ所、延長20m (または25m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所、		3-2-10-9				
連続の長さ δ	-50																		
変位 δ	300																		
壁体長L	-200																		
3	1	2	10	10	地中連続壁工 (柱列式)	基準高 Δ	± 50	基準高は施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (または50m) 以下のものについては1施工箇所につき2ヶ所、変位は施工延長20m (測点間隔25mの場合は25m) につき1ヶ所、延長20m (または25m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所、		3-2-10-9 D: 径径	基準高 Δ	± 50	基準高は施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (または50m) 以下のものについては1施工箇所につき2ヶ所、変位は施工延長20m (測点間隔25mの場合は25m) につき1ヶ所、延長20m (または25m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所、		3-2-10-9				
連続の長さ δ	-50																		
変位 δ	D/4以内																		
壁体長L	-200																		
3	1	2	12	1	締造管 (金属束束工)	孔の直径差	+2 -0	製品公差を測定。 ※1 ガス切断寸法を準用する。 ※2 片面のみの削り加工の場合も含む。 ※3 ソールプレートとの接触面の接触および接触直角方向の長さ寸法に対しては1.5倍を適用するものとする。 ※4 全移動量分の遊隙が確保されているかを、 ※5 組立て後に測定		3-2-12-1	孔の直径差	+2 -0	製品公差を測定。 ※1 ガス切断寸法を準用する。 ※2 片面のみの削り加工の場合も含む。 ※3 ソールプレートとの接触面の接触および接触直角方向の長さ寸法に対しては1.5倍を適用するものとする。 ※4 全移動量分の遊隙が確保されているかを、 ※5 組立て後に測定		3-2-12-1				
上下部鋼構造物との接合用ボルト孔	ボスの突起を基準にした孔位置のずれ	$\leq 1000\text{mm}$	1.5以下																
		ボスの突起を基準にした孔位置のずれ	$\leq 1000\text{mm}$	1.5以下															
アンカアジャスト用ボルト孔	ドリル加工孔	$\leq 100\text{mm}$	+3 -1																
	$> 100\text{mm}$	+4 -2																	
センターボス	ボスの直径	+0 -1																	
	ボスの高さ	+1 -0																	
ボス	ボスの直径	+0 -1																	
	ボスの高さ	+1 -1																	

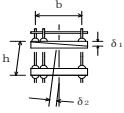
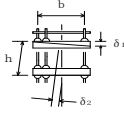

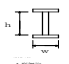


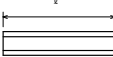
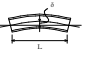
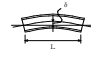
(次頁に続く)

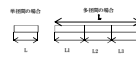
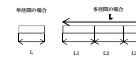
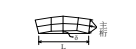
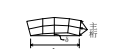
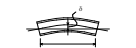

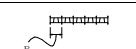
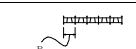


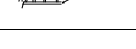

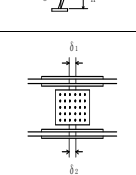
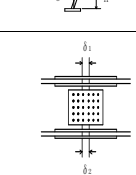
出来形管理基準										(令和4年4月版)										(令和6年4月版)									
																				下線部(赤部):変更箇所									
編	章	節	条	技	種	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要													
3	1	12	1	1	1	溶接工 (金属支保工)	上巻の種軸および種軸直 角方向の長さ寸法	JIS B 0403-1995 CT13	製品全数を測定。 ※1) ガス切断寸法を準用する。 ※2) 片面のみの削り加工の場合も含む。 ※3) ソールプレート上の種軸直の種軸および種軸直角方向の長さ寸法に対してはCT13を適用するものとする。 ※4) 全母軸量の差が確保されているのかを要する。 ※5) 組立て後に測定	3-2-12-1		上巻の種軸および種軸直 角方向の長さ寸法	JIS B 0403-1995 CT13	製品全数を測定。 ※1) ガス切断寸法を準用する。 ※2) 片面のみの削り加工の場合も含む。 ※3) ソールプレート上の種軸直の種軸および種軸直角方向の長さ寸法に対してはCT13を適用するものとする。 ※4) 全母軸量の差が確保されているのかを要する。 ※5) 組立て後に測定 <u>詳細は溶接検査規程参照</u>	3-2-12-1														
							全母軸量 φ	φ ≤ 300mm ±2 φ > 300mm ±φ/100				全母軸量 φ	φ ≤ 300mm ±2 φ > 300mm ±φ/100																
							上,下加工仕上げ	±3				上,下加工仕上げ	±3																
							種軸 高さ H	コ ン ク リ ー ト 構 造 用 H ≤ 300mm ±3 H > 300mm 0L/200+3)小径点以下 切り捨て				種軸 高さ H	コ ン ク リ ー ト 構 造 用 H ≤ 300mm ±3 H > 300mm 0L/200+3)小径点以下 切り捨て																
							普通 寸法	種放し長さ寸法 ※2)、※3) JIS B 0403-1995 CT14 種放し肉厚寸法 ※2) JIS B 0403-1995 CT15 削り加工寸法 JIS B 0405-1991 粗鉄 ガス切断寸法 JIS B 0417-1979 細鉄				普通 寸法	種放し長さ寸法 ※2)、※3) JIS B 0403-1995 CT14 種放し肉厚寸法 ※2) JIS B 0403-1995 CT15 削り加工寸法 JIS B 0405-1991 粗鉄 ガス切断寸法 JIS B 0417-1979 細鉄																
3	1	2	1	2	2	溶接工 (大型ゴム支保工)	幅 w 長さ L 直徑 D	w, L, D ≤ 500 0~+5 500 < w, L, D ≤ 1000mm 0~+1% 1500 < w, L, D 0~+15	製品全数を測定。 平均値 ± 1個のゴム支保の厚さ (t) の最大相対誤差	3-2-12-1		幅 w 長さ L 直徑 D	w, L, D ≤ 500 0~+5 500 < w, L, D ≤ 1000mm 0~+1% 1500 < w, L, D 0~+15	製品全数を測定。 平均値 ± 1個のゴム支保の厚さ (t) の最大相対誤差 <u>詳細は溶接検査規程参照</u>	3-2-12-1														
							厚さ t	t ≤ 20mm ±0.5 20 < t ≤ 160 ±2.5% 160 < t ±4				厚さ t	t ≤ 20mm ±0.5 20 < t ≤ 160 ±2.5% 160 < t ±4																
							相対 誤差	w, L, D ≤ 1000mm 1 1000mm < w, L, D (w, L, D)/1000				相対 誤差	w, L, D ≤ 1000mm 1 1000mm < w, L, D (w, L, D)/1000																
3	2	12	1	3	3	板状材製作工	部材	部材長θ (m)	±3・・・θ ≤ 10 ±4・・・θ > 10	図面の寸法表示箇所所で測定	3-2-12-1	部材	部材長θ (m)	±3・・・θ ≤ 10 ±4・・・θ > 10	図面の寸法表示箇所所で測定	3-2-12-1													
3	1	12	1	4	4	刃口金物製作工	刃口高さ h (m)	±2・・・h ≤ 0.5 ±3・・・0.5 < h ≤ 1.0 ±4・・・1.0 < h ≤ 2.0	図面の寸法表示箇所所で測定。	3-2-12-1		刃口高さ h (m)	±2・・・h ≤ 0.5 ±3・・・0.5 < h ≤ 1.0 ±4・・・1.0 < h ≤ 2.0	図面の寸法表示箇所所で測定。	3-2-12-1														
							外周長L (m)	±(10+L/10)				外周長L (m)	±(10+L/10)																

出来形管理基準										(令和4年4月版)										(令和6年4月版)										下線部(赤部):変更箇所									
編	章	節	条	技	種	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準		測定箇所	概要	測定項目	規格値 (mm)	測定基準		測定箇所	概要																					
3	土木工事	一般施工	12	3	1	1	前製作工 (仮組立による検査を実施する場合) (シミュレーション仮組立検査を行う場合)	フランジ幅 w (m) ±2...w ≤ 0.5 ±3...0.5 < w ≤ 1.0 ±4...1.0 < w ≤ 2.0 ±(3+w/2)...2.0 < w	鋼桁等 トラス・アーチ等	主桁・主構 各支点および各支間中央付近を測定。 床面など 構造別に、5部材につき1個抜き取った部材の中央付近を測定。 JIS製品を使用する場合はJIS認定工場 の成績表にかえることができる。	トラス・アーチ等	3-2-12-3 ※規格値のwに代入する数値はm単位の数値である。ただし、「板の平面度δ、フランジの直角度δ、圧縮材の曲がりδ」の規格値のa、b、w、δに代入する数値は1mm単位の数値とする。	フランジ幅 w (m) ±2...w ≤ 0.5 ±3...0.5 < w ≤ 1.0 ±4...1.0 < w ≤ 2.0 ±(3+w/2)...2.0 < w	鋼桁等 トラス・アーチ等	主桁・主構 各支点および各支間中央付近を測定。 床面など 構造別に、5部材につき1個抜き取った部材の中央付近を測定。 JIS製品を使用する場合は、製造工場の発行するJISに基づく試験成績表に替えることができる。	トラス・アーチ等	3-2-12-3 ※規格値のwに代入する数値はm単位の数値である。ただし、「板の平面度δ、フランジの直角度δ、圧縮材の曲がりδ」の規格値のa、b、w、δに代入する数値は1mm単位の数値とする。																						
																		板の平面度 δ (mm)	h/250	主桁 各支点および各支間中央付近を測定。 a: 腹板高 (mm) b: 腹板またはリブの間隔 (mm) w: フランジ幅 (mm)	トラス・アーチ等	板の平面度 δ (mm) h: 腹板高 (mm) b: 腹板またはリブの間隔 (mm) w: フランジ幅 (mm)																	
																		フランジの直角度 δ (mm)	w/200	主桁 各支点および各支間中央付近を測定。	トラス・アーチ等	フランジの直角度 δ (mm) w: フランジ幅 (mm)																	
																		部材長さ δ (mm)	鋼桁 ±3...-δ ≤ 10 ±4...-δ > 10 トラス、アーチなど ±2...-δ ≤ 10 ±3...-δ > 10	原則として仮組立をしない部材について、主要部材全数を測定。	鋼桁 ±3...-δ ≤ 10 ±4...-δ > 10 トラス、アーチなど ±2...-δ ≤ 10 ±3...-δ > 10																		
																		圧縮材の曲がり δ (mm)	δ/1000	主要部材全数を測定。 δ: 部材長 (mm)	圧縮材の曲がり δ (mm) δ: 部材長 (mm)																		
3	土木工事	一般施工	12	3	1	1	前製作工 (仮組立による検査を実施する場合) (シミュレーション仮組立検査を行う場合)	全長 L (m) 支間長 Ln (m) ±(10+L/10) ±(10+Ln/10)	鋼桁等 トラス・アーチ等	※鋼桁の場合 ※トラス・アーチの場合	3-2-12-3 ※規格値のL、B、hに代入する数値はm単位の数値である。ただし、「主桁た、主構の軸直度δ」の規格値のhに代入する数値は1mm単位の数値とする。	全長 L (m) 支間長 Ln (m) ±(10+L/10) ±(10+Ln/10)	鋼桁等 トラス・アーチ等	※鋼桁の場合 ※トラス・アーチの場合	3-2-12-3 ※規格値のL、B、hに代入する数値はm単位の数値である。ただし、「主桁た、主構の軸直度δ」の規格値のhに代入する数値は1mm単位の数値とする。																								
																主桁、主構の中心間距離 B (m)	±4...-B ≤ 2 ±(3+B/2)...B > 2	各支点および各支間中央付近を測定。	主桁、主構の中心間距離 B (m) ±4...-B ≤ 2 ±(3+B/2)...B > 2	各支点および各支間中央付近を測定。																			
																主構の組立高さ h (mm)	±5...-h ≤ 5 ±(2.5+h/2)...h > 5	主構部および中心部を測定。	主構の組立高さ h (mm) ±5...-h ≤ 5 ±(2.5+h/2)...h > 5	主構部および中心部を測定。																			
																主桁、主構の通り δ (mm)	δ/L ≤ 10...L ≤ 100 δ/25...L > 100	L: 測線上 (m)	主桁た 主構た	主桁、主構の通り δ (mm) δ/L ≤ 10...L ≤ 100 δ/25...L > 100	L: 測線上 (m) 主桁た 主構た																		
																主桁、主構のそり δ (mm)	-5~-45...L ≤ 20 -5~-10...20 < L ≤ 40 -5~-15...40 < L ≤ 80 -5~-25...80 < L ≤ 200	各主桁について10~12m間隔を測定。 L: 主桁の支間長 (m)	各主構の各格点を測定。 L: 主構の支間長 (m)	主桁、主構のそり δ (mm) -5~-45...L ≤ 20 -5~-10...20 < L ≤ 40 -5~-15...40 < L ≤ 80 -5~-25...80 < L ≤ 200	各主桁について10~12m間隔を測定。 L: 主桁の支間長 (m)																		
																主桁、主構の軸直度 δ (mm)	±10	どちらか一方の主桁(主構)側を測定。	どちらか一方の主桁(主構)側を測定。	主桁、主構の軸直度 δ (mm) ±10	どちらか一方の主桁(主構)側を測定。																		
																主桁、主構の軸直度 δ (mm)	3+h/1,000	各主桁の間隔部を測定。 h: 主桁たの高さ (mm)	各支点および支間中央付近を測定。 h: 主構の高さ (mm)	主桁、主構の軸直度 δ (mm) 3+h/1,000	各主桁の間隔部を測定。 h: 主桁たの高さ (mm)																		
																現場継手部のすき間 δ1, δ2 (mm)	±5	主桁、主構の全継手数の1/2を測定。δ1, δ2のうち大きいもの。なお、設計値が5mm未満の場合は、すき間の許容範囲の下限値を0mmとする。(例: 設計値が5mmの場合、すき間の許容範囲は0mm~8mm)	主桁、主構の全継手数の1/2を測定。δ1, δ2のうち大きいもの。なお、設計値が5mm未満の場合は、すき間の許容範囲の下限値を0mmとする。(例: 設計値が5mmの場合、すき間の許容範囲は0mm~8mm)	現場継手部のすき間 δ1, δ2 (mm) ±5	主桁、主構の全継手数の1/2を測定。δ1, δ2のうち大きいもの。なお、設計値が5mm未満の場合は、すき間の許容範囲の下限値を0mmとする。(例: 設計値が5mmの場合、すき間の許容範囲は0mm~8mm)																		

出来形管理基準					(令和4年4月版)					(令和6年4月版)						
編	章	節	条	技	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要	
3	土木工事	一般施工	12	3	3	新製作業 (仮組立検査を実施しない場合)	フランジ幅 w (m)	±2…… w ≤ 0.5 ±3…… 0.5 < w ≤ 1.0 ±4…… 1.0 < w ≤ 2.0 ±(3+w/2)…… 2.0 < w	主桁、主脚 各支点および各支間中央付近を測定。 床組など 構造別に、5部材につき1個置き取った部材の中央付近を測定。		3-2-12-3 ※規格値のwに代入する数値はm単位の数値である。ただし、「板の平面度δ、フランジの直角度δ」の規格値のh、b、wに代入する数値はmm単位の数値とする。	フランジ幅 w (m)	±2…… w ≤ 0.5 ±3…… 0.5 < w ≤ 1.0 ±4…… 1.0 < w ≤ 2.0 ±(3+w/2)…… 2.0 < w	主桁、主脚 各支点および各支間中央付近を測定。 床組など 構造別に、5部材につき1個置き取った部材の中央付近を測定。		3-2-12-3 ※規格値のwに代入する数値はm単位の数値である。ただし、「板の平面度δ、フランジの直角度δ」の規格値のh、b、wに代入する数値はmm単位の数値とする。
							板の高さ h (m)									
							板の平面度 δ (mm)									
							フランジの直角度 δ (mm)									
							部材長さ δ (m)									
							鋼材	±3……δ ≤ 10 ±4……δ > 10		主要部材全数を測定。						
部材精度																
3	土木工事	一般施工	12	3	3	新製作業 (鋼製基礎製作工 (仮組立時))	部材の水平度	10	全数を測定。		3-2-12-3	部材の水平度	10	全数を測定。		3-2-12-3
							堤長 L	±30								
							堤長 δ	±10								
							堤幅 W	±30								
							堤幅 w	±10								
							高さ H	±10								
ベースプレートの高さ	±10															
本体の傾き	±H/500															

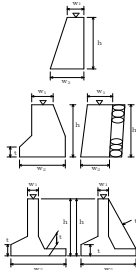
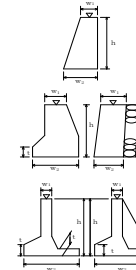
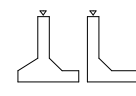
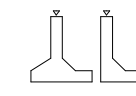
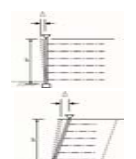
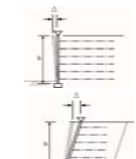
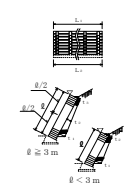
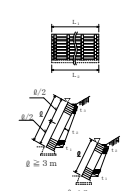
出来形管理基準					(令和4年4月版)					(令和6年4月版)						
編	章	節	条	技	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	概要	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	概要	
3	2	12	3	1	鋼製骨組製作工 (仮組立時) (鋼製骨組製作工 (仮組立時))				3-2-12-3					3-2-12-3		
3	2	12	4	1	検査記録製作工	部材 部材長 l (m)	$\pm 3 \cdot l \leq 10$ $\pm 4 \cdot l > 10$	図面の寸法表示箇所を測定。		3-2-12-4	部材 部材長 l (m)	$\pm 3 \cdot l \leq 10$ $\pm 4 \cdot l > 10$	図面の寸法表示箇所を測定。		3-2-12-4	
3	2	12	5	1	鋼製伸縮継手製作工	部材 部材長 w (m)	$0 \sim +30$	製品全数を測定。		3-2-12-5	部材 部材長 w (m)	$0 \sim +30$	製品全数を測定。		3-2-12-5	
					仮組立時	組合せる伸縮装置との高さの差 $\delta 1$ (mm)	設計値 ± 4	両端部および中央部付近を測定。			仮組立時	組合せる伸縮装置との高さの差 $\delta 1$ (mm)	設計値 ± 4	両端部および中央部付近を測定。		
						フィンガーの食い違い $\delta 2$ (mm)	± 2			(実測値) δ_2 			± 2			(実測値) δ_2 

出来形管理基準								(令和4年4月版)					(令和6年4月版)				
編	章	節	技	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要			
3	土木工事	2	12	6	橋橋防止装置製作工	部材	部材長 l (m)	$\pm 3 \cdot l \leq 10$ $\pm 4 \cdot l > 10$	図面の寸法表示箇所を測定。	3-2-12-6	部材	部材長 l (m)	$\pm 3 \cdot l \leq 10$ $\pm 4 \cdot l > 10$	図面の寸法表示箇所を測定。	3-2-12-6		
3	土木工事	2	12	7	橋梁用防護柵製作工	部材	部材長 l (m)	$\pm 3 \cdot l \leq 10$ $\pm 4 \cdot l > 10$	図面の寸法表示箇所を測定。	3-2-12-7	部材	部材長 l (m)	$\pm 3 \cdot l \leq 10$ $\pm 4 \cdot l > 10$	図面の寸法表示箇所を測定。	3-2-12-7		
3	土木工事	2	12	8	アンカーフレーム製作工	仮組立時	上面水平度 $\delta 1$ (mm)	$b/500$	軸心上全数測定。		仮組立時	上面水平度 $\delta 1$ (mm)	$b/500$	軸心上全数測定。			
						仮組立時	鉛直度 $\delta 2$ (mm)	$h/500$				仮組立時	鉛直度 $\delta 2$ (mm)			$h/500$	
仮組立時	高さ h (mm)	± 5	仮組立時	高さ h (mm)	± 5												
3	土木工事	2	12	9	プレビュー用桁製作工	部材	フランジ幅 w (m)	$\pm 2 \dots$ $w \leq 0.5$ $\pm 3 \dots$ $0.5 < w \leq 1.0$ $\pm 4 \dots$ $1.0 < w \leq 2.0$ $\pm 13 + w/2 \dots$ $2.0 < w$	各支点および各支間中央付近を測定。		3-2-12-9	部材	フランジ幅 w (m)	$\pm 2 \dots$ $w \leq 0.5$ $\pm 3 \dots$ $0.5 < w \leq 1.0$ $\pm 4 \dots$ $1.0 < w \leq 2.0$ $\pm 13 + w/2 \dots$ $2.0 < w$	各支点および各支間中央付近を測定。		3-2-12-9
						部材	フランジの直角度 δ (mm)	$w/200$	各支点および各支間中央付近を測定。				3-2-12-9	部材	フランジの直角度 δ (mm)		
						部材	部材長 l (m)	$\pm 3 \cdot l \leq 10$ $\pm 4 \cdot l > 10$	原則として仮組立をしない部材について主要部材全数で測定。		3-2-12-9	部材	部材長 l (m)	$\pm 3 \cdot l \leq 10$ $\pm 4 \cdot l > 10$	原則として仮組立をしない部材について主要部材全数で測定。		3-2-12-9
						仮組立時	主桁のそり δ	$-5 \sim +5$ $-5 \sim +10$ $-20 < L \leq 40$	各主桁について10~12m間隔を測定。		3-2-12-9	仮組立時	主桁のそり δ	$-5 \sim +5$ $-5 \sim +10$ $-20 < L \leq 40$	各主桁について10~12m間隔を測定。		3-2-12-9
3	土木工事	2	12	10	鋼製排水管製作工	部材	部材長 l (m)	$\pm 3 \cdot l \leq 10$ $\pm 4 \cdot l > 10$	図面の寸法表示箇所を測定。	3-2-12-10	部材	部材長 l (m)	$\pm 3 \cdot l \leq 10$ $\pm 4 \cdot l > 10$	図面の寸法表示箇所を測定。	3-2-12-10		

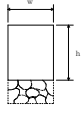
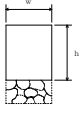

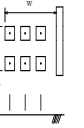
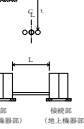
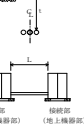
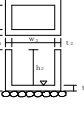
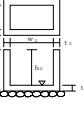
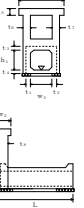
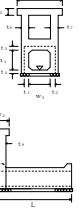


出来形管理基準							(令和4年4月版)				(令和6年4月版)						
編	章	節	条	技	種	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要	
3	土木工事共通編	2	13	11	11	工種製作工	塗膜厚	a. ロット塗膜厚の平均値は、目標塗膜厚合計値の90%以上。 b. 測定値の最小値は、目標塗膜厚合計値の70%以上。 c. 測定値の分布の標準偏差は、目標塗膜厚合計値の20%以下。ただし、測定値の平均値が目標塗膜厚合計値より大きい場合はこの限りではない。	外面塗装では、無機シリカリッチペイントの塗付後と上塗り終了時に測定し、内面塗装では内面塗装終了時に測定。 ロットの大きさは、500㎡とする。 1ロット当たり測定数は5点とし、各点の測定は5箇所行い、その平均値をその点1点とする。	3-2-13-11		塗膜厚	a. ロット塗膜厚の平均値は、目標塗膜厚合計値の90%以上。 b. 測定値の最小値は、目標塗膜厚合計値の70%以上。 c. 測定値の分布の標準偏差は、目標塗膜厚合計値の20%以下。ただし、測定値の平均値が目標塗膜厚合計値より大きい場合はこの限りではない。	外面塗装では、無機シリカリッチペイントの塗付後と上塗り終了時に測定し、内面塗装では内面塗装終了時に測定。 ロットの大きさは、500㎡とする。 1ロット当たり測定数は5点とし、各点の測定は5箇所行い、その平均値をその点1点とする。	3-2-13-11		
3	土木工事共通編	2	13	13	13	構造施工	架設工（鋼橋） （クレーン架設） （ケーブルエレベーター架設） （架設前架設） （送出し架設） （トラスクレーン架設）	全長L (m) 支間長L _n (m)	±(20+L/5) ±(20+L _n /5)	各桁毎に全数測定。 	3-2-13-3~8	※規格値のL、Bに代入する数値はm単位の数値である。ただし、「主げた、主橋の鉛直度δ」の規格値のδに代入する数値はmm単位の数値とする。 ※は仮組立検査を実施しない工事に適用。	全長L (m) 支間長L _n (m)	±(20+L/5) ±(20+L _n /5)	各桁毎に全数測定。 	3-2-13-3~8	※規格値のL、Bに代入する数値はm単位の数値である。ただし、「主げた、主橋の鉛直度δ」の規格値のδに代入する数値はmm単位の数値とする。 ※は仮組立検査を実施しない工事に適用。
							通りδ (mm)	±(10+2L/5)	L: 主げた・主橋の支間長(a) 			通りδ (mm)	±(10+2L/5)	L: 主げた・主橋の支間長(a) 			
							そりδ (mm)	±(25+L/2)	主桁、主橋を全数測定。 L: 主げた・主橋の支間長(a) 			そりδ (mm)	±(25+L/2)	主桁、主橋を全数測定。 L: 主げた・主橋の支間長(a) 			
							※主桁、主橋の中心間距離B (m)	±4~…B±2 ±(3+B/2)~…B>2	各支点および各支間中央付近を測定。 			※主桁、主橋の中心間距離B (m)	±4~…B±2 ±(3+B/2)~…B>2	各支点および各支間中央付近を測定。 			
							※主桁、主橋の橋脚における出入差δ (mm)	±10	どちらか一方の主桁（主橋）側を測定。 			※主桁、主橋の橋脚における出入差δ (mm)	±10	どちらか一方の主桁（主橋）側を測定。 			
							※主桁、主橋の鉛直度δ (mm)	3+h/1,000	各主桁の両端部を測定。 h: 主げた・主橋の高さ(mm) 			※主桁、主橋の鉛直度δ (mm)	3+h/1,000	各主桁の両端部を測定。 h: 主げた・主橋の高さ(mm) 			
							※現場橋脚下部のすき間δ1、δ2 (mm)	±5	主桁、主橋の全線手数の1/2を測定。 δ1、δ2のうち大きいものを。 なお、設計値が5mm未満の場合は、すき間の許容範囲の下限値を0mmとする。 (例：設計値が5mmの場合、すき間の許容範囲は0mm~5mm) 			※現場橋脚下部のすき間δ1、δ2 (mm)	±5	主桁、主橋の全線手数の1/2を測定。 δ1、δ2のうち大きいものを。 なお、設計値が5mm未満の場合は、すき間の許容範囲の下限値を0mmとする。 (例：設計値が5mmの場合、すき間の許容範囲は0mm~5mm) 			

出来形管理基準										(令和4年4月版)					(令和6年4月版)					下線部(赤部):変更箇所				
編	章	節	条	技	種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要									
3	土木工事共通編	14	13	1	架設工(コンクリート種) (クレーン架設) (架設桁架設) 架設工支保工(固定) (移動) 架設桁架設(貫挿架設) (押し架設)	全長・支間	—	各桁毎に全数測定。		3-2-13		全長・支間	—	各桁毎に全数測定。		3-2-13								
						桁の中心間距離	—	一連桁の間隔および支間中央について各上下側を測定。				桁の中心間距離	—	一連桁の間隔および支間中央について各上下側を測定。										
						そり	—	主桁を全数測定。				そり	—	主桁を全数測定。										
3	土木工事共通編	14	2	1	縦生土 (鑿子敷布工) (張土工) (有固定工) (養生シート工) (養生マット工) (人工張土工) (養生穴工)	切土法長φ	φ<5m	-200	施工延長40m(間隔間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 法面工編」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。	3-2-14-2		切土法長φ	φ<5m	-200	施工延長40m(間隔間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 法面工編」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。	3-2-14-2								
							φ≧5m	法長の-4%					φ≧5m	法長の-4%										
						盛土法長φ	φ<5m	-100	1施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 法面工編」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。			盛土法長φ	φ<5m	-100	1施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 法面工編」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。									
							φ≧5m	法長の-2%					φ≧5m	法長の-2%										
延長L	-200	延長L	-200																					
3	土木工事共通編	14	2	3	縦生土 (養生蓋付吹付工) (吹土吹付工)	法長φ	φ<5m	-200	施工延長40mにつき1ヶ所、40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 法面工編」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。	3-2-14-2		法長φ	φ<5m	-200	施工延長40mにつき1ヶ所、40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 法面工編」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。	3-2-14-2								
							φ≧5m	法長の-4%					φ≧5m	法長の-4%										
						厚さt	t<5cm	-10	施工面積200㎡につき1ヶ所、面積200㎡以下のものは、1施工箇所につき2ヶ所。検査孔により測定。			厚さt	t<5cm	-10	施工面積200㎡につき1ヶ所、面積200㎡以下のものは、1施工箇所につき2ヶ所。検査孔により測定。									
							t≧5cm	-20					t≧5cm	-20										
						ただし、吹付面に凹凸がある場合の最小吹付厚は、設計厚の90%以上とし、平均厚は設計厚以上。						ただし、吹付面に凹凸がある場合の最小吹付厚は、設計厚の90%以上とし、平均厚は設計厚以上。												
						延長L	-200	延長L	-200															

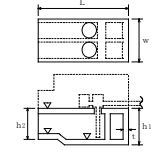
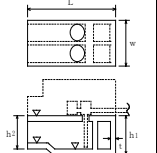
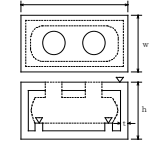
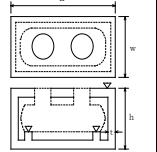
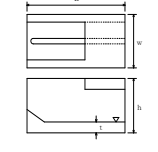
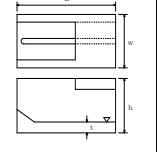
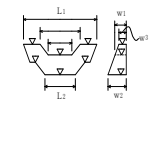
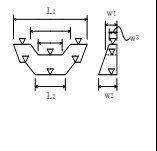
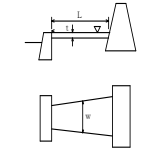
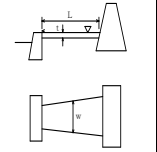
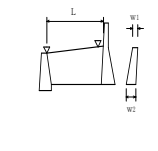
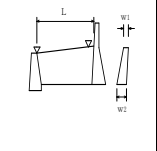
出来形管理基準					(令和4年4月版)					(令和6年4月版)							
編	章	節	条	技術	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	概要	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	概要		
3	土木工事共通編	14	3	3	吹付工 (コンクリート) (セルタル)	法長 ϕ	$\phi < 3m$	-50	施工延長40mにつき1ヶ所、40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所、測定断面に凹凸があり、曲線法長の測定が困難な場合は直線法長とする。ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 法面工編」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		3-2-14-3	法長 ϕ	$\phi < 3m$	-50	施工延長40mにつき1ヶ所、40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所、測定断面に凹凸があり、曲線法長の測定が困難な場合は直線法長とする。ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 法面工編」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		3-2-14-3
							$\phi \geq 3m$	-100					$\phi \geq 3m$	-100			
						厚さ t	t < 5cm	-10	200㎡につき1ヶ所以上、200㎡以下は2ヶ所をせん孔により測定。			厚さ t	t < 5cm	-10	200㎡につき1ヶ所以上、200㎡以下は2ヶ所をせん孔により測定。		
							t ≥ 5cm	-20					t ≥ 5cm	-20			
						延長 L		-200	1 施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 法面工編」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。			延長 L		-200	1 施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 法面工編」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		
3	土木工事共通編	14	4	1	法枠工 (現場打設枠工) (現場吹付枠工)	法長 ϕ	$\phi < 10m$	-100	施工延長40m(測定間隔25mの場合120m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 法面工編」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		3-2-14-4 曲線部は設計図書による	法長 ϕ	$\phi < 10m$	-100	施工延長40m(測定間隔25mの場合120m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 法面工編」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		3-2-14-4 曲線部は設計図書による
							$\phi \geq 10m$	-200					$\phi \geq 10m$	-200			
						幅 w		-30	枠延長100mにつき1ヶ所、枠延長100m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 法面工編」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。			幅 w		-30	枠延長100mにつき1ヶ所、枠延長100m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 法面工編」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		
						高さ h		-30				高さ h		-30			
						枠中心間隔 a		±100				枠中心間隔 a		±100			
						延長 L		-200	1 施工箇所毎 計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 法面工編」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。			延長 L		-200	1 施工箇所毎 計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 法面工編」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		
3	土木工事共通編	14	2	2	法枠工 (プレキャスト法枠工)	法長 ϕ	$\phi < 10m$	-100	施工延長40m(測定間隔25mの場合120m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所、		3-2-14-4	法長 ϕ	$\phi < 10m$	-100	施工延長40m(測定間隔25mの場合120m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所、	3-2-14-4	
							$\phi \geq 10m$	-200					$\phi \geq 10m$	-200			
						延長 L		-200	1 施工箇所毎			延長 L		-200	1 施工箇所毎		
3	土木工事共通編	14	6	6	アンカー工	全数(任意仮設は除く)	解孔深さ ϕ	設計値以上		3-2-14-6 密鉄挿入工にも適用する	全数(任意仮設は除く)	解孔深さ ϕ	設計値以上		3-2-14-6 密鉄挿入工にも適用する		
							配置間さ d	100				配置間さ d	100				
							せん孔方向 θ	±2.5度				せん孔方向 θ	±2.5度				

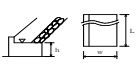
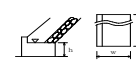
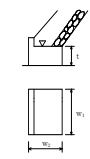
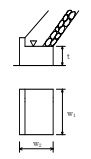
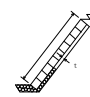

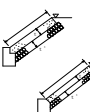
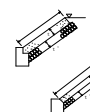
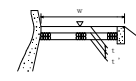
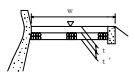
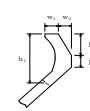
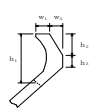
出来形管理基準								(令和4年4月版)				(令和6年4月版)				下線部(赤部):変更箇所	
編	章	節	条	技	種	工種	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	概要	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	概要
3	土木工事 共通編	2	15	1	1	場所打鑿壁工 (一般事項)	場所打鑿壁工	基準高 ∇	± 50	施工延長40m(測点間隔25mの場合1250m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-15-1	基準高 ∇	± 50	施工延長40m(測点間隔25mの場合1250m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 『3次元計測技術を用いた出来形管理標準(案)』に基づき出来形管理と管理工事適合、標準値に規定する計測精度、計測精度を測らず計測方法により出来形管理を実施する。と記述される。		3-2-15-1
								厚さ t	-20				高さ h	h < 3m h \geq 3m			
3	土木工事 共通編	2	15	2	2	プレキャスト鑿壁工	プレキャスト鑿壁工	基準高 ∇	± 50	施工延長40m(測点間隔25mの場合1250m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-15-2	基準高 ∇	± 50	施工延長40m(測点間隔25mの場合1250m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 『3次元計測技術を用いた出来形管理標準(案)』に基づき出来形管理と管理工事適合、標準値に規定する計測精度、計測精度を測らず計測方法により出来形管理を実施する。と記述される。		3-2-15-2
								延長 L	-200				延長 L	-200			
3	土木工事 共通編	2	15	3	3	補強土壁工 (補強土(フェルアルメ)壁工法) (多数アンカー式補強土工法) (ジオテキスタイルを用いた補強土工法)	補強土壁工	基準高 ∇	± 50	施工延長40m(測点間隔25mの場合1250m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-15-3	基準高 ∇	± 50	施工延長40m(測点間隔25mの場合1250m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 『3次元計測技術を用いた出来形管理標準(案)』に基づき出来形管理と管理工事適合、標準値に規定する計測精度、計測精度を測らず計測方法により出来形管理を実施する。と記述される。		3-2-15-3
								高さ h	h < 3m h \geq 3m				知直度 Δ	$\pm 0.03h$ かつ ± 300 以内			
3	土木工事 共通編	2	15	4	4	非鉛ブロック工	非鉛ブロック工	基準高 ∇	± 50	施工延長40m(測点間隔25mの場合1250m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-15-4	基準高 ∇	± 50	施工延長40m(測点間隔25mの場合1250m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-15-4
								法長 ϕ	$\phi < 3m$ $\phi \geq 3m$				厚さ t ₁ , t ₂ , t ₃	-50			

出来形管理基準							(令和4年4月版)				(令和6年4月版)								
編	章	節	条	技術	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準		測定箇所	摘要	測定項目	規格値 (mm)	測定基準		測定箇所	摘要		
3	土木工事	共通	16	3	1	流溪船運転工 (ポンプ流溪船)	電気船	200ps	-800～+200		3-2-16-3	延長方向は、設計図書により指定された測点毎。 横断方向は、5 m毎。 また、斜面は法尻、法脚とし必要に応じ中間点も加える。ただし、各測定値の平均値の設計基準値以下であること。	電気船	200ps	-800～+200		延長方向は、設計図書により指定された測点毎。 横断方向は、5 m毎。 また、斜面は法尻、法脚とし必要に応じ中間点も加える。ただし、各測定値の平均値の設計基準値以下であること。	3-2-16-3	
								500ps	-1000～+200					500ps	-1000～+200				
								1000ps	-1200～+200					1000ps	-1200～+200				
								250ps	-800～+200					ダイゼル船	250ps				-800～+200
								420ps	-1000～+200						420ps				-1000～+200
								600ps	-1000～+200						600ps				-1000～+200
								1350ps	-1200～+200						1350ps				-1200～+200
								幅	-200					幅	-200				
								延長	-200					延長	-200				
								3	土木工事					共通	16				3
幅	-200	幅	-200																
延長	-200	延長	-200																
3	土木工事	共通	16	3	3	流溪船運転工 (クワボウ流溪船) (バンクボウ流溪船) (前管理の場合)	平均値	個々の計測値	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理標準(船) 湖川(運送工種)」に基づき出来形管理を前管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度も併せて計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は平面と法面の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。	3-2-16-3	平均値	個々の計測値	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理標準(船) 湖川(運送工種)」に基づき出来形管理を前管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度も併せて計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は平面と法面の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。	3-2-16-3					
							標高較差	±0以下			+400以下	標高較差			±0以下	+400以下			
							幅	-200			幅	-200							
3	土木工事	共通	18	2	18	床版工	基準高▽	±20	基準高は、1区間当たり2ヶ所(支点付近)で、1箇所当たり両端と中央部の3点。幅は1区間当たり3ヶ所。厚さは型枠設置時における10mmに1ヶ所測定。(床版の厚さは、型枠検査をもって代える。)	3-2-18-2	基準高▽	±20	基準高は、1区間当たり2ヶ所(支点付近)で、1箇所当たり両端と中央部の3点。幅は1区間当たり3ヶ所。厚さは型枠設置時における10mmに1ヶ所測定。(床版の厚さは、型枠検査をもって代える。)	3-2-18-2					
							幅w	0～+30			幅w	0～+30							
							厚さt	-10～+20			厚さt	-10～+20							
							鉄筋のかぶり	設計値以上			鉄筋のかぶり	設計値以上							
							鉄筋の有効高さ	±10			鉄筋の有効高さ	±10							
							鉄筋間隔	±20			鉄筋間隔	±20							
							上記、鉄筋の有効高さがマイナスの場合	±10			上記、鉄筋の有効高さがマイナスの場合	±10							
							鉄筋の間隔	±20			鉄筋の間隔	±20							
							鉄筋の有効高さ	±10			鉄筋の有効高さ	±10							

出来形管理基準								(令和4年4月版)				(令和6年4月版)			
編	章	節	技	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	概要	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	概要	
4	河川編	1	築堤・護岸	7	法保 護岸工	4	護岸付高脚工								
					幅w	-30	「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 護岸工編」の規定による測定の管理方法を用いることができる。		6-1-7-4			「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 護岸工編」の規定による測定の管理方法を用いることができる。		6-1-7-4	
					高さh	-30									
6	河川編	1	築堤・護岸	8	水防工	4	杭出し水刺工								
					基準高▽	±50	1箇所 接続部(地上機器部)間毎に1ヶ所。		6-1-10-8			1箇所 接続部(地上機器部)間毎に1ヶ所。		6-1-10-8	
				幅w	±300										
				方向	±7°										
				延長L	-200										
6	河川編	1	築堤・護岸	13	充てい み配管工	3	配管工								
					埋設深t	0~+50	接続部(地上機器部)間毎に1ヶ所。 接続部(地上機器部)間毎で全数。 【管径センサーで測定】		6-1-13-3			接続部(地上機器部)間毎に1ヶ所。 接続部(地上機器部)間毎で全数。 【管径センサーで測定】		6-1-13-3	
				延長L	-200										
6	河川編	1	築堤・護岸	13	充てい み配管工	4	バンドホールド工								
					基準高▽	±30	1ヶ所毎 ※は現場打部分のある場合		6-1-13-4			1ヶ所毎 ※は現場打部分のある場合		6-1-13-4	
				※厚さ t ₁ ~t ₂	-20										
				※幅 w ₁ , w ₂	-30										
				※高さ h ₁ , h ₂	-30										
6	河川編	3	橋門・橋管	5	橋門・橋管 本体工	6	1								
					基準高▽	±30	本構造橋門の場合は埋戻前(載荷前)に測定する。 高さ守法は、両端、施工継手箇所および両面の守法表示箇所を測定。 内径、幅寸等は、両面の守法表示箇所を測定。 プレキャスト製品使用の場合は、製品守法を規格証明書で確認するものとし、 『基準高』と『延長』を測定。		6-3-5-6			本構造橋門の場合は埋戻前(載荷前)に測定する。 高さ守法は、両端、施工継手箇所および両面の守法表示箇所を測定。 内径、幅寸等は、両面の守法表示箇所を測定。 プレキャスト製品使用の場合は、製品守法を規格証明書で確認するものとし、 『基準高』と『延長』を測定。		6-3-5-6	
				厚さ t ₁ ~t ₂	-20										
				幅 w ₁ , w ₂	-30										
				内空幅 w ₃	-30										
				内空高 h ₁	±30										
				延長L	-200										
6	河川編	3	橋門・橋管	5	橋門・橋管 本体工	2	2								
					基準高▽	±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 1施工箇所毎		6-3-5-6			施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 1施工箇所毎		6-3-5-6	
				延長L	-200										

出来形管理基準								(令和4年4月版)					(令和6年4月版)				
編	章	節	条	技	種	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要	
4	河川編	3	5	8	7	基礎工 水叩工	基準高 ∇	± 30	図面の寸法表示箇所にて測定。		6-3-5-7 6-3-5-8	基準高 ∇	± 30	図面の寸法表示箇所にて測定。		6-3-5-7 6-3-5-8	
							厚さ t	-20				厚さ t	-20				
							幅 w	-30				幅 w	-30				
							高さ h	± 30				高さ h	± 30				
							延長 L	-50				延長 L	-50				
6	河川編	4	6	7	基礎工 柱工 門柱工 グー工 製作台工 調整工	基準高 ∇	± 30	図面の寸法表示箇所にて測定。		6-4-6-7 6-4-6-8 6-4-6-9 6-4-6-10 6-4-6-11	基準高 ∇	± 30	図面の寸法表示箇所にて測定。		6-4-6-7 6-4-6-8 6-4-6-9 6-4-6-10 6-4-6-11		
						厚さ t	-20				厚さ t	-20					
						幅 w	-30				幅 w	-30					
						高さ h	± 30				高さ h	± 30					
						延長 L	-50				延長 L	-50					
6	河川編	5	6	13	基礎工 土砂吐水門	基準高 ∇	± 30	図面の寸法表示箇所にて測定。		6-5-6-13 6-5-6-14	基準高 ∇	± 30	図面の寸法表示箇所にて測定。		6-5-6-13 6-5-6-14		
						厚さ t	-20				厚さ t	-20					
						幅 w	-30				幅 w	-30					
						高さ h	± 30				高さ h	± 30					
						延長 L	-50				延長 L	-50					
6	河川編	5	7	8	基礎工 土砂吐工	基準高 ∇	± 30	基準高、幅、高さ、厚さは両端、施工継手箇所および構造図の寸法表示箇所にて測定。		6-5-7-8 6-5-7-9 6-5-7-10	基準高 ∇	± 30	基準高、幅、高さ、厚さは両端、施工継手箇所および構造図の寸法表示箇所にて測定。		6-5-7-8 6-5-7-9 6-5-7-10		
						厚さ t	-20				厚さ t	-20					
						幅 w	-30				幅 w	-30					
						高さ h	± 30				高さ h	± 30					
						延長 L	-50				延長 L	-50					
8	河川編	5	8	10	基礎工 土砂吐工	基準高 ∇	± 30	施工延長40m（側点間隔20mの場合150m）につき1ヶ所、40m（または150m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		6-5-8-3	基準高 ∇	± 30	施工延長40m（側点間隔20mの場合150m）につき1ヶ所、40m（または150m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		6-5-8-3		
						厚さ t ₁ , t ₂	-20				厚さ t ₁ , t ₂	-20					
						幅 w	-30				幅 w	-30					
						高さ h ₁ , h ₂	-30				高さ h ₁ , h ₂	-30					
						延長 L	-200				延長 L	-200					
9	河川編	5	9	2	管理 橋下 部 工	基準高 ∇	± 20	橋軸方向の断面守法は中央および両端部、その他は図面の寸法表示箇所にて測定。		6-5-9-2	基準高 ∇	± 20	橋軸方向の断面守法は中央および両端部、その他は図面の寸法表示箇所にて測定。		6-5-9-2		
						厚さ t	-20				厚さ t	-20					
						天端幅 w ₁ (橋軸方向)	-10				天端幅 w ₁ (橋軸方向)	-10					
						天端幅 w ₂ (橋軸方向)	-10				天端幅 w ₂ (橋軸方向)	-10					
						幅 w ₁ (橋軸方向)	-50				幅 w ₁ (橋軸方向)	-50					
						高さ h ₁	-50				高さ h ₁	-50					
						胸壁の高さ h ₂	-30				胸壁の高さ h ₂	-30					
						天端長 e ₁	-50				天端長 e ₁	-50					
						翼長 e ₂	-50				翼長 e ₂	-50					
						胸壁間距離 e	± 30				胸壁間距離 e	± 30					
						支点長および 中心線の变化	± 50				支点長および 中心線の变化	± 50					

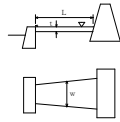
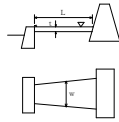
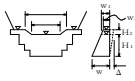
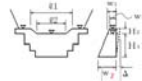
出来形管理基準							(令和4年4月版)					(令和6年4月版)				
編	章	節	条	技	工	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要
6	河川編	6	4	6	4	構造物 止水工	基準高 ∇	± 30	図面の表示箇所で測定。		6-6-4-6	基準高 ∇	± 30	図面の表示箇所で測定。		6-6-4-6
							厚さ t	-20				基準高 ∇	± 30			
							幅 w	-30				厚さ t	-20			
							高さ h_1, h_2	± 30				幅 w	-30			
							延長 L	-50				高さ h_1, h_2	± 30			
延長 L	-50	延長 L	-50													
6	河川編	6	4	7	4	構造物 止水工	基準高 ∇	± 30	図面の表示箇所で測定。		6-6-4-7	基準高 ∇	± 30	図面の表示箇所で測定。		6-6-4-7
							厚さ t	-20				基準高 ∇	± 30			
							幅 w	-30				厚さ t	-20			
							高さ h	± 30				幅 w	-30			
							延長 L	-50				高さ h	± 30			
延長 L	-50	延長 L	-50													
6	河川編	6	4	7	4	コンクリート 床版工	基準高 ∇	± 30	図面の表示箇所で測定。		6-6-5-7	基準高 ∇	± 30	図面の表示箇所で測定。		6-6-5-7
							厚さ t	-20				基準高 ∇	± 30			
							幅 w	-30				厚さ t	-20			
							高さ h	± 30				幅 w	-30			
							延長 L	-50				高さ h	± 30			
延長 L	-50	延長 L	-50													
6	河川編	7	4	6	4	止水工 (図面の止水工)	基準高 ∇	± 30	図面に表示してある箇所 で測定。		6-7-4-6	基準高 ∇	± 30	図面に表示してある箇所 で測定。		6-7-4-6
							天端幅 w_1	-30				基準高 ∇	± 30			
							堤幅 w_2	-30				天端幅 w_1	-30			
							堤長 L_1, L_2	-100				堤幅 w_2	-30			
							水通し幅 h_1, h_2	± 50				堤長 L_1, L_2	-100			
水通し幅 h_1, h_2	± 50	水通し幅 h_1, h_2	± 50													
6	河川編	7	4	6	4	止水工 (図面の止水工)	基準高 ∇	± 30	図面の寸法表示箇所 で測定。 厚さは目地およびその 中間点で測定。		6-7-4-8	基準高 ∇	± 30	図面の寸法表示箇所 で測定。 厚さは目地およびその 中間点で測定。		6-7-4-8
							厚さ t	-30				基準高 ∇	± 30			
							幅 w	-100				厚さ t	-30			
							延長 L	-100				幅 w	-100			
延長 L	-100	延長 L	-100													
6	河川編	7	5	6	4	鋼壁工	基準高 ∇	± 30	1. 図面の寸法表示箇所 で測定。 2. 上記以外の測定箇所 の標準は、天端幅・天 端高で各測点および ジョイント毎に測定。 3. 長さは、天端中心 線の水平延長、また は、測点に直角な水 平延長を測定。		6-7-5-6	基準高 ∇	± 30	1. 図面の寸法表示箇所 で測定。 2. 上記以外の測定箇所 の標準は、天端幅・天 端高で各測点および ジョイント毎に測定。 3. 長さは、天端中心 線の水平延長、また は、測点に直角な水 平延長を測定。		6-7-5-6
							天端幅 w_1	-30				基準高 ∇	± 30			
							堤幅 w_2	-30				天端幅 w_1	-30			
							長さ L	-100				堤幅 w_2	-30			
長さ L	-100	長さ L	-100													

出来形管理基準							(令和4年4月版)					(令和6年4月版)				
編	章	節	技	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要		
10	河川	14	22	除草工	堤防除草工 道路除草工	無開削 設計値以上	開削は、施工延長1kmにつき1ヶ所、1km未満のものは200mにつき1ヶ所とする。	7-1-5-5 10-14-2-1		無開削 設計値以上		開削は、施工延長1kmにつき1ヶ所、1km未満のものは200mにつき1ヶ所とする。	7-1-5-5 10-14-2-1			
7	河川	1	5	護岸工	堤防・護岸 護岸工	標準高V 幅w 高さh 延長L	施工延長40m（測点間隔25mの場合150m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。	7-1-5-5		標準高V 幅w 高さh 延長L	±30 -30 -30 -200	施工延長40m（測点間隔25mの場合150m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。	7-1-5-5			
7	河川	1	5	護岸工	堤防・護岸 護岸工	標準高V ブロック厚t ブロック縦幅w ₁ ブロック横幅w ₂ 延長L	ブロック縦幅40個につき1ヶ所の割合で測定。標準高、延長は施工延長40m（測点間隔25mの場合150m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。	7-1-5-6		標準高V ブロック厚t ブロック縦幅w ₁ ブロック横幅w ₂ 延長L	±50 -20 -20 -20 -200	ブロック縦幅40個につき1ヶ所の割合で測定。標準高、延長は施工延長40m（測点間隔25mの場合150m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。	7-1-5-6			
7	河川	1	6	護岸工	堤防・護岸 護岸工	標準高V 法長φ φ<5m φ≥5m 厚さt 延長L	施工延長40m（測点間隔25mの場合150m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案） <u>護岸工編</u> 」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	7-1-6-4		標準高V 法長φ φ<5m φ≥5m 厚さt 延長L	±50 -100 -100 -50 -200	施工延長40m（測点間隔25mの場合150m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案） <u>護岸工編</u> 」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	7-1-6-4			
7	河川	1	6	護岸工	堤防・護岸 護岸工	標準高V 法長φ φ<3m φ≥3m 厚さt t<100 t≥100 裏込材厚t' 延長L	施工延長40m（測点間隔25mの場合150m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案） <u>護岸工編</u> 」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	7-1-6-5		標準高V 法長φ φ<3m φ≥3m 厚さt t<100 t≥100 裏込材厚t' 延長L	±50 -50 -100 -20 -30 -50 -200	施工延長40m（測点間隔25mの場合150m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案） <u>護岸工編</u> 」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	7-1-6-5			
7	河川	1	8	天端工	堤防・護岸 天端工	標準高V 幅w 厚さt 基礎厚t' 延長L	施工延長40m（測点間隔25mの場合150m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。	7-1-8-2		標準高V 幅w 厚さt 基礎厚t' 延長L	±50 -50 -10 -45 -200	施工延長40m（測点間隔25mの場合150m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。	7-1-8-2			
7	河川	1	9	渡辺工	堤防・護岸 渡辺工	標準高V 幅 w ₁ , w ₂ 高さ h<3m h ₁ , h ₂ , h ₃ 高さ h≥3m h ₁ , h ₂ , h ₃ 延長L	施工延長40m（測点間隔25mの場合150m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。	7-1-9-3		標準高V 幅 w ₁ , w ₂ 高さ h<3m h ₁ , h ₂ , h ₃ 高さ h≥3m h ₁ , h ₂ , h ₃ 延長L	±50 -30 -50 -100 -200	施工延長40m（測点間隔25mの場合150m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。	7-1-9-3			

出来形管理基準					(令和4年4月版)					(令和6年4月版)																				
編	章	節	条	技	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	概要	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	概要															
7	河川 海岸 編	2	4	4	築堤・人工 工事	築堤基礎工	築堤基礎工	幅均し	本均し	±50	幅は施工延長10mにつき、1測点当たり5点以上測定。	平均し	本均し	±50	幅は施工延長10mにつき、1測点当たり5点以上測定。	平均し	表面均し	±100												
									標準高▽	異形ブロック 摺付面 (乱積)の 高さ			±500	幅均し			異形ブロック 摺付面 (乱積)の 高さ	±500												
										異形ブロック 摺付面 (乱積)以外 の高さ			±300				異形ブロック 摺付面 (乱積)以外 の高さ	±300												
									標準高▽	異形ブロック 摺付面 (乱 積)の高さ			±500	被覆均し			異形ブロック 摺付面 (乱 積)の高さ	±500												
										異形ブロック 摺付面 (乱積)以外 の高さ			±300				異形ブロック 摺付面 (乱積)以外 の高さ	±300												
									法長 h	-100			幅は施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (ま たは50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所、延長はセンターラインおよ び表裏法併用。	法長 h			-100													
									天端幅 w_1	-100				天端幅 w_1			-100													
									天端延長 L_1	-200				天端延長 L_1			-200													
									7	河川 海岸 編			2	5			5	築堤・人工 工事	堤防防止工	堤防防止工	幅 w	-300	幅は施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (ま たは50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。	幅 w	-300	幅は施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (ま たは50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。	幅 w	-300		
延長 L	-500	延長 L	-500																											
7	河川 海岸 編	2	5	5	築堤・人工 工事	築堤基礎工	築堤基礎工	幅均し	異形ブロック摺付面 (乱積)の高さ	±500	幅は施工延長10mにつき、1測点当たり5点以上測定。	標準高▽	異形ブロック摺付面 (乱積)の高さ	±500	幅は施工延長10mにつき、1測点当たり5点以上測定。	標準高▽	異形ブロック摺付面 (乱積)の高さ	±500												
									異形ブロック摺付面 (乱積)以外 の高さ	±300			異形ブロック摺付面 (乱積)以外 の高さ	±300																
									法長 h	-100			幅は施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (ま たは50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所、延長はセンターラインおよ び表裏法併用。	法長 h			-100													
									天端幅 w_1	-100				天端幅 w_1			-100													
									天端延長 L_1	-200				天端延長 L_1			-200													
									7	河川 海岸 編			2	5			5	築堤・人工 工事	海岸コンクリートブロック工	海岸コンクリートブロック工	(層積)ブロック 規格28×40高	±300	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (ま たは50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所、延長は、センターラインで行 う。	標準高▽	(層積)ブロック 規格28×40高	±300	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (ま たは50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所、延長は、センターラインで行 う。	標準高▽	(層積)ブロック 規格28×40高	±300
																					(層積)ブロック 規格28以上	±500			(層積)ブロック 規格28以上	±500				
																					(乱積)	±ブロックの高さの1/2			(乱積)	±ブロックの高さの1/2				
																					天端幅 w	-ブロックの高さの1/2			天端幅 w	-ブロックの高さの1/2				
天端延長 L	-ブロックの高さの1/2	天端延長 L	-ブロックの高さの1/2																											
7	河川 海岸 編	2	5	9	築堤・人工 工事	築堤基礎工	石砕工	標準高▽	±50	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (ま たは50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。	標準高▽	厚さ t	-50	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (ま たは50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。	標準高▽	厚さ t	-50													
								高さ h	$h < 3m$			-50	高さ h			$h < 3m$	-50													
									$h \geq 3m$			-100				$h \geq 3m$	-100													
								延長 L	-200			1施工箇所毎	延長 L			-200														
								7	河川 海岸 編			2	5			10	築堤・人工 工事	築堤基礎工	橋脚打コンクリート工	標準高▽	±30	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (ま たは50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。	標準高▽	幅 w	-30	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (ま たは50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。	標準高▽	幅 w	-30	
																				高さ h	-30			高さ h	-30					
																				延長 L	-200			延長 L	-200					

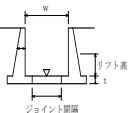
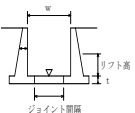
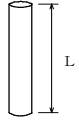

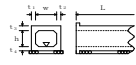
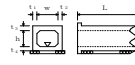
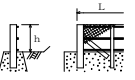
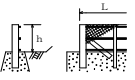
出来形管理基準							(令和4年4月版)					(令和6年4月版)						
編	章	節	条	技	種	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要		
7	2	5	11	1	5	ケーン工 (ケーン工製作)	パワーストの基準高▽	砕石、砂	±100	各室中央部1ヶ所		7-2-5-11	パワーストの基準高▽	砕石、砂	±100	各室中央部1ヶ所		7-2-5-11
								コンクリート	±50									
								壁厚 t ₁	±10					底版完成時、各壁1ヶ所				
								幅 w	+30, -10					各層完成時に中央部および底版と天端は両側				
								高さ h ₁	+30, -10					完成時、四隅				
								長さ L	+30, -10					各層完成時に中央部および底版と天端は両側				
								底版厚さ t ₂	+30, -10					底版完成時、各室中央部1ヶ所				
								フーチング高さ h ₂	+30, -10					底版完成時、四隅				
7	2	5	11	2	5	ケーン工 (ケーン工製作)	法線に対する出入 1、2	ケーン重量2000 t未満 ±100	据付完了後、両端2ヶ所		7-2-5-11	法線に対する出入 1、2	ケーン重量2000 t以上 ±150	据付完了後、両端2ヶ所		7-2-5-11		
								据付日地間隔 1'、2'					ケーン重量2000 t未満 100以下				ケーン重量2000 t以上 200以下	
7	2	5	11	3	5	ケーン工 (築地上部工) 海岸コンクリート 海岸コンクリートブロック	基準高▽	陸上	±30	1室につき1ヶ所(中心)		7-2-5-11	基準高▽	陸上	±30	1室につき1ヶ所(中心)		7-2-5-11
								水中	±50									
								厚さ t	±30									
								幅 w	±30									
								長さ L	±30									
7	2	5	12	1	5	セルラー工 (セルラー工製作)	壁厚 t	±10	密栓取外し後全数		7-2-5-12	壁厚 t	±10	密栓取外し後全数		7-2-5-12		
								幅 w					+20, -10					
								高さ h					+20, -10					
								長さ L					+20, -10					
7	2	5	12	2	5	セルラー工 (セルラー工製作)	法線に対する 出入1、2	±50	据付後ブロック1個に2ヶ所(各段毎)		7-2-5-12	法線に対する 出入1、2	±50	据付後ブロック1個に2ヶ所(各段毎)		7-2-5-12		
								隣接ブロックとの 間隔1'、2'					50以下					
7	2	5	12	3	5	セルラー工 (築地上部工) 海岸コンクリート 海岸コンクリートブロック	基準高▽	陸上	±30	1室につき1ヶ所(中心)		7-2-5-12	基準高▽	陸上	±30	1室につき1ヶ所(中心)		7-2-5-12
								水中	±50									
								厚さ t	±30									
								幅 w	±30									
								長さ L	±30									
7	2	6	2	2	5	砕石工	基準高▽	異形7'φ+据付面 (乱積)の高さ	±500	施工延長10mにつき、1測点当たり5点以上測定。		7-2-6-2	基準高▽	異形7'φ+据付面 (乱積)の高さ	±500	施工延長10mにつき、1測点当たり5点以上測定。		7-2-6-2
								異形7'φ+据付面(乱積) 以外の高さ	±300									
								法長 s	-100					幅は施工延長40m(測点間隔25mの場合150m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所、延長はセンターラインおよび表裏法算				
								天端幅 w	-100									
								天端延長 L	-200									

出来形管理基準						(令和4年4月版)						(令和6年4月版)					
工種						測定基準						測定基準					
編	章	節	条	技	技	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	概要	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	概要		
7	河川 海岸 編	2	6	3	3	堤防のブロック工	層種 ±300 乱種 ±1/2 厚さ t -20 幅 w ₁ , w ₂ -20 延長 L ₁ , L ₂ 層種 -20 乱種 -1/2	層種 ±300 乱種 ±1/2 幅、厚さは40個につき1ヶ所測定。 1施工箇所毎		7-2-6-3	基準高 層種 ±300 乱種 ±1/2 厚さ t -20 幅 w ₁ , w ₂ -20 延長 L ₁ , L ₂ 層種 -20 乱種 -1/2	層種 ±300 乱種 ±1/2 幅、厚さは40個につき1ヶ所測定。 1施工箇所毎		7-2-6-3			
7	河川 海岸 編	2	7	3	3	両段ブロック工	層種 ±300 乱種 ±1/2 厚さ t -20 幅 w ₁ , w ₂ -20 延長 L ₁ , L ₂ -200	層種 ±300 乱種 ±1/2 幅、厚さは40個につき1ヶ所測定。 1施工箇所毎		7-2-7-3	基準高 層種 ±300 乱種 ±1/2 厚さ t -20 幅 w ₁ , w ₂ -20 延長 L ₁ , L ₂ -200	層種 ±300 乱種 ±1/2 幅、厚さは40個につき1ヶ所測定。 1施工箇所毎		7-2-7-3			
7	河川 海岸 編	3	3	3	3	橋石工	本均し ±50 異形ブロック 端面(乱種)の 高さ ±500 異形ブロック 端面(乱種)以 外の高さ ±300 異形ブロック 端面(乱種)の 高さ ±500 異形ブロック 端面(乱種)以 外の高さ ±300 法長φ -100 天端幅 w ₁ -100 天端延長 L ₁ -200	橋石延長10mにつき、1測点当たり5表以上測定。 橋は施工延長40m (測点間隔25mの場合150m) につき1ヶ所、延長40m (ま たは50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所、延長はセンターラインにお よび表裏法算。		7-3-3-3	基準高 本均し ±50 異形ブロック 端面(乱種)の 高さ ±500 異形ブロック 端面(乱種)以 外の高さ ±300 異形ブロック 端面(乱種)の 高さ ±500 異形ブロック 端面(乱種)以 外の高さ ±300 法長φ -100 天端幅 w ₁ -100 天端延長 L ₁ -200	橋石延長10mにつき、1測点当たり5表以上測定。 橋は施工延長40m (測点間隔25mの場合150m) につき1ヶ所、延長40m (ま たは50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所、延長はセンターラインにお よび表裏法算。		7-3-3-3			
8	砂防 編	1	3	4	4	鋼製堰板収収材製作工	部材 部材長φ (m) ±3-φ≤10 ±4-φ>10	図面の寸法表示箇所を測定。		8-1-3-4	部材 部材長φ (m) ±3-φ≤10 ±4-φ>10	図面の寸法表示箇所を測定。		8-1-3-4			
8	砂防 編	1	8	4	4	コンクリート堰板本体工	基準高φ ±30 天端幅 w ₁ , w ₂ 堰幅 w ₂ -30 水通しの幅φ ₁ , φ ₂ ±50 堤長 L ₁ , L ₂ -100	図面の表示箇所を測定。 1. 図面の寸法表示箇所を測定。 2. 上記以外の測定箇所の標準は、天端幅・天端高で各測点およびジョイント 毎に測定。 3. 長さφは、天端中心線の水平延長、または、測点に直交する水平延長を測定。		8-1-8-4	基準高φ ±30 天端幅 w ₁ , w ₂ 堰幅 w ₂ -30 水通しの幅φ ₁ , φ ₂ ±50 堤長 L ₁ , L ₂ -100	図面の表示箇所を測定。 1. 図面の寸法表示箇所を測定。 2. 上記以外の測定箇所の標準は、天端幅・天端高で各測点およびジョイント 毎に測定。 3. 長さφは、天端中心線の水平延長、または、測点に直交する水平延長を測定。		8-1-8-4			
8	砂防 編	1	8	6	6	コンクリート側壁工	基準高φ ±30 幅 w ₁ , w ₂ -30 長さ L -100	1. 図面の寸法表示箇所を測定。 2. 上記以外の測定箇所の標準は、天端幅・天端高で各測点およびジョイント 毎に測定。 3. 長さφは、天端中心線の水平延長、または、測点に直交する水平延長を測定。		8-1-8-6	基準高φ ±30 幅 w ₁ , w ₂ -30 長さ L -100	1. 図面の寸法表示箇所を測定。 2. 上記以外の測定箇所の標準は、天端幅・天端高で各測点およびジョイント 毎に測定。 3. 長さφは、天端中心線の水平延長、または、測点に直交する水平延長を測定。		8-1-8-6			

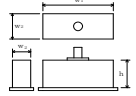
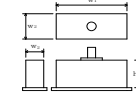
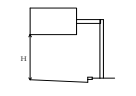
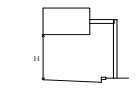
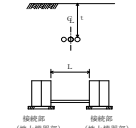
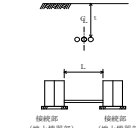
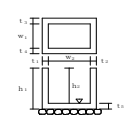
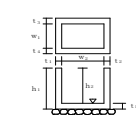
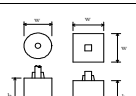
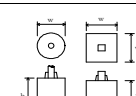
出来形管理基準						(令和4年4月版)					(令和6年4月版)					下線部(赤部): 変更箇所	
編	章	節	条	技	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要		
3	砂防編	1	砂防堰堤	8	コンクリート堰堤工	実印工	基準高 ∇	± 30		8-1-8-8	基準高 ∇	± 30		8-1-8-8			
					幅 w	-100											
					厚さ t	-30											
					延長 L	-100											
8	砂防編	1	砂防堰堤	9	鋼製堰堤本體工 (不透過型)	水道し部	堰高 ∇	± 50		8-1-9-5	水道し部	堰高 ∇	± 50		8-1-9-5		
					長さ $\phi 1, \phi 2$	± 100											
					幅 w_1, w_2	± 50											
					下流側倒れ Δ	$\pm 0.02H1$											
					袖高 ∇	± 50											
					袖部	幅 w_2	± 50										
						下流側倒れ Δ	$\pm 0.02H2$										

出来形管理基準						(令和4年4月版)					(令和6年4月版)					
編	章	節	技	工	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要	
8	5	9	6	製	鋼製鋼梁工	幅高	±50	1. 図面に表示してある箇所で測定。 2. ダブルウォール構造の場合は、堤高、幅、軸高は+の規格値は適用しない。		8-1-9-6		幅高	±50	1. 図面に表示してある箇所で測定。 2. ダブルウォール構造の場合は、堤高、幅、軸高は+の規格値は適用しない。		8-1-9-6
						長さL	±100									
						幅w ₁ , w ₂	±50									
						下流側倒れ△	±0.02H									
						高さh	h < 3m h ≥ 3m					-50 -100				
8	5	8	5	作	橋脚工	基準高	±30	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (または50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		8-2-5-8		基準高	±30	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (または50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		8-2-5-8
						幅w	-30									
						高さh ₁ , h ₂	-30									
						厚さt ₁ , t ₂	-20									
						延長L	-200									
8	5	4	4	山	山腹明り壁工	基準高	±30	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (または50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		8-3-6-4		基準高	±30	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (または50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		8-3-6-4
						厚さt ₁ , t ₂	-20									
						幅w	-30									
						幅w ₁ , w ₂	-50									
						高さh ₁ , h ₂	-30									
						深さh ₃	-30									
						延長L	-200									
8	5	7	4	地	橋脚水ボリング工	射孔深さ	設計値以上	全数		8-3-7-4		射孔深さ	設計値以上	全数		8-3-7-4
						配置間隔d	100									
						せん孔方向θ	±2.5度									
8	5	7	5	地	橋水沖工	基準高	±50	全数測定。 偏心量は、枕型と底面の差を測定。		8-3-7-5		基準高	±50	全数測定。 偏心量は、枕型と底面の差を測定。		8-3-7-5
						偏心量d	150									
						長さL	-100									
						巻立て幅w	-50									
						巻立て厚さt	-30									
8	5	9	6	合	合成杭工	基準高	±50	全数測定。		8-3-9-6		基準高	±50	全数測定。		8-3-9-6
						偏心量d	D/4以内かつ 100以内									

出来形管理基準							(令和4年4月版)				(令和6年4月版)				下線部(赤部):変更箇所	
編	章	節	条	技	種	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要
9	2	1	4	4	4	コンクリートダム工 (専設型)	天端高ワ	±30	1. 図面の寸法表示箇所を測定。 2. 上記以外の測定箇所は、下記を標準とする。 ①天端高、天端幅は、各測点、またはジョイントごとに測定。 ②リフト高、厚さは、各測点、またはジョイントについて3リフトごとに測定。 ③リフト高、厚さの測定は、前面、背面型枠設置後からとする。なお、リフト高、厚さの測定箇所は、前面背面型枠と水平打線目の接線部とする。 ④長さとは、天端中心線の水平延長または、測点に直角な水平延長を測定。		9-1-4	天端高ワ	±30	1. 図面の寸法表示箇所を測定。 2. 上記以外の測定箇所は、下記を標準とする。 ①天端高、天端幅は、各測点、またはジョイントごとに測定。 ②リフト高、厚さは、各測点、またはジョイントについて3リフトごとに測定。 ③リフト高、厚さの測定は、前面、背面型枠設置後からとする。なお、リフト高、厚さの測定箇所は、前面背面型枠と水平打線目の接線部とする。 ④長さとは、天端中心線の水平延長または、測点に直角な水平延長を測定。		9-1-4
							ジョイント間隔	±20				ジョイント間隔	±20			
							リフト高	±50				リフト高	±50			
							長さ	±100				長さ	±100			
							厚さ	±20				厚さ	±20			
9	2	4	5	5	コアの盛立	基準高ワ	設計値以上	各測点について5層毎に測定。 ※外側境界線は標準機種(タンピングローフ)の場合		9-2-4-5	基準高ワ	設計値以上	各測点について5層毎に測定。 ※外側境界線は標準機種(タンピングローフ)の場合		9-2-4-5	
						外側境界線	-0, +500				外側境界線	-0, +500				
9	2	4	6	6	フィルターの盛立	基準高ワ	-0	各測点について5層毎に測定。		9-2-4-6	基準高ワ	-0	各測点について5層毎に測定。		9-2-4-6	
						外側境界線	-0, +1000				外側境界線	-0, +1000				
						盛立幅	-0, +1000				盛立幅	-0, +1000				
9	2	4	7	7	ロックの盛立	基準高ワ	-100	各測点について盛立5m毎に測定。		9-2-4-7	基準高ワ	-100	各測点について盛立5m毎に測定。		9-2-4-7	
						外側境界線	-0, +2000				外側境界線	-0, +2000				

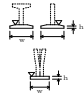
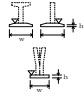
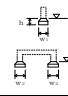
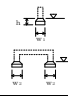

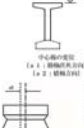
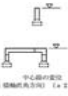
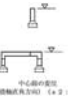
出来形管理基準						(令和4年4月版)					(令和6年4月版)										
編	章	節	条	技	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要						
9	ダム編	2	フィルダム		フィルダム (洪水吐)	基準高 h	± 20	1. 図面の寸法表示箇所にて測定。 2. 1回/1施工箇所		9-2	基準高 h	± 20	1. 図面の寸法表示箇所にて測定。 2. 1回/1施工箇所		9-2						
				ジョイント間隔	± 30																
				厚さ t	± 20																
				幅 w	± 40																
				リフト高さ	± 20																
				長さ L	± 100																
9	ダム編	3	基礎グラウト工		ボーリング工	深さ L	設計値以上	ボーリング工 各配置位置の規定はコンクリート面で行うカーニングラウトに適用する。		9-3-3	深さ L	設計値以上	ボーリング工 各配置位置の規定はコンクリート面で行うカーニングラウトに適用する。		9-3-3						
				配置偏差	100																
10	道路編	1	道路改良	2	透音線支柱製作工	部材 部材長 ϕ (m)	$\pm 9-\phi \leq 10$ $\pm 4-\phi > 10$	図面の寸法表示箇所にて測定。		10-1-3-2	部材 部材長 ϕ (m)	$\pm 9-\phi \leq 10$ $\pm 4-\phi > 10$	図面の寸法表示箇所にて測定。		10-1-3-2						
10	道路編	1	道路改良	9	現場打設工	基準高 h	± 30	両側、施工前および図面の寸法表示箇所にて測定。		10-1-9-6	基準高 h	± 30	両側、施工前および図面の寸法表示箇所にて測定。		10-1-9-6						
				厚さ $t_1 \sim t_2$	-20																
				幅 (内法) w	-30																
				高さ h	± 30																
				延長 L	$L < 20m$ $L \geq 20m$	-50 -100															
10	道路編	1	道路改良	11	落石防護柵工	幅 w	-200	1施工箇所毎		10-1-11-4	幅 w	-200	1施工箇所毎		10-1-11-4						
				延長 L	-200																
10	道路編	1	道路改良	11	落石防護柵工	高さ h	± 30	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、施工延長40m (または50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		10-1-11-5	高さ h	± 30	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、施工延長40m (または50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		10-1-11-5						
				延長 L	-200	1施工箇所毎															

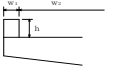
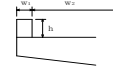
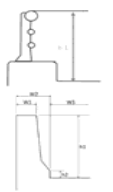
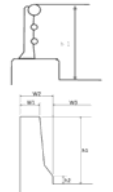
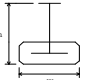
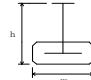
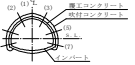
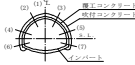
出来形管理基準						(令和4年4月版)					(令和6年4月版)								
											下線部(赤部):変更箇所								
編	章	節	条	技	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準		測定箇所	概要	測定項目	規格値 (mm)	測定基準		測定箇所	概要		
10	道路編	1	道路改良	11	6	防雪障工	高さh	±30	施工延長40m(測定間隔25mの場合150m)につき1ヶ所、施工延長40m(または150m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		10-1-11-6	高さh	±30	施工延長40m(測定間隔25mの場合150m)につき1ヶ所、施工延長40m(または150m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		10-1-11-6			
						延長L	-200	1施工箇所毎				延長L	-200	1施工箇所毎					
						基礎	幅w ₁ , w ₂	-30	基礎1基毎			基礎	幅w ₁ , w ₂	-30	基礎1基毎				
							高さh	-30					高さh	-30					
10	道路編	1	道路改良	11	7	雪崩予防障工	高さh	±30	施工延長40m(測定間隔25mの場合150m)につき1ヶ所、施工延長40m(または150m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		10-1-11-7	高さh	±30	施工延長40m(測定間隔25mの場合150m)につき1ヶ所、施工延長40m(または150m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		10-1-11-7			
						延長L	-200	1施工箇所毎				延長L	-200	1施工箇所毎					
						基礎	幅w ₁ , w ₂	-30	基礎1基毎			基礎	幅w ₁ , w ₂	-30	基礎1基毎				
						長さ	高さh	-30				長さ	高さh	-30					
						長さ	打込みφ	-10%	全数			長さ	打込みφ	-10%	全数				
						長さ	埋込みφ	-5%				長さ	埋込みφ	-5%					
10	道路編	1	道路改良	12	4	遮音壁基礎工	幅w	-30	施工延長40m(測定間隔25mの場合150m)につき1ヶ所、施工延長40m(または150m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		10-1-12-4	幅w	-30	施工延長40m(測定間隔25mの場合150m)につき1ヶ所、施工延長40m(または150m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		10-1-12-4			
						高さh	-30					高さh	-30						
						延長L	-200	1施工箇所毎				延長L	-200	1施工箇所毎					
10	道路編	1	道路改良	12	5	遮音壁本体工	間隔w ₁ , w ₂	±15	施工延長5スパンにつき1ヶ所		10-1-12-5	間隔w ₁ , w ₂	±15	施工延長5スパンにつき1ヶ所		10-1-12-5			
						支柱	ずれa	10				支柱	ずれa	10					
							ねじれb-c	5					ねじれb-c	5					
							傾れd	b×0.5%					傾れd	b×0.5%					
						高さh	+30, -20					高さh	+30, -20						
						延長L	-200	1施工箇所毎				延長L	-200	1施工箇所毎					
10	道路編	2	舗装	4	舗装工	歩道舗装工 敷合舗装路盤工 砕石舗装路盤工	個々の測定値(X)	10個の測定値の平均(X ₁₀)	基準高は片側延長40m毎に1ヶ所の割で測定。厚さは、片側延長200m毎に1ヶ所取り起こして測定。幅は、片側延長50m毎に1ヶ所測定。各両端部2点で測定する。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2000㎡以上とする。 小規模とは、表層および基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 横断舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	10-2-4	個々の測定値(X)	10個の測定値の平均(X ₁₀)	基準高は片側延長40m毎に1ヶ所の割で測定。厚さは、片側延長200m毎に1ヶ所取り起こして測定。幅は、片側延長50m毎に1ヶ所測定。各両端部2点で測定する。 工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2000㎡以上とする。 小規模とは、表層および基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 横断舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	10-2-4	個々の測定値(X)	10個の測定値の平均(X ₁₀)	基準高は片側延長40m毎に1ヶ所の割で測定。厚さは、片側延長200m毎に1ヶ所取り起こして測定。幅は、片側延長50m毎に1ヶ所測定。各両端部2点で測定する。 工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2000㎡以上とする。 小規模とは、表層および基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 横断舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	10-2-4
						標準高	±50	—				標準高	±50	—					
						厚さ	t < 15cm	-30	-10			厚さ	t < 15cm	-30	-10				
							t ≥ 15cm	-45	-15				t ≥ 15cm	-45	-15				
						幅	-100	—				幅	-100	—					
10	道路編	2	舗装	4	舗装工	歩道舗装工 敷合舗装工 砕石舗装工 表層工	個々の測定値(X)	10個の測定値の平均(X ₁₀)	幅は、片側延長50m毎に1ヶ所の割で測定。厚さは、片側延長200m毎に1ヶ所コアを採取して測定。	10-2-4	個々の測定値(X)	10個の測定値の平均(X ₁₀)	幅は、片側延長50m毎に1ヶ所の割で測定。厚さは、片側延長200m毎に1ヶ所コアを採取して測定。	10-2-4	個々の測定値(X)	10個の測定値の平均(X ₁₀)	幅は、片側延長50m毎に1ヶ所の割で測定。厚さは、片側延長200m毎に1ヶ所コアを採取して測定。	10-2-4	
						中規模以上	中規模以下	中規模以上				中規模以上	中規模以下	中規模以上					
						厚さ	-9	-3				厚さ	-9	-3					
						幅	-25	—				幅	-25	—					

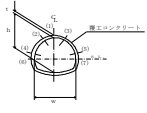

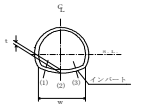
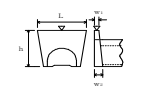
出来形管理基準								(令和4年4月版)				(令和6年4月版)			
編	章	節	条	技	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要
10	2	5	9	9	排水性舗装用路肩排水工	基準高 h	± 30	施工延長40m (測点間隔25mの場合)につき1ヶ所、延長40m (または50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所、なお、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案) 舗装工種計測技術 (断面管理の観点)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。			基準高 h	± 30	施工延長40m (測点間隔25mの場合)につき1ヶ所、延長40m (または50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所、なお、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案) 舗装工種計測技術 (断面管理の観点)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
						延長 L	-200	1ヶ所/1施工箇所 なお、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案) 舗装工種計測技術 (断面管理の観点)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		延長 L	-200	1ヶ所/1施工箇所 なお、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案) 舗装工種計測技術 (断面管理の観点)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。			
10	2	7	4	4	路肩板工 (コンクリート工)	基準高	± 20	1ヶ所/1路肩板			基準高	± 20	1ヶ所/1路肩板		
						各部の厚さ	± 20	1ヶ所/1路肩板		各部の厚さ	± 20	1ヶ所/1路肩板			
						各部の長さ	± 30	1ヶ所/1路肩板		各部の長さ	± 30	1ヶ所/1路肩板			
						(オーバーシュー)	各部の長さ	± 20	全数	各部の長さ	± 20	全数			
						厚さ	—		厚さ	—					
						(アンカーボルト)	中心のずれ	± 20	全数	中心のずれ	± 20	全数			
						アンカー長	± 20	全数	アンカー長	± 20	全数				
10	2	9	4	1	次層舗装工 (標準基礎工)	幅 w_1 , w_2	-30	基礎一基毎			幅 w_1 , w_2	-30	基礎一基毎		
						高さ h	-30			高さ h	-30				
10	2	9	2	1	大管埋設工 (標準工)	設置高さ H	設計値以上	1ヶ所/1基			設置高さ H	設計値以上	1ヶ所/1基		
10	2	12	5	1	ケーブル配管工	埋設深 t	$0 \sim +50$	接続区間毎に1ヶ所			埋設深 t	$0 \sim +50$	接続区間毎に1ヶ所		
						延長 L	-200	接続区間毎で全数		延長 L	-200	接続区間毎で全数			
10	2	12	5	2	ケーブル配管工 (ハンドホール)	基準高 h	± 30	1ヶ所毎 ※印は、現場打ちのある場合			基準高 h	± 30	1ヶ所毎 ※印は、現場打ちのある場合		
						※厚さ $t_1 \sim t_2$	-20			※厚さ $t_1 \sim t_2$	-20				
						※幅 w_1 , w_2	-30			※幅 w_1 , w_2	-30				
						※高さ h_1 , h_2	-30			※高さ h_1 , h_2	-30				
10	2	12	6	1	照明工 (照明柱基礎工)	幅 w	-30	1ヶ所/1施工箇所			幅 w	-30	1ヶ所/1施工箇所		
						高さ h	-30			高さ h	-30				

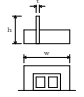
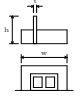
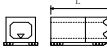
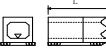
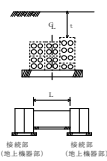
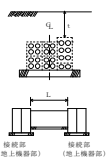
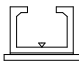
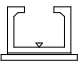
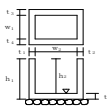
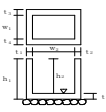
出来形管理基準								(令和4年4月版)					(令和6年4月版)														
編	章	節	条	技	種	工	種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	概要	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	概要										
10	道路	橋	橋	橋	橋	橋	橋	鋼製橋脚製作工	部材	橋柱とベースプレートとの鉛直度δ (mm)	w/500	各脚柱、ベースプレートを測定。		10-3-3-3	部材	橋柱とベースプレートとの鉛直度δ (mm)	w/500	各脚柱、ベースプレートを測定。		10-3-3-3							
										ベイスプレートの孔の位置	±2	全数を測定。		10-3-3-3		ベイスプレートの孔の位置	±2	全数を測定。		10-3-3-3							
										ベイスプレートの孔の径d	0~5	全数を測定。					ベイスプレートの孔の径d	0~5	全数を測定。								
									仮橋立時	柱の中心間隔、対角長L (m)	±5... L ≤ 10m ±10~10 < L ≤ 20m ±(10+(L-20)/10)~20m < L	両端部および片持ばり部を測定。		10-3-3-3	仮橋立時	柱の中心間隔、対角長L (m)	±5... L ≤ 10m ±10~10 < L ≤ 20m ±(10+(L-20)/10)~20m < L	両端部および片持ばり部を測定。		10-3-3-3							
										はりのキャンバーおよび柱の曲がりδ (mm)	L/1000	各主橋の各橋点を測定。		10-3-3-3		はりのキャンバーおよび柱の曲がりδ (mm)	L/1000	各主橋の各橋点を測定。		10-3-3-3							
										柱の鉛直度δ (mm)	10~H ≤ 10 H~H > 10	各柱および片持ばり部を測定。 H: 高さ (m)		10-3-3-3		柱の鉛直度δ (mm)	10~H ≤ 10 H~H > 10	各柱および片持ばり部を測定。 H: 高さ (m)		10-3-3-3							
									10	道路	橋	橋	橋	橋	橋	橋	橋台躯体工	基礎高H	±20	橋軸方向の断面守形は中央および両端部、その他は寸法表示箇所。開放き形状の詳細については「道路橋支保働機」による。なお、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。(アンカーボルト孔の鉛直度を除く)		10-3-6-8	基礎高H	±20	橋軸方向の断面守形は中央および両端部、その他は寸法表示箇所。開放き形状の詳細については「道路橋支保働機」による。なお、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。(アンカーボルト孔の鉛直度を除く)		10-3-6-8
																		厚さt	-20			厚さt	-20				
																		天端幅w ₁ (橋軸方向)	-10			天端幅w ₁ (橋軸方向)	-10				
																		天端幅w ₂ (橋軸方向)	-10			天端幅w ₂ (橋軸方向)	-10				
敷幅w ₃ (橋軸方向)	-50	敷幅w ₃ (橋軸方向)	-50																								
高さh ₁	-50	高さh ₁	-50																								
胸壁の高さh ₂	-30	胸壁の高さh ₂	-30																								
天端長l ₁	-50	天端長l ₁	-50																								
敷長l ₂	-50	敷長l ₂	-50																								
胸壁間距離s	±30	胸壁間距離s	±30																								
支脚長および中心線の変化	±50	支脚長および中心線の変化	±50																								
支保部アンカーボルトの設置位置関係	計画高	+10~20	支保部アンカーボルト上の設置位置関係は各脚の中心ではなく、アンカーボルトの位置を以て測定。 アンカーボルト上の鉛直度は蓋板も各種軸方向、橋軸垂直方向で十字に切った状態で測定。		計画高	+10~20																					
	平面位置	±20			平面位置	±20																					
	70φボルト孔の鉛直度	1/50以下			70φボルト孔の鉛直度	1/50以下																					

出来形管理基準							(令和4年4月版)				(令和6年4月版)				下線部(赤部):変更箇所										
編	章	節	条	技	種	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要									
10	3	7	9	1	1	橋脚橋体工 (張出式) (重方式) (半重方式)	基準高 ∇	± 20	橋脚方向の断面守法は中央および両端部、その他は守法表示箇所、 箱状形状の詳細については「道路橋支保架保」による。 なお、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 橋脚 加工用(表1)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができ る。(アンカーボルト孔の鉛直度を除く)		10-3-7-9	基準高 ∇	± 20	橋脚方向の断面守法は中央および両端部、その他は守法表示箇所、 箱状形状の詳細については「道路橋支保架保」による。 なお、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で 規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。(アンカーボ ルト孔の鉛直度を除く) ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管 理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測位置を満たす計測方法 により出来形管理を実施することがである。		10-3-7-9									
厚さ t	-20	天端幅 w1 (橋脚方向)	-20	幅幅 w2 (橋脚方向)	-50	高さ h	-50	天端長 a				-50	敷長 b				-50	橋脚中心間距離 s	± 30	支間長および 中心線の变化	± 50				
支 承 部 ア ン カ ー ボ ル ト の 鉛 直 さ 規 格	計画高	+10~-20	平面位置	± 20	アンカーボルト孔の 鉛直度	1/50以下	支 承 部 ア ン カ ー ボ ル ト の 鉛 直 さ 規 格	計画高				+10~-20	平面位置				± 20	アンカーボルト孔の 鉛直度	1/50以下						
10	3	7	9	2	2	橋脚橋体工 (ラーメン式)	基準高 ∇	± 20				橋脚方向の断面守法は中央および両端部、その他は守法表示箇所、 箱状形状の詳細については「道路橋支保架保」による。 なお、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 橋脚 加工用(表1)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができ る。(アンカーボルト孔の鉛直度を除く)					10-3-7-9	基準高 ∇	± 20	橋脚方向の断面守法は中央および両端部、その他は守法表示箇所、 箱状形状の詳細については「道路橋支保架保」による。 なお、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で 規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。(アンカーボ ルト孔の鉛直度を除く) ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管 理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測位置を満たす計測方法 により出来形管理を実施することがである。		10-3-7-9			
厚さ t	-20	天端幅 w ₁	-20	幅幅 w ₂	-20	高さ h	-50	長さ s										-20	橋脚中心間距離 s				± 30	支間長および 中心線の变化	± 50
支 承 部 ア ン カ ー ボ ル ト の 鉛 直 さ 規 格	計画高	+10~-20	平面位置	± 20	アンカーボルト孔の 鉛直度	1/50以下	支 承 部 ア ン カ ー ボ ル ト の 鉛 直 さ 規 格	計画高										+10~-20	平面位置				± 20	アンカーボルト孔の 鉛直度	1/50以下

出来形管理基準										(令和4年4月版)										(令和6年4月版)									
																				下線部(赤部):変更箇所									
編	章	節	条	技	種	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	概要	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	概要													
10	道路	3	橋	8	9	1	橋脚ワーキング工 (I型・T型)	基準高 ¹⁾	±20	橋脚方向の断面寸法は中央および両端部、その他は寸法表示箇所。		10-3-8-9	基準高 ¹⁾	±20	橋脚方向の断面寸法は中央および両端部、その他は寸法表示箇所。		10-3-8-9												
							幅 ²⁾ (橋脚方向)	-50					幅 ²⁾ (橋脚方向)	-50															
							高さ ³⁾	-50					高さ ³⁾	-50															
							長さ ⁴⁾	-50					長さ ⁴⁾	-50															
10	道路	3	橋	8	9	2	橋脚ワーキング工 (門型)	基準高 ¹⁾	±20	橋脚方向の断面寸法は中央および両端部、その他は寸法表示箇所。		10-3-8-9	基準高 ¹⁾	±20	橋脚方向の断面寸法は中央および両端部、その他は寸法表示箇所。		10-3-8-9												
							幅 ²⁾ 、 ³⁾ w ₁ 、w ₂	-50					幅 ²⁾ 、 ³⁾ w ₁ 、w ₂	-50															
							高さ ⁴⁾	-50					高さ ⁴⁾	-50															
10	道路	3	橋	8	10	1	橋脚架設工 (I型・T型)	基準高 ¹⁾	±20	橋脚方向の断面寸法は中央および両端部、その他は寸法表示箇所。		10-3-8-10	基準高 ¹⁾	±20	橋脚方向の断面寸法は中央および両端部、その他は寸法表示箇所。		10-3-8-10												
							橋脚中心間距離 ²⁾	±30					橋脚中心間距離 ²⁾	±30															
							支脚長および中心線の变化	±50					支脚長および中心線の变化	±50															
10	道路	3	橋	8	10	2	橋脚架設工 (門型)	基準高 ¹⁾	±20	橋脚方向の断面寸法は中央および両端部、その他は寸法表示箇所。		10-3-8-10	基準高 ¹⁾	±20	橋脚方向の断面寸法は中央および両端部、その他は寸法表示箇所。		10-3-8-10												
							橋脚中心間距離 ²⁾	±30					橋脚中心間距離 ²⁾	±30															
							支脚長および中心線の变化	±50					支脚長および中心線の变化	±50															
10	道路	3	橋	8	11		現場継手工	現場継手部のすき間 ¹⁾ 、 ²⁾ δ1、δ2 (mm)	5 容±5	主桁、主脚の全継手数の1/2を測定。 ※は耐震性鋼材(後使用)の場合		10-3-8-11	現場継手部のすき間 ¹⁾ 、 ²⁾ δ1、δ2 (mm)	5 容±5	主桁、主脚の全継手数の1/2を測定。 ※は耐震性鋼材(後使用)の場合		10-3-8-11												
10	道路	4	鋼	3	9		橋梁用高欄製作工	部材	部材長 ¹⁾ (m)	±3……±5 ≤10 ±4……±6 >10	図面の寸法表示箇所で測定。		10-4-3-9	部材	部材長 ¹⁾ (m)	±3……±5 ≤10 ±4……±6 >10	図面の寸法表示箇所で測定。		10-4-3-9										
10	道路	4	鋼	5	10		支保工 (鋼製支保)	据付け高さ ^{注1)}	±5	支保全数を測定。 B: 支保中心間隔 (m) 支保の平面寸法が300mm以下の場合は、水平面の高低差を1mm以下とする。なお、支保を均配なりに据付ける場合を除く。		10-4-5-10	据付け高さ ^{注1)}	±5	支保全数を測定。 B: 支保中心間隔 (m) 支保の平面寸法が300mm以下の場合は、水平面の高低差を1mm以下とする。なお、支保を均配なりに据付ける場合を除く。		10-4-5-10												
							可動支保の移動可能量 ^{注2)}	設計移動量以上		注1) 先固定の場合は、支保上面で測定する。 注2) 可動支保の定置 (δ、L ₁) を計測し、支保据付時のオフセット量δを考慮して、移動可能量が道路橋支保便覧の規格値を満たすことを確認する。 注3) 可動支保の移動量検査は、架設完了後に実施する。 詳細は、道路橋支保便覧参照。			可動支保の移動可能量 ^{注2)}	設計移動量以上	注1) 先固定の場合は、支保上面で測定する。 注2) 可動支保の定置 (δ、L ₁) を計測し、支保据付時のオフセット量δを考慮して、移動可能量が道路橋支保便覧の規格値を満たすことを確認する。 注3) 可動支保の移動量検査は、架設完了後に実施する。 詳細は、道路橋支保便覧参照。		10-4-5-10												
							支保中心間隔 (橋脚直角方向)	ツツ1) 橋脚 ±5 ツツ2) ±(4+0.5×(B-2))					支保中心間隔 (橋脚直角方向)	ツツ1) 橋脚 ±5 ツツ2) ±(4+0.5×(B-2))			10-4-5-10												
							水平面 橋脚方向 橋脚直角方向	1/100					水平面 橋脚方向 橋脚直角方向	1/100			10-4-5-10												
							可動支保の橋脚方向のずれ 同一支保線上の 相対誤差	5					可動支保の橋脚方向のずれ 同一支保線上の 相対誤差	5			10-4-5-10												
							可動支保の機能確認 ^{注3)}	温度変化に伴う移動量計算値の1/2以上					可動支保の機能確認 ^{注3)}	温度変化に伴う移動量計算値の1/2以上			10-4-5-10												
10	道路	4	鋼	5	10	2	支保工 (ゴム支保)	据付け高さ ^{注1)}	±5	支保全数を測定。 B: 支保中心間隔 (m) 上部構造部材下面とゴム支保面との接触面およびゴム支保と台座セルタルとの接触面に沿ったずれ量を測定。 支保の平面寸法が300mm以下の場合は、水平面の高低差を1mm以下とする。なお、支保を均配なりに据付ける場合を除く。		10-4-5-10	据付け高さ ^{注1)}	±5	支保全数を測定。 B: 支保中心間隔 (m) 上部構造部材下面とゴム支保面との接触面およびゴム支保と台座セルタルとの接触面に沿ったずれ量を測定。 支保の平面寸法が300mm以下の場合は、水平面の高低差を1mm以下とする。なお、支保を均配なりに据付ける場合を除く。		10-4-5-10												
							可動支保の移動可能量 ^{注2)}	設計移動量以上		注1) 先固定の場合は、支保上面で測定する。 注2) 可動支保の定置 (δ、L ₁) を計測し、支保据付時のオフセット量δを考慮して、移動可能量が道路橋支保便覧の規格値を満たすことを確認する。 注3) 可動支保の移動量検査は、架設完了後に実施する。 詳細は、道路橋支保便覧参照。			可動支保の移動可能量 ^{注2)}	設計移動量以上	注1) 先固定の場合は、支保上面で測定する。 注2) 可動支保の定置 (δ、L ₁) を計測し、支保据付時のオフセット量δを考慮して、移動可能量が道路橋支保便覧の規格値を満たすことを確認する。 注3) 可動支保の移動量検査は、架設完了後に実施する。 詳細は、道路橋支保便覧参照。		10-4-5-10												
							支保中心間隔 (橋脚直角方向)	ツツ1) 橋脚 ±5 ツツ2) ±(4+0.5×(B-2))					支保中心間隔 (橋脚直角方向)	ツツ1) 橋脚 ±5 ツツ2) ±(4+0.5×(B-2))			10-4-5-10												
							水平面 橋脚方向 橋脚直角方向	1/300					水平面 橋脚方向 橋脚直角方向	1/300			10-4-5-10												
							可動支保の橋脚方向のずれ 同一支保線上の 相対誤差	5					可動支保の橋脚方向のずれ 同一支保線上の 相対誤差	5			10-4-5-10												
							可動支保の機能確認 ^{注3)}	温度変化に伴う移動量計算値の1/2以上					可動支保の機能確認 ^{注3)}	温度変化に伴う移動量計算値の1/2以上			10-4-5-10												

出来形管理基準								(令和4年4月版)					(令和6年4月版)							
編	章	節	技	工	測	規	測	測	簡	測	規	測	測	簡	測	規	測	測	簡	
号	号	号	号	種	定	格	定	定	要	定	値	定	定	要	定	値	定	定	要	
10	道	4	8	橋	工	(mm)	(mm)	所			(mm)					(mm)				
10	道	4	8	橋	橋脚防立設置工	アンカーボルト孔の削孔長	設計値以上	全数測定	10-4-8-3	アンカーボルト孔の削孔長	設計値以上	全数測定	10-4-8-3	アンカーボルト孔の削孔長	設計値以上	全数測定	10-4-8-3	アンカーボルト孔の削孔長	設計値以上	全数測定
						アンカーボルト定着長	-20 以内 かつ -1D以内	全数測定 D:アンカーボルト径 (mm)			アンカーボルト定着長	-20 以内 かつ -1D以内	全数測定 D:アンカーボルト径 (mm)							
10	道	4	8	橋	地覆工	地覆の幅 w_1	-10~+20	1種間当たり両端と中央部の3ヶ所測定。	10-4-8-5	地覆の幅 w_1	-10~+20	1種間当たり両端と中央部の3ヶ所測定。	10-4-8-5	地覆の幅 w_1	-10~+20	1種間当たり両端と中央部の3ヶ所測定。	10-4-8-5	地覆の幅 w_1	-10~+20	1種間当たり両端と中央部の3ヶ所測定。
						地覆の高さ h	-10~+20				地覆の高さ h	-10~+20								
						有効幅員 w_2	0~+30				有効幅員 w_2	0~+30								
10	道	4	8	橋	橋梁用防落柵工 橋梁用高欄工	天端幅 w_1	-5~+10	1種間当たり両端と中央部の3ヶ所測定。	10-4-8-6 10-4-8-7	天端幅 w_1	-5~+10	1種間当たり両端と中央部の3ヶ所測定。	10-4-8-6 10-4-8-7	天端幅 w_1	-5~+10	1種間当たり両端と中央部の3ヶ所測定。	10-4-8-6 10-4-8-7	天端幅 w_1	-5~+10	1種間当たり両端と中央部の3ヶ所測定。
						地覆の幅 w_2	-10~+20				地覆の幅 w_2	-10~+20								
						高さ h_1	-20~+30				高さ h_1	-20~+30								
						高さ h_2	-10~+20				高さ h_2	-10~+20								
						有効幅員 w_2	0~+30				有効幅員 w_2	0~+30								
10	道	4	8	橋	検査路工	幅	±3	1ブロックを抽出して測定。	10-4-8-8	幅	±3	1ブロックを抽出して測定。	10-4-8-8	幅	±3	1ブロックを抽出して測定。	10-4-8-8	幅	±3	1ブロックを抽出して測定。
						高さ	±4			高さ	±4			高さ	±4			高さ	±4	
10	道	6	2	コ	プレキャストコンクリート橋上部工	幅 w	±5	桁全数について測定。 横方向タワミの測定は、プレストレスing後に測定。 桁幅寸法測定箇所は、両端部、中央部の3ヶ所とする。 ℓ: スパン長	10-6-2	幅 w	±5	桁全数について測定。 横方向タワミの測定は、プレストレスing後に測定。 桁幅寸法測定箇所は、両端部、中央部の3ヶ所とする。 ℓ: スパン長	10-6-2	幅 w	±5	桁全数について測定。 横方向タワミの測定は、プレストレスing後に測定。 桁幅寸法測定箇所は、両端部、中央部の3ヶ所とする。 ℓ: スパン長	10-6-2	幅 w	±5	桁全数について測定。 横方向タワミの測定は、プレストレスing後に測定。 桁幅寸法測定箇所は、両端部、中央部の3ヶ所とする。 ℓ: スパン長
						高さ h	+10 -5				高さ h	+10 -5								
						桁長ℓ スパン長	ℓ<15: ±10 ℓ≧15: ±(ℓ-5) かつ -30mm以内				桁長ℓ スパン長	ℓ<15: ±10 ℓ≧15: ±(ℓ-5) かつ -30mm以内								
						横方向最大タワミ	0.88				横方向最大タワミ	0.88								
10	道	6	3	ト	吹付工	吹付け厚さ	設計吹付け厚以上。ただし、良好な状態が施工確認、突出部等の特殊な箇所は設計吹付け厚の1/2以上を確保するものとする。	施工延長40m毎に測定。 (1)~(7)および断面変化点の検測孔を測定。 (1) 良好な状態は、道路トンネル技術基準（構造編）にいう地盤等級AまたはBに該当する地盤とする。	10-6-4-3	吹付け厚さ	設計吹付け厚以上。ただし、良好な状態が施工確認、突出部等の特殊な箇所は設計吹付け厚の1/2以上を確保するものとする。	施工延長40m毎に測定。 (1)~(7)および断面変化点の検測孔を測定。 (1) 良好な状態は、「道路トンネル技術基準（構造編） <u>上記</u> 」にいう地盤等級AまたはBに該当する地盤とする。	10-6-4-3	吹付け厚さ	設計吹付け厚以上。ただし、良好な状態が施工確認、突出部等の特殊な箇所は設計吹付け厚の1/2以上を確保するものとする。	施工延長40m毎に測定。 (1)~(7)および断面変化点の検測孔を測定。 (1) 良好な状態は、「道路トンネル技術基準（構造編） <u>上記</u> 」にいう地盤等級AまたはBに該当する地盤とする。	10-6-4-3	吹付け厚さ	設計吹付け厚以上。ただし、良好な状態が施工確認、突出部等の特殊な箇所は設計吹付け厚の1/2以上を確保するものとする。	施工延長40m毎に測定。 (1)~(7)および断面変化点の検測孔を測定。 (1) 良好な状態は、「道路トンネル技術基準（構造編） <u>上記</u> 」にいう地盤等級AまたはBに該当する地盤とする。
																				
10	道	6	4	ト	ロックボルト工	位置間隔	—	施工延長40m毎に断面全数検測。	10-6-4-4	位置間隔	—	施工延長40m毎に断面全数検測。	10-6-4-4	位置間隔	—	施工延長40m毎に断面全数検測。	10-6-4-4	位置間隔	—	施工延長40m毎に断面全数検測。
						角度	—			角度	—			角度	—			角度	—	
						削孔深さ	—			削孔深さ	—			削孔深さ	—			削孔深さ	—	
						孔径	—			孔径	—			孔径	—			孔径	—	
						突出量	プレート下面 から10cm以内				突出量	プレート下面 から10cm以内						突出量	プレート下面 から10cm以内	

出来形管理基準					(令和4年4月版)					(令和6年4月版)					
編	章	節	条	技	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要
10	道 路 編	6	トン ネ ル ヘ ン タ イ ム	5	5	掘 工	掘 工	掘 工 コ ン ク リ ー ト 工		10-6-5-3	<p>(1) 基準高、幅、高さは、施工40mにつき1ヶ所、 (2) 厚さ (3) コンクリート打設前の巻立空間を1打設長の終点を図に示す各点で測定、中間部はコンクリート打設後で測定。 (4) コンクリート打設後、掘削コンクリートについて1打設長の端面（施工継手の位置）において、図に示す各点の巻厚測定を行う。 (5) 検測孔による巻厚の測定は図の(1)は40mに1ヶ所、(2)～(3)は100mに1ヶ所の割合で行う。 なお、トンネル延長が100m以下のものについては、1トンネル当たり2ヶ所以上の検測孔による測定を行う。 ただし、以下の場合には、左記の規格値は適用除外とする。 ・良好な地層における巻厚または掘削コンクリートの部分的な突出で、設計工厚の3分の1以下のもの。 なお、実部が同等しているものに限る。 ・異常土圧による掘削不足で、型枠の撤付け時には安定が確認されかつ別途構造的に掘削の安全が確認されている場合。 ・掘アーク実施上、ロックボルトの突出。 計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）トンネル工編」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることが出来る。</p>	<p>(1) 基準高、幅、高さは、施工40mにつき1ヶ所、 (2) 厚さ (3) コンクリート打設前の巻立空間を1打設長の終点を図に示す各点で測定、中間部はコンクリート打設後で測定。 (4) コンクリート打設後、掘削コンクリートについて1打設長の端面（施工継手の位置）において、図に示す各点の巻厚測定を行う。 (5) 検測孔による巻厚の測定は図の(1)は40mに1ヶ所、(2)～(3)は100mに1ヶ所の割合で行う。 なお、トンネル延長が100m以下のものについては、1トンネル当たり2ヶ所以上の検測孔による測定を行う。 ただし、以下の場合には、左記の規格値は適用除外とする。 ・良好な地層における巻厚または掘削コンクリートの部分的な突出で、設計工厚の3分の1以下のもの。 なお、実部が同等しているものに限る。 ・異常土圧による掘削不足で、型枠の撤付け時には安定が確認されかつ別途構造的に掘削の安全が確認されている場合。 ・掘アーク実施上、ロックボルトの突出。 計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることが出来る。</p>			
													基準高▽（鉄埋）	±50	
													幅w（全幅）	-50	
													高さh（内法）	-50	
		厚さt	設計値以上	延長L	—										
10	道 路 編	6	トン ネ ル ヘ ン タ イ ム	5	5	掘 工	掘 工	掘 削 コ ン ク リ ー ト 工		10-6-5-5	<p>掘削延長40m（掘削間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。</p>	<p>掘削延長40m（掘削間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。</p>			
													幅w	-50	
													厚さt	-30	
													延長L	—	
10	道 路 編	6	トン ネ ル ヘ ン タ イ ム	4	4	掘 工	掘 工	掘 削 コ ン ク リ ー ト 工		10-6-6-4	<p>(1) 幅は、施工40mにつき1ヶ所。 (2) 厚さ (3) コンクリート打設前の巻立空間を1打設長の中間と終点を図に示す各点で測定。 (4) コンクリート打設後、インバートコンクリートについて1打設長の端面（掘削手の位置）において、図に示す各点の巻厚測定を行う。</p>	<p>(1) 幅は、施工40mにつき1ヶ所。 (2) 厚さ (3) コンクリート打設前の巻立空間を1打設長の中間と終点を図に示す各点で測定。 (4) コンクリート打設後、インバートコンクリートについて1打設長の端面（掘削手の位置）において、図に示す各点の巻厚測定を行う。</p>			
													幅w（全幅）	-50	
													厚さt	設計値以上	
													延長L	—	
10	道 路 編	6	トン ネ ル ヘ ン タ イ ム	8	4	掘 工	掘 工	掘 削 コ ン ク リ ー ト 工		10-6-8-4	<p>図面の主要寸法表示箇所所で測定。</p>	<p>図面の主要寸法表示箇所所で測定。</p>			
													基準高▽	±50	
													幅w1, w2	-30	
													高さh	-50	
		h < 3m	-50												
		h ≧ 3m	-100												
		延長L	-200												

出来形管理基準							(令和4年4月版)				(令和6年4月版)									
編	章	節	条	技	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要					
10	11	6	5	1	防水工 (防水壁)	高さ h	-20	図面の寸法表示箇所を測定。		10-11-6-5	高さ h	-20	図面の寸法表示箇所を測定。		10-11-6-5					
				幅 w	±50															
				厚さ t	-20															
10	11	7	2	1	プレキャスト躯体工	基準高▽	±30	施工延長40m (間隔60mの場合)につき1ヶ所、延長40m (または50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。ただし、基準高の適用は据付後の段差検査時のみ適用する。		10-11-7-2	基準高▽	±30	施工延長40m (間隔60mの場合)につき1ヶ所、延長40m (または50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。ただし、基準高の適用は据付後の段差検査時のみ適用する。		10-11-7-2					
					延長 L	-200	延長：1施工箇所毎					延長 L	-200	延長：1施工箇所毎						
10	12	5	2	1	管路上 (管路部)	埋設深 t	0~+50	接続部 (地上機器部) 間毎に1ヶ所。		10-12-5-2	埋設深 t	0~+50	接続部 (地上機器部) 間毎に1ヶ所。		10-12-5-2					
					延長 L	-200	接続部 (地上機器部) 間毎に全数。 【管路センターで測定】						延長 L			-200	接続部 (地上機器部) 間毎に全数。 【管路センターで測定】			
10	12	5	3	1	プレキャストボックス上 (特殊部)	基準高▽	±30	接続部 (地上機器部) 間毎に1ヶ所。		10-12-5-3	基準高▽	±30	接続部 (地上機器部) 間毎に1ヶ所。		10-12-5-3					
10	12	6	2	1	ハンドホール工	基準高▽	±30	1ヶ所毎 又は取付部分のある場合		10-12-6-2	基準高▽	±30	1ヶ所毎 又は取付部分のある場合		10-12-6-2					
				取付厚さ t ₁ 、t ₂	-20															
				取付幅 w ₁ 、w ₂	-30															
				取付高さ h ₁ 、h ₂	-30															

出来形管理基準							(令和4年4月版)					(令和6年4月版)																
編	章	節	条	技	種	工種	測定項目	規格値 (mm)		測定基準	測定箇所	概要	測定項目	規格値 (mm)		測定基準	測定箇所	概要										
10	14	4	5	1	5	切削オーバレイ工	幅々の測定値(X) 測定値の平均(X')	-7	-2	厚さは40m毎に「現積高さ+切削後の基準高の差」「切削後の基準高とオーバレイ後の基準高の差」で算出する。測定点は車道中心線、車道端およびその中心とする。幅は、延長80m毎に1ヶ所の測とし、延長80m未満の場合は、2ヶ所/施工箇所とする。断面状況で、間隔、測点数を変えることが出来る。		維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	10-14-4-5	幅々の測定値(X) 測定値の平均(X')	-7	-2	厚さは40m毎に「現積高さ+切削後の基準高の差」「切削後の基準高とオーバレイ後の基準高の差」で算出する。測定点は車道中心線、車道端およびその中心とする。幅は、延長80m毎に1ヶ所の測とし、延長80m未満の場合は、2ヶ所/施工箇所とする。断面状況で、間隔、測点数を変えることが出来る。 「各次計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理の方法を用いることができる。		維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。									
																				厚さt (切削)	-9	3mプロファイルメーター (a) 2.4m以下 直線式 (足付き) (a) 1.75m以下	幅々の測定値(X) 測定値の平均(X')	-9	3mプロファイルメーター (a) 2.4m以下 直線式 (足付き) (a) 1.75m以下			
																				幅w	-25		幅々の測定値(X) 測定値の平均(X')	-25				
																				延長L	-100		幅々の測定値(X) 測定値の平均(X')	-100				
平坦性	—																											
10	14	4	5	2	切削オーバレイ工 (面管理の場合) 厚さtまたは標高較差(切削)のみ	幅々の測定値(X) 測定値の平均(X')	-17 ((17) (面管理として緩和))	-2 (2)	1. 施工履歴データを用いた出来形管理要領(案)(路面切削工編)に基づき出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 計測は切削面の全面とし、すべての点で設計面との厚さtまたは標高較差(切削)を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 3. 厚さtまたは標高較差(切削)は、現積高さ+切削後の基準高との差で算出する。 4. 厚さt(オーバレイ)は40m 毎に「切削後の基準高とオーバレイ後の基準高の差」で算出する。測定点は車道中心線、車道端およびその中心とする。 5. 幅は、延長80m毎に1ヶ所の測とし、延長80m未満の場合は、2ヶ所/施工箇所とする。断面状況で、間隔、測点数を変えることが出来る。		維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	10-14-4-5	幅々の測定値(X) 測定値の平均(X')	-17 ((17) (面管理として緩和))	-2 (2)	1. 施工履歴データを用いた出来形管理要領(案)(路面切削工編)に基づき出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 計測は切削面の全面とし、すべての点で設計面との厚さtまたは標高較差(切削)を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 3. 厚さtまたは標高較差(切削)は、現積高さ+切削後の基準高との差で算出する。 4. 厚さt(オーバレイ)は40m 毎に「切削後の基準高とオーバレイ後の基準高の差」で算出する。測定点は車道中心線、車道端およびその中心とする。 5. 幅は、延長80m毎に1ヶ所の測とし、延長80m未満の場合は、2ヶ所/施工箇所とする。断面状況で、間隔、測点数を変えることが出来る。		維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。										
																			厚さt (切削)	-9	3mプロファイルメーター (a) 2.4m以下 直線式 (足付き) (a) 1.75m以下	幅々の測定値(X) 測定値の平均(X')	-9	3mプロファイルメーター (a) 2.4m以下 直線式 (足付き) (a) 1.75m以下				
																			幅w	-25		幅々の測定値(X) 測定値の平均(X')	-25					
																			延長L	-100		幅々の測定値(X) 測定値の平均(X')	-100					
平坦性	—																											
10	14	4	7	1	路上再生工	幅々の測定値(X) 測定値の平均(X')	-30	-50	幅は延長80m毎に1ヶ所の測で測定。厚さは、各車線200m毎に左右両端および中央の3点を繋り起して測定。		維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	10-14-4-7	幅々の測定値(X) 測定値の平均(X')	-30	-50	幅は延長80m毎に1ヶ所の測で測定。厚さは、各車線200m毎に左右両端および中央の3点を繋り起して測定。		維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。										
																			幅w	-50		幅々の測定値(X) 測定値の平均(X')	-50					
																			延長L	-100		幅々の測定値(X) 測定値の平均(X')	-100					
平坦性	—																											
10	14	3	4	1	付着部材製作工	幅々の測定値(X) 測定値の平均(X')	ニ2……w≦0.5 ニ3……0.5<w≦1.0 ニ4……1.0<w≦2.0 ニ (3+w/2) ……2.0<w	主桁・主構	各支点および各支間中央付定を測定。		1型鋼付た トラス部材	10-16-3-4	幅々の測定値(X) 測定値の平均(X')	ニ2……w≦0.5 ニ3……0.5<w≦1.0 ニ4……1.0<w≦2.0 ニ (3+w/2) ……2.0<w	主桁・主構	各支点および各支間中央付定を測定。		1型鋼付た トラス部材										
																			フランジ幅w (m)	ニ2……w≦0.5	主桁・主構	各支点および各支間中央付定を測定。	フランジ幅w (m)	ニ2……w≦0.5	主桁・主構	各支点および各支間中央付定を測定。		
																			腹板高h (m)	ニ3……0.5<w≦1.0	床組など	構造別に、5部材につき1個取り取った部材の中央付定を測定。	フランジ幅w (m)	ニ3……0.5<w≦1.0	床組など	構造別に、5部材につき1個取り取った部材の中央付定を測定。		
																			腹板間隔b' (m)	ニ4……1.0<w≦2.0 ニ (3+w/2) ……2.0<w			腹板高h (m)	ニ4……1.0<w≦2.0 ニ (3+w/2) ……2.0<w				
																			フランジの直角度δ (mm)	w/200	主桁	各支点および各支間中央付定を測定。		フランジの直角度δ (mm)	w/200	主桁	各支点および各支間中央付定を測定。	
																			圧縮材の曲がりδ (mm)	δ/1000	主要部材全数を測定。 δ: 部材長 (mm)			圧縮材の曲がりδ (mm)	δ/1000	主要部材全数を測定。 δ: 部材長 (mm)		